

平成 27 年 8 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社 オ プ ト ロ ム
代表者名 代表取締役社長 竹下 俊弘
(コード番号:7824 名証セントレックス)
問合せ先 経営企画室長 安坂 健太郎
(電話番号 03 - 5510 - 7708)

(訂正) 平成 25 年 12 月から平成 27 年 6 月までの当社の適時開示資料の
一部訂正について

当社は、平成 27 年 7 月 30 日付「第三者委員会の調査報告書（最終報告）の受領に関するお知らせ」の開示のとおり、今般の第三者委員会の調査報告書を受け、平成 25 年 12 月から平成 27 年 6 月までの当社の適時開示資料 130 件を見直した結果、平成 25 年 12 月から平成 27 年 6 月までの 52 件（既に訂正した平成 27 年 3 月期第 1 四半期から第 3 四半期の決算短信 3 件及び調査報告書と関連の無い訂正 3 件を含む）の訂正が必要であると判断したため、本日開示いたします。また、平成 26 年 2 月 27 日付「第三者割当により発行される第 4 回新株予約権の募集及びコミットメント条項付募集新株予約権引受契約締結に関するお知らせ」の適時開示資料のうち反社会勢力等に関する調査結果に係る訂正に関しては、本日別途開示している「(再訂正)「(訂正)『第三者割当により発行される第 4 回新株予約権の募集及びコミットメント条項付募集新株予約権引受契約締結に関するお知らせ』の一部訂正について」の一部訂正について」にて訂正しております。なお、平成 26 年 2 月 27 日付の有価証券届出書及び平成 27 年 3 月 9 日付の有価証券届出書の訂正届出書を本日提出しております。

記

1. 訂正の理由・概要

当社は、平成 27 年 3 月 9 日付「(訂正)『第三者割当により発行される第 4 回新株予約権の募集及びコミットメント条項付募集新株引受契約締結に関するお知らせ』の一部訂正について」にて、第 4 回新株予約権の割当先予定先に係る反社会的勢力等に関する調査結果について、反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す情報に該当しないと公表していたものを、実際には、当時、当該信用調査会社からは関わりを示す情報が記載された調査結果を受領しており、これについての株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）の照会に対して、当該事実を報告していなかったこと及び開示資料に記載していなかったことにより、平成 26 年 2 月 27 日付の開示資料及び同日付で提出された有価証券届出書を訂正した旨の開示を行いました。また、平成 27 年 3 月 2 日付「平成 26 年 9 月 25 日付から平成 27 年 2 月 6 日付までの『資金の借入に関するお知らせ』の一部訂正について」にて、平成 26 年 9 月 30 日から同年 10 月 29 日までの間に行った、計 4 回、合計 99 百万円の借入れについて、その全額につき新たな資本政策による返済又は債権の株式化を検討している旨の開示を継続して行っていたが、実際には、そのうち 40 百万円を実質的に返済していた旨を公表しており、平成 27 年 3 月 9 日付で開示した「第三者割当による新株式発行、第 7 回新株予約権の発行及びコミットメント条項付募集新株予約権引受契約の締結並びに主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」の公表のために行っていた名古屋証券取引所との相談過程において、名古屋証券取引所の照会に対しこの事実の報告がないまま、99 百万円全額に対する返済を当該第三者割当の資金用途として公表準備を進めておりました。

これら当社の開示の内容から、名古屋証券取引所は平成 27 年 3 月 9 日に、上場有価証券の発行

者の会社情報の適時開示等に関する規則第2章に定める、会社情報の適時開示及び会社情報に係る照会事項の名古屋証券取引所への正確な報告義務について当社が重大な違反を行ったおそれがあり、審査により確認する必要があると判断されました。そして今後の審査結果いかんによっては、上場廃止基準に該当することとなるため、当社株式は上場廃止基準に該当するおそれがある銘柄として、株主および投資家の皆様に注意を喚起するべく監理銘柄（審査中）に指定されることになりました。

当社は、平成27年5月20日に監理銘柄（審査中）指定の理由となった平成27年3月9日に開示済みの訂正有価証券届出書及び適時開示資料の訂正を含め、平成26年3月期及び平成27年3月期の有価証券報告書等及び適時開示資料について訂正の可否等を調査するために第三者委員会を設置し、平成27年7月30日に同委員会より、調査報告書を受領いたしました。この調査報告書を当社で検討した結果、以下「2. 訂正する適時開示資料等の一覧及び各資料の訂正事由」に列挙した適時開示資料の内容について訂正が必要であると判断し、訂正作業を進め、本日開示するに至りました。

2. 訂正する適時開示資料等の一覧及び各資料の訂正事由

項番	開示日	表題	訂正箇所及び訂正理由
1	H25/12/24	資金の借入に関するお知らせ	・借入先の実質的資金提供者が開示した割当予定先ではなく、元当社執行役員であった。
2	H26/2/14	平成26年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)	・注記事項の記載中、平成25年12月に実施した借入について、借入先の実質的資金提供者を補足。（項番1の訂正の反映）
3	H26/2/27	第三者割当により発行される第4回新株予約権の募集及びコミットメント条項付募集新株予約権引受契約締結に関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・実質的な割当予定先が元当社執行役員であった。 ・弁護士報酬550万円（実際は元当社執行役員へのコンサルティング報酬）が未計上であった。 ・M&A先の株価算定をした公認会計士は、当社の有価証券届出書の一部作成業務を行っていた。 ・ファイナンシャル・アドバイザー選定経緯の記載が実態に即していなかった。 ・割当先のうちの1社は元当社執行役員等の利得目的で選定された。 ・割当先の新株予約権及び行使後の株式の保有方針が確認できていなかった。 ・割当先の払込みに必要な資金手当てが確認できていなかった。
4	H26/2/27	新規事業の開始及び有限会社パルテックとの業務提携のお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・新規事業開始の経緯において、紹介者として記載したファイナンシャル・アドバイザーが紹介した事実はなかった。 ・M&A先の株価算定をした公認会計士は、当社の有価証券届出書の一部作成業務を行っていた。（項番3の訂正の反映）
5	H26/3/11	資金の借入に関するお知らせ	・借入条件に、株式会社アイランド住宅へのコ

			ンサルティングフィーの支払いを追加。 ・過去の借入経緯の訂正。（項番1の訂正の反映）
6	H26/3/31	第三者割当による新株予約権発行の払込完了に関するお知らせ	・新株予約権の実質割当先は元当社執行役員で、開示した割当先は名義上の相手方であった。（項番3の訂正の反映）
7	H26/3/31	第4回新株予約権の行使に関するお知らせ及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ	・行使資金は平成26年2月27日付開示と異なり、株式会社アイランドからの借入れでなく、株式会社アイランドの顧問又は株式会社アイランドないし合同会社アイランドインベストメント等からの借入れであった。（割当先の行使原資の訂正） ・実質割当先の訂正。（項番6の訂正の反映）
8	H26/4/3	新株予約権の譲渡に関するお知らせ	・第3回新株予約権の割当先が保有する新株予約権を、他社に譲渡した経緯の記載が事実とは異なっていた。
9	H26/4/7	第4回新株予約権の行使に関するお知らせ及びその他関係会社の異動に関するお知らせ	・割当先の行使原資の訂正。（項番7の訂正の反映） ・実質割当先の訂正。（項番6の訂正の反映）
10	H26/4/8	第4回新株予約権の行使に関するお知らせ	・割当先の行使原資の訂正。（項番7の訂正の反映） ・実質割当先の訂正。（項番6の訂正の反映）
11	H26/4/14	新規事業の開始並びに株式会社みらくるグリーン及び合同産業株式会社との業務提携のお知らせ	・閉鎖型野菜工場設備の初期投資額合計が開示後増額し、また、開示どおりに未払金を支払っていないかった。
12	H26/4/18	第4回新株予約権の行使に関するお知らせ	・割当先の行使原資の訂正。（項番7の訂正の反映） ・実質割当先の訂正。（項番6の訂正の反映）
13	H26/5/20	第三者割当により発行された第4回新株予約権の権利行使による株式の譲渡並びにその他の関係会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ	・割当先が会社戦略上の理由で譲渡したと開示したが、実際には割当先が行使原資のために借入れした資金の返済に窮して譲渡したものであった。 ・割当先から他社への新株予約権の譲渡価額を訂正。
14	H26/5/20	第4回新株予約権の行使に関するお知らせ	・実質割当先の訂正。（項番6の訂正の反映）
15	H26/6/3	第4回新株予約権の移動及び行使に関するお知らせ	・割当先の会社分割の目的は、実際には同社保有の新株予約権を他者に譲渡するためであり、元当社執行役員が策定したスキームであった。
16	H26/7/17	新規事業の開始のお知らせ	・当該新規事業（インターネット広告事業）開始を当社の取締役会で決議していなかった。 ・当該新規事業の提携先の紹介者や、提携の経緯が事実とは異なっていた。

			<ul style="list-style-type: none"> ・今後の所要資金とした 30 百万円は、開示時点で既に支払い済みであった。
17	H26/7/30	第 4 回新株予約権の行使に関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・当該新株予約権行使は割当先の自発的行為ではなく、元当社取締役が、別の元取締役関係者に同社ごと譲り受けた上での新株予約権の行使を依頼したもの。
18	H26/8/6	第 4 回新株予約権の行使に関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・行使経緯の訂正。（項番 17 の訂正の反映）
19	H26/8/8	第 4 回新株予約権の行使に関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・行使経緯の訂正。（項番 17 の訂正の反映）
20	2014/8/13	平成 27 年 3 月期 第 1 四半期決算短信 [日本基準] (連結)	【平成 27 年 8 月 5 日訂正済み】
21	H26/8/22	第 4 回新株予約権の行使に関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・行使経緯の訂正。（項番 17 の訂正の反映）
22	H26/8/26	第 4 回新株予約権の行使に関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・行使経緯の訂正。（項番 17 の訂正の反映）
23	H26/8/27	新規事業開始の中止および第 4 回新株予約権に係る資金使途の一部変更に関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・開示した資金使途とは異なり、新株予約権行使の払込資金を項番 20 で訂正した預託金の支払いに充当した。
24	H26/9/2	第 4 回新株予約権の行使に関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・行使経緯の訂正。（項番 17 の訂正の反映）
25	H26/9/2	主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・当社が第 4 回新株予約権の移動先の保有方針を長期保有方針と確認したとしているが事実ではなかった。
26	H26/9/10	資金の借入に関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・借入先の紹介者が開示とは異なっていた。 ・「直近一連の借入の状況、返済の目処」の訂正。（項番 1 の訂正の反映） ・「調達資金の充当状況」の訂正。（項番 23 の反映）
27	H26/9/12	資金の借入に関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・「直近一連の借入の状況、返済の目処」の訂正。（項番 1 の訂正の反映）
28	H26/9/25	資金の借入に関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・借入先と当社との関係を無しと開示していたが、当社の新規事業に協力してもらう予定であった。 ・「直近一連の借入の状況、返済の目処」の訂正。（項番 1 の訂正の反映）
29	H26/9/29	資金の借入に関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・借入経緯が事実とは異なっていた。 ・項番 25 のとおり、当社は、第 4 回新株予約権の行使後の当社株式譲渡理由を確認していなかった。 ・「直近一連の借入の状況、返済の目処」の訂正。（項番 1 の訂正の反映）
30	H26/10/1	資金の借入に関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・借入先の紹介者が事実とは異なっていた。 ・借入先との関係を訂正。（項番 28 の訂正の反映）

			<ul style="list-style-type: none"> ・「直近一連の借入の状況、返済の目処」の訂正。(項番1の訂正の反映)
31	H26/10/10	資金の借入に関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・借入先の実質資金提供者は、元当社取締役を経由した当社執行役員であった。 ・借入先の実際の紹介者は元当社取締役であった。 ・借入先の貸付資金は実際には自己資金ではなかった。 ・「直近一連の借入の状況、返済の目処」の訂正。(項番1の訂正の反映)
32	H26/10/10	第4回新株予約権の行使に関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・行使経緯の訂正。(項番17の訂正の反映)
33	H26/10/21	第4回新株予約権の行使に関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・行使経緯の訂正。(項番17の訂正の反映)
34	H26/10/24	資金の借入に関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・「直近一連の借入の状況、返済の目処」の訂正。(項番1及び31の訂正の反映)
35	H26/10/29	資金の借入に関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・「直近一連の借入の状況、返済の目処」の訂正。(項番1及び31の訂正の反映)
36	H26/10/31	執行役員人事に関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・開示と同日に執行役員人事を決定するための臨時取締役会は開催されていなかった。
37	H26/11/4	第4回新株予約権の行使に関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・行使経緯の訂正。(項番17の訂正の反映)
38	H26/11/7	第4回新株予約権の行使及び資金使途の一部変更に関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・発行諸費用に元当社執行役員へのコンサルティング報酬を追加したことに伴う訂正。(項番3の訂正の反映)
39	H26/11/14	平成27年3月期 第2四半期決算短信[日本基準](連結)	<p>【平成27年8月5日訂正済み】 【追加訂正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要な後発事象における借入れの実質資金提供者の訂正。(項番31の訂正の反映)
40	H26/11/14	資金の借入に関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・「直近一連の借入の状況、返済の目処」の訂正。(項番1及び31の訂正の反映)
41	H26/12/15	資金の借入に関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・「直近一連の借入の状況、返済の目処」の訂正。(項番1及び31の訂正の反映)
42	H26/12/17	資金の借入に関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・「直近一連の借入の状況、返済の目処」の訂正。(項番1及び31の訂正の反映)
43	H26/12/26	資金の借入に関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・「直近一連の借入の状況、返済の目処」の訂正(項番1及び31の訂正の反映)
44	H26/12/26	(訂正)平成26年7月11日付及び平成26年9月2日付の主要株主の異動に係るお知らせの一部訂正について	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の譲渡先の保有方針を訂正。(項番25の訂正の反映) ・新株予約権の譲渡先株式の移動時期は実際には5月20日頃であった。
45	H27/1/13	資金の借入に関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・「直近一連の借入の状況、返済の目処」の訂正。(項番1及び31の訂正の反映)
46	H27/1/29	資金の借入に関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・「直近一連の借入の状況、返済の目処」の訂正。(項番1及び31の訂正の反映)

47	H27/2/3	資金の借入に関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> 借入先の紹介者は事実とは異なっていた。 「直近一連の借入の状況、返済の目処」の訂正。(項番1及び31の訂正の反映)
48	H27/2/6	資金の借入に関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> 借入先の紹介者は事実とは異なっていた。 「直近一連の借入の状況、返済の目処」の訂正。(項番1及び31の訂正の反映)
49	H27/2/13	平成27年3月期 第3四半期決算短信[日本基準](連結)	【平成27年8月5日訂正済み】
50	H27/3/2	平成26年9月25日付から平成27年2月6日付までの「資金の借入に関するお知らせ」の一部訂正について	<ul style="list-style-type: none"> ステディ合同会社への預け金合計40百万円の戻し入れについては、FAを介して新たに借り入れていた。 借入先の紹介者が事実とは異なっていた。 高村氏は当社の顧問として当社の新規事業推進に協力してもらっていた関係。
51	H27/3/9	第三者割当による新株式発行、第7回新株予約権の発行、コミットメント条項付募集新株予約権引受契約の締結、主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> 閉鎖型野菜工場の初期投資費用の訂正。(項番11の訂正の反映) 借入れ一覧表の訂正。(項番26、30、31、47、48、50の訂正の反映) ファイナンシャル・アドバイザーと当社の関係を訂正。(項番50の訂正の反映) 過去の当社のファイナンスの記載の訂正。(項番6の訂正の反映) 第4回新株予約権の割当先の長期保有方針及び資金手当てを確認したとしていたが、実際には確認していなかった。 第4回新株予約権の割当先に係る反社会的勢力等に関する信用調査会社の調査結果を訂正し誓約書を提出したとしたが、当該訂正内容は虚偽であった。
52	H27/6/12	(開示事項の経過) 第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の経緯に関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> 当社取締役と面識が無かったとした一部の譲渡先は実際には面識があった。

3. 訂正の内容

訂正箇所につきましては、__下線を付しております。

訂正1：平成25年12月24日付「資金の借入に関するお知らせ」の一部訂正

(1頁)

【訂正前】

2. ホライズンパリティートサービス株式会社

① 借入日：平成25年12月24日

② 金額：10百万円

- ③ 金 利： 年 0%
- ④ 融資手数料： ②記載の金額の 15% (実質金利 15%)
- ⑤ 返済期限： 平成 26 年 12 月 23 日
- ⑥ 借入先： ホライズンパリティートサービス株式会社
- ⑦ 担保状況： 無担保
- ⑧ 資金使途： 運転資金
- ⑨ 当社との関係： 人的関係について、代表取締役 武内秀之氏は当社の元取締役であります。資本関係、取引関係について、該当事項はありません。

【訂正後】

2. 大村安孝

- ① 借入日： 平成 25 年 12 月 24 日
- ② 金 額： 10 百万円
- ③ 金 利： 年 0%
- ④ 融資手数料： ②記載の金額の 15% (実質金利 15%)
- ⑤ 返済期限： 平成 26 年 12 月 23 日
- ⑥ 借入先： 大村安孝
- ⑦ 担保状況： 無担保
- ⑧ 資金使途： 運転資金
- ⑨ 当社との関係： 当社執行役員であります。
本契約は、貸付金額全額を当社執行役員が拠出し、手数料についても全額収受することとなっているため、契約上の名義人ではなく、実体の債権者を記載しています。
- ⑩ そ の 他：

訂正 2：平成 26 年 2 月 14 日付「平成 26 年 3 月期 第 3 四半期決算短信 [日本基準] (非連結)」

(1 頁)

【訂正前】

(略)

以上のことから一部の買掛金及び未払金については支払いを留保していただいている状況にあり、借入金の返済についても、約定どおりの返済を開始するための原資を確保するのが困難な状況が続いており、12 月には事業運転資金を賄うためのつなぎ融資として、ホライズンパリティートサービス株式会社より 10 百万円の借入を行い、ついで株式会社アイランドより運転資金に 50 百万円の借入を行いました。

【訂正後】

(略)

以上のことから一部の買掛金及び未払金については支払いを留保していただいている状況にあり、借入金の返済についても、約定どおりの返済を開始するための原資を確保するのが困難な状況が続いており、12 月には事業運転資金を賄うためのつなぎ融資として、当社執行役員大

村安孝より10百万円の借入を行い、ついで株式会社アイランドより運転資金に50百万円の借入を行いました。

訂正3：平成26年2月27日付「第三者割当により発行される第4回新株予約権の募集及びコミットメント条項付募集新株予約権引受契約締結に関するお知らせ」

(1頁)

【訂正前】

【第4回新株予約権発行の概要】

(1) 割当日	平成26年3月31日
(2) 新株予約権の総数	29,500個(新株予約権1個につき1,000株)
(3) 発行価額	総額25,635,500円(新株予約権1個につき金869円)
(4) 当該発行による潜在株式数	29,500,000株
(5) 調達資金の額	503,535,500円 内訳 新株予約権発行による調達額 25,635,500円 新株予約権行使による調達額 477,900,000円
(6) 行使価額	1株当たり金16.2円
(7) 募集又は割当方法(割当予定先)	第三者割当の方法による 合同会社社コンシェルジュ 23,000個 ホライズンパリテートサービス株式会社 6,500個
(8) その他	上記の各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。当社は、割当先との間で、コミットメント条項付募集新株予約権引受契約を締結する予定です。

【訂正後】

【第4回新株予約権発行の概要】

(1) 割当日	平成26年3月31日
(2) 新株予約権の総数	29,500個(新株予約権1個につき1,000株)
(3) 発行価額	総額25,635,500円(新株予約権1個につき金869円)
(4) 当該発行による潜在株式数	29,500,000株
(5) 調達資金の額	503,535,500円 内訳 新株予約権発行による調達額 25,635,500円 新株予約権行使による調達額 477,900,000円
(6) 行使価額	1株当たり金16.2円
(7) 募集又は割当方法(割当予定先)	第三者割当の方法による 合同会社社コンシェルジュ 23,000個 大村安孝 6,500個
(8) その他	上記の各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。当社は、割当先との間で、コミットメント条項付募集新株予約権引受契約を締結する予定です。

(3頁)

【訂正前】

(略)

次に、取引金融機関からの借入金 1,654 百万円（平成 25 年 12 月 31 日現在）については、平成 23 年 3 月の東日本大震災による本社工場の一時操業停止により資金繰りが悪化したために取引金融機関に 6 か月の借入金の返済猶予を依頼し、承諾していただきました。その後、業績回復が計画通りには進捗せず、引き続き平成 25 年 3 月末までの借入金の返済猶予の条件変更契約を締結することができましたが、2 年間の長期に渡る金融支援を受けております。現在は、さらに元金の返済猶予の交渉を続けつつ利息の支払いのみを行っている状況です。また、更に当社は 6 期連続赤字であり今年度第 3 四半期においても損失を計上するという継続した業績低迷の影響により、仕入債務等の事業運転資金が不足する状況であります。そのため、本新株予約権の発行及び行使までの間に不足する事業運転資金を賄うためのつなぎ融資として、平成 25 年 12 月 24 日に開示しましたとおり平成 25 年 12 月 17 日に株式会社アンビシャスグループ（住所：東京都港区台場一丁目 1 番 1 - 2204 号、代表取締役社長：児島幸恵）より 10 百万円、及びホライズンパリートサービス株式会社より平成 25 年 12 月 24 日に 10 百万円の借入を行い、次いで平成 25 年 12 月 27 日に開示しましたとおり株式会社アイランド（住所：福岡県福岡市中央区舞鶴一丁目 1 番 3 号、代表取締役社長：亀頭隆行）より運転資金及び株式会社アンビシャスグループへの返済資金として平成 25 年 12 月 27 日に 50 百万円の借入を行いました。

【訂正後】

(略)

次に、取引金融機関からの借入金 1,654 百万円（平成 25 年 12 月 31 日現在）については、平成 23 年 3 月の東日本大震災による本社工場の一時操業停止により資金繰りが悪化したために取引金融機関に 6 か月の借入金の返済猶予を依頼し、承諾していただきました。その後、業績回復が計画通りには進捗せず、引き続き平成 25 年 3 月末までの借入金の返済猶予の条件変更契約を締結することができましたが、2 年間の長期に渡る金融支援を受けております。現在は、さらに元金の返済猶予の交渉を続けつつ利息の支払いのみを行っている状況です。また、更に当社は 6 期連続赤字であり今年度第 3 四半期においても損失を計上するという継続した業績低迷の影響により、仕入債務等の事業運転資金が不足する状況であります。そのため、本新株予約権の発行及び行使までの間に不足する事業運転資金を賄うためのつなぎ融資として、平成 25 年 12 月 24 日に開示しましたとおり平成 25 年 12 月 17 日に株式会社アンビシャスグループ（住所：東京都港区台場一丁目 1 番 1 - 2204 号、代表取締役社長：児島幸恵）より 10 百万円、及び当社執行役員大村安孝より平成 25 年 12 月 24 日に 10 百万円の借入を行い、次いで平成 25 年 12 月 27 日に開示しましたとおり株式会社アイランド（住所：福岡県福岡市中央区舞鶴一丁目 1 番 3 号、代表取締役社長：亀頭隆行）より運転資金及び株式会社アンビシャスグループへの返済資金として平成 25 年 12 月 27 日に 50 百万円の借入を行いました。

(4頁)

【訂正前】

① 今後の事業展開とそれに係る資金需要

(略)

また、当社の経営状態の安定・改善のためには既存の事業の構造改革のみでは 6 期連続の赤字の脱却としては十分とは言えないため、さらに新たな収益源を確保する必要があります。そのためには当社が手がけてこなかった分野において新規の事業を模索・開業・着手する必

要があると当社は判断いたしました。当社は、以上述べたような既存事業の構造改革に加え、新規事業の検討・着手・遂行及び企業買収（以下2つを併せて「新規事業開発」といいます。また、新規事業開発と既存事業の構造改革をあわせて以下「本件事業再編」といいます）のため、ファーストメイク・リミテッド株式会社（住所：東京都中央区岩本町2-8-9 林慶ビル7F、代表取締役社長 前一明）に対し投資家の紹介・選定を含む事業再編全般のアドバイザーを依頼いたしました。そして、ファーストメイク・リミテッド株式会社より事業再生の専門家である大村安孝氏の紹介を受けましたので、担当執行役員として招聘し平成25年11月1日に経営企画室を新設いたしました。また、同時期に、ファーストメイク・リミテッド株式会社より当社のスポンサー候補として合同会社社会社コンシェルジュをご紹介いただきました。そして合同会社社会社コンシェルジュを含む企業グループ（以下「アンビシャス企業グループ」といいます。）より各種新事業の提案をいただきまして、当社は新設された経営企画室にて検討を重ね、経営改善計画の策定に取り組んでまいりました。

【訂正後】

① 今後の事業展開とそれに係る資金需要 (略)

また、当社の経営状態の安定・改善のためには既存の事業の構造改革のみでは6期連続の赤字の脱却としては十分とは言えないため、さらに新たな収益源を確保する必要があります。そのためには当社が手がけてこなかった分野において新規の事業を模索・開業・着手する必要があると当社は判断いたしました。当社は、以上述べたような既存事業の構造改革に加え、新規事業の検討・着手・遂行及び企業買収（以下2つを併せて「新規事業開発」といいます。また、新規事業開発と既存事業の構造改革をあわせて以下「本件事業再編」といいます）のため、ホライズンパリテートサービス株式会社の代表取締役であり、当社の元取締役であった武内秀之氏より大村安孝氏の紹介を受けましたので、今回の有価証券届出書作成業務等ファイナンス業務を主たる業務とする担当執行役員として招聘し、平成25年11月1日に経営企画室を新設いたしました。また、これらと同時期に、当社取締役は公認会計士より、当社のスポンサー候補として合同会社社会社コンシェルジュを含むアンビシャス企業グループをご紹介いただきました。そして合同会社社会社コンシェルジュを含むアンビシャス企業グループより各種新事業の提案をいただきまして、当社は新設された経営企画室にて検討を重ね、経営改善計画の策定に取り組んでまいりました。

(7頁)

【訂正前】

(2) 資金調達方法の検討

① 資金調達方法の概要

本新株予約権は、当社が合同会社社会社コンシェルジュ及びホライズンパリテートサービス株式会社に対して、行使可能期間を2年間とする新株予約権を第三者割当の方法によって割り当て、引受先である合同会社社会社コンシェルジュ・ホライズンパリテートサービス株式会社による新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組となっております。

当社と合同会社社会社コンシェルジュ、当社とホライズンパリテートサービス株式会社との間で、各々下記の内容を含むコミットメント契約を締結する予定です。

【本スキームの特徴】

(a) 当社の資金需要や株価動向を総合的に判断したうえで、予め定めた上限までの範囲内であれば柔軟な資金調達が可能であること（コミットメント）。

具体的には、合同会社社会社コンシェルジュと当社との間で、本新株予約権について、まず、価額の変動がなくとも当社の求めに応じ、無条件で新株予約権のうち200百万円相

当分については本新株予約権の効力発生後速やかに、または平成 26 年 3 月末日までに 50 百万円相当を行使し、以後合計 200 百万円に満つるまで翌月より各月 20 百万円相当の行使をする義務を負うものとする旨の契約（コミットメント）を締結する予定です。さらに、合同会社社会社コンシェルジュと当社の間で、上記コミットメントとは別に、新規事業のうち高栄養飼料の製造業の開始について、当社が経営計画・利益計画を作成し、合同会社社会社コンシェルジュから計画の承認をいただいた場合には、追加で 150 百万円相当の行使をする義務を負う旨の契約を締結する予定です。また、当社とホライズンパリテートサービス株式会社との間で、当社が株式会社未咲の株式取得のために必要と判断した際にホライズンパリテートサービス株式会社に対して新株予約権の行使を要請した場合には、ホライズンパリテートサービス株式会社は 55 百万円を限度としてその要請どおり行使する義務を負う旨の契約（コミットメント）を締結する予定です。

これらのコミットメントに係る金額は、当社の想定している支出時期に必要な金額を完全に充たすものではありませんが、このコミットメントにより、株価が行使価額を下回る状況においても、当社は資金調達が可能となります。

- (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式数は 29,500,000 株（うち合同会社社会社コンシェルジュ引受分は 23,000,000 株、ホライズンパリテートサービス株式会社引受分 6,500,000 株）で一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定されております。また、行使価額も修正条項が付されたものではなく、固定されております。
- (c) 本新株予約権の割当日から 3 か月を経過した日以降いつでも、一定の手続を経て、当社は本新株予約権 1 個当たりにつき本新株予約権 1 個当たりの払込金額（発行価額）で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。
- (d) 本新株予約権は、譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。
- (e) 株式市場へ急激な影響を与えないよう、割当予定先各々の新株予約権の行使によって取得した株式の売却については、両社合わせて各月毎にその時点における当社の発行済株式総数の 20% までを上限とすることによって、出来高の急増や株価の急激な下落といった急激な稀釈化による市場及び既存の株主様に対する影響も一定程度抑えられると考えます（なお、上限を 20% としたのは、当社の直近一年間の月毎出来高平均は当該月発行済株式総数の 23.3% であり、かつ直前 3 ヶ月の月毎の出来高は当該月発行済株式総数の約 36~102% であるため 20% という売却量は、市場において吸収可能な量であると判断したためです。）。

【訂正後】

(2) 資金調達方法の検討

① 資金調達方法の概要

本新株予約権は、当社が合同会社社会社コンシェルジュ及び大村安孝に対して、行使可能期間を 2 年間とする新株予約権を第三者割当の方法によって割り当て、引受先である合同会社社会社コンシェルジュ・大村安孝による新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

当社と合同会社社会社コンシェルジュとの間で、下記の内容を含むコミットメント契約を締結する予定です。

【本スキームの特徴】

- (a) 当社の資金需要や株価動向を総合的に判断したうえで、予め定めた上限までの範囲内であれば柔軟な資金調達が可能であること（コミットメント）。

具体的には、合同会社社会社コンシェルジュと当社の間で、本新株予約権について、まず、価額の変動がなくとも当社の求めに応じ、無条件で新株予約権のうち 200 百万円相

当分については本新株予約権の効力発生後速やかに、または平成 26 年 3 月末日までに 50 百万円相当を行使し、以後合計 200 百万円に満つるまで翌月より各月 20 百万円相当の行使をする義務を負うものとする旨の契約（コミットメント）を締結する予定です。さらに、合同会社社会コンシェルジュと当社の間で、上記コミットメントとは別に、新規事業のうち高栄養飼料の製造業の開始について、当社が経営計画・利益計画を作成し、合同会社社会コンシェルジュから計画の承認をいただいた場合には、追加で 150 百万円相当の行使をする義務を負う旨の契約を締結する予定です。

このコミットメントに係る金額は、当社の想定している支出時期に必要な金額を完全に充たすものではありませんが、このコミットメントにより、株価が行使価額を下回る状況においても、当社は資金調達が可能となります。

- (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式数は 29,500,000 株（うち合同会社社会コンシェルジュ引受分は 23,000,000 株、大村安孝引受分 6,500,000 株）で一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定されております。また、行使価額も修正条項が付されたものではなく、固定されております。
- (c) 本新株予約権の割当日から 3 か月を経過した日以降いつでも、一定の手続を経て、当社は本新株予約権 1 個当たりにつき本新株予約権 1 個当たりの払込金額（発行価額）で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。
- (d) 本新株予約権は、譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。
- (e) <削除>

(8 頁)

【訂正前】

② 当該資金調達の方法を選択した理由

当社は、債務超過の状態にあり、間接調達によって新規に資金を調達することは極めて困難であります。そのため既存株主の皆様の株式の希薄化を考慮しつつも、直接金融に依拠せざるを得ない状況であります。その検討において、公募増資・株主割当増資は、調達に要する時間及びコストが第三者割当による株式及び新株予約権の発行より多くかかるため、この度の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。また、第三者割当による新株式の発行につきましても、当社の経営環境・事業方針及び資金調達目的に関し理解をいただいている方々を中心に検討を行いました。直近での当社の業績不振と財務状態から、一定規模での引受の了承を得られる先を見出すことは困難でありました。そうした状況の中で、今回の割当先である合同会社社会コンシェルジュ及びホライズンパリテートサービス株式会社より、一時期に大量の資金が必要な株式の割当であれば引き受けないが、行使の時期・量を当社との協議によって調整できる新株予約権であれば引き受けたい旨の申し出をいただきました。ただし、当社の資金調達の緊急性・必要性についても理解するので、新株予約権発行の取締役会決議と同時に発行数のうち一定割合（合同会社社会コンシェルジュは合計 200 百万円に相当する株数について価額の変動がなくとも当社の求めに応じ、無条件で本新株予約権の効力発生後速やかに、または平成 26 年 3 月末日までに 50 百万円相当を行使し、以後合計 200 百万円に満つるまで翌月より各月 20 百万円相当の行使をする義務を負うものとし、さらに、上記コミットメントとは別に、新規事業のうち高栄養飼料の製造業の開始について、当社が経営計画・利益計画を作成し、合同会社社会コンシェルジュから計画の承認をいただいた場合には、追加で 150 百万円相当の行使をする義務を負う旨の内容のコミットメント条項付募集新株予約権引受契約を締結する旨の合意をいただきました。また、ホライズンパリテートサービス株式会社は、当社が株式会社未映の株式取得のために必要と判断した際にホライズンパリテートサービス株式会社に対して新株予約権の行使を要請した場合には、ホラ

イズンパリティートサービス株式会社は55百万円に相当する株式について、予約権の行使を予め約する内容のコミットメント条項付募集新株予約権引受契約を締結する旨の合意をいただきました。

(略)

また、本スキームは、本日現在の当社の総議決権に対し86.13%の希薄化が生じ、1株当たりの株式価値の希薄化が生じますが、前項の本スキームの特徴に記載しましたように、当社と引受先との間で行使を要請できるコミットメント契約を締結すること、及び一定の手続を経て本新株予約権の全部又は一部を取得することができることから、当社が行使を一定程度コントロールできます。さらに、取得した株式の売却について各月毎に当社の発行済株式総数の20%までを上限とすることで一定程度急激な稀釈化を防止できますことから、市場及び既存の株主様に対する影響も一定程度抑えられると考えるところ、むしろ、この本新株予約権発行による資金調達により債務超過を解消し、運転資金を確保するとともに、既存事業の維持・構造改革を推し進め、また新規事業を開始することによって、当社の企業価値を高めることができるものと考えますので、株主価値の向上につながるものと確信しております。

【訂正後】

② 当該資金調達の方法を選択した理由

当社は、債務超過の状態にあり、間接調達によって新規に資金を調達することは極めて困難であります。そのため既存株主の皆様様の株式の希薄化を考慮しつつも、直接金融に依拠せざるを得ない状況であります。その検討において、公募増資・株主割当増資は、調達に要する時間及びコストが第三者割当による株式及び新株予約権の発行より多くかかるため、この度の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。また、第三者割当による新株式の発行につきましても、当社の経営環境・事業方針及び資金調達目的に関し理解をいただいている方々を中心に検討を行いました。直近での当社の業績不振と財務状態から、一定規模での引受の了承を得られる先を見出すことは困難でありました。そうした状況の中で、今回の割当先である合同会社社会社コンシェルジュより、一時期に大量の資金が必要な株式の割当であれば引き受けないが、行使の時期・量を当社との協議によって調整できる新株予約権であれば引き受けた旨の申し出をいただきました。ただし、当社の資金調達の緊急性・必要性についても理解するので、新株予約権発行の取締役会決議と同時に発行数のうち一定割合（合同会社社会社コンシェルジュは合計200百万円に相当する株数について価額の変動がなくとも当社の求めに応じ、無条件で本新株予約権の効力発生後速やかに、または平成26年3月末日までに50百万円相当を行使し、以後合計200百万円に満つるまで翌月より各月20百万円相当の行使をする義務を負うものとし、さらに、上記コミットメントとは別に、新規事業のうち高栄養飼料の製造業の開始について、当社が経営計画・利益計画を作成し、合同会社社会社コンシェルジュから計画の承認をいただいた場合には、追加で150百万円相当の行使をする義務を負う旨の内容のコミットメント条項付募集新株予約権引受契約を締結する旨の合意をいただきました。

(略)

本スキームは、本日現在の当社の総議決権に対し86.13%の希薄化が生じ、1株当たりの株式価値の希薄化が生じますが、前項の本スキームの特徴に記載しましたように、当社と引受先との間で行使を要請できるコミットメント契約を締結すること、及び一定の手続を経て本新株予約権の全部又は一部を取得することができることから、当社が行使を一定程度コントロールできます。

(9頁)

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

【訂正前】

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額 (内訳) (新株予約権の発行による調達額) (新株予約権の行使による調達額)	503,535,500円 25,635,500円 477,900,000円
② 発行諸費用の概算額 (内訳) アドバイザー費用(ファーストメイク・リミテッド株式会社)※ 新株予約権算定費用等(タレス・トランザクション・アドバイザー・ サービス株式会社) 弁護士費用(ライブラ法律会計事務所) 第三者意見書作成費用(二重橋法律事務所) 反社会性等調査費用(株式会社トクチョー他) その他費用(印刷会社費用、校正費用、登記費用、登録免許税他)	43,535,500円 27,594,000円 2,625,000円 <u>2,100,000円</u> 2,100,000円 5,250,000円 3,866,500円
③ 差引手取概算額	<u>460,000,000円</u>

※本新株予約権の行使に比例し、割当予定先の当該行使額の5.5%(消費税別)がファーストメイク・リミテッド株式会社に対するアドバイザー費用となっております。なお、ファイナンシャル・アドバイザー費用が、当該行使額の5.5%という手数料率となっておりますが、当社の払込金額の総額と、ファイナンシャル・アドバイザーの業務量(スポンサー候補を多数あたっていたのみならず、事業再生の専門家を当社に紹介する等で経営企画室の立ち上げに多大な尽力をいただき、さらには経営企画室と連携して投資ストラクチャーの考案・検討・スポンサー候補者への説明等の実務についても多大な協力を得ました)を勘案し、協議の上、決定したものであります。なお、取得事項に基づき当社が新株予約権を取得した場合については、取得した新株予約権の個数に対するファイナンシャル・アドバイザー費用は発生しません。

(略)

(注) 4. <追加>

【訂正後】

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額 (内訳) (新株予約権の発行による調達額) (新株予約権の行使による調達額)	503,535,500円 25,635,500円 477,900,000円
② 発行諸費用の概算額 (内訳) アドバイザー費用(ファーストメイク・リミテッド株式会社、 <u>株式会社ヴォロンテ</u>)※ 新株予約権算定費用等(タレス・トランザクション・アドバイザー・ サービス株式会社) 弁護士費用(ライブラ法律会計事務所) 第三者意見書作成費用(二重橋法律事務所) 反社会性等調査費用(株式会社トクチョー他)	43,535,500円 27,594,000円 2,625,000円 <u>7,600,000円</u> 2,100,000円 5,250,000円

その他費用（印刷会社費用、校正費用、登記費用、登録免許税他）	3,866,500円
③ 差引手取概算額	454,500,000円

※本新株予約権の行使に比例し、割当予定先の当該行使額の5.5%（消費税別）がファーストメイク・リミテッド株式会社に対するアドバイザー費用となっております。なお、ファイナンシャル・アドバイザー費用が、当該行使額の5.5%という手数料率となっておりますが、この5.5%（消費税別）の手数料のうち5.0%（消費税別）については、平成25年12月17日に、株式会社アイランドから50百万円の借入をした際のファイナンシャル・アドバイザーであった株式会社ヴォロンテ（所在地：東京都中央区勝どき二丁目18番1号、代表取締役 高橋洋一）が収受することとなっております。これは、資金拠出者と契約を締結したファイナンシャル・アドバイザーに、行使によるインセンティブを与え、資金拠出者に対して行使を促すことで本新株予約権の行使の確実性を増すため、当社の取締役及び執行役員が、ファーストメイク・リミテッド株式会社、株式会社ヴォロンテ、合同会社社会社コンシェルジュの代表者等と謀り、合同会社社会社コンシェルジュの行使価額の5.0%を株式会社ヴォロンテに支払うことを企図し、ファーストメイク・リミテッド株式会社と株式会社ヴォロンテとの間で、ファイナンシャル・アドバイザー契約を締結したものです。

また、株式会社ヴォロンテ（旧株式会社レジェンド。株式会社アンビシャスグループの元親会社。）は代表者である高橋氏が8割程度の株式を保有している会社であります。引受先である合同会社社会社コンシェルジュを含むアンビシャス企業グループの実質経営者は、株式会社ヴォロンテの従業員の身分を有し、同社の預金口座の一部には高橋氏と共同で管理しているものもあり、また、同社の会社印については、株式会社アンビシャスグループで管理されている事が多く、アンビシャス企業グループの実質経営者やその指示を受けた者が使用できる状況にありました。したがって、同社とアンビシャス企業グループの実質経営者とは同一視できないものの、アンビシャス企業グループの実質経営者は同社の預金口座や会社印を利用する事ができる状況にある会社であります。

なお、取得事項に基づき当社が新株予約権を取得した場合については、取得した新株予約権の個数に対するファイナンシャル・アドバイザー費用は発生しません。

（略）

（注）4. ライブラ法律会計事務所に弁護士費用として支払う費用のうち、5,500,000円（消費税別）は当社執行役員である大村安孝が同額を収受する、コンサルティング報酬となっておりますが、これについて、当社は正式な決議を行っていません。

（10頁）

【訂正前】

（2）調達する資金の具体的な用途

①本新株予約権による調達資金

第4回新株予約権による調達資金の支出予定時期は以下のとおりです。

想定している用途	想定金額	想定支出予定時期
(a) 当社の既存事業であるデジタルコンテンツ部門の構造改革として製造ラインの改修工事等の費用	30百万円	平成26年3月～平成26年4月
(b) 日本国内畜産業者向け高栄養飼料の製造業開業に伴う施設工事外注費、経営指導料、車両購入費等	210百万円	平成26年3月～平成27年4月
(c) 除染事業進出に伴う企業買収資金	55百万円	平成26年3月～平成27年1月
(d) 当社の事業活動運転資金及び借入金返済資金	165百万円	平成26年3月～平成26年12月

（略）

(c)：新規事業開発（除染事業）のために、株式会社未咲の株式取得費用として55百万円を予定しております。支出内訳は株式購入代金（20%）30百万円、追加株式購入代金（10%）15百万円、及び、その他必要経費としてデューデリジェンス費用2百万円、弁護士費用（ライブラ法律会計事務所を予定）2百万円、連結会計開始に伴う諸費用概算6百万円（監査法人費用、登記費用等）の合計10百万円であり、想定支出時期は、株式会社アンビシャスグループに対して平成26年3月に株式購入代金（20%）30百万円を支払い、平成27年1月に追加株式購入代金（10%）15百万円を支払う予定です。その他必要経費は随時支出予定です。なお、株式会社未咲の株価の算定においては、当社の上代取締役の紹介で公認会計士蕪澤事務所に依頼いたしました。蕪澤事務所の蕪澤政男会計士は、過去（平成20年7月26日から平成25年4月19日までの間）株式会社アンビシャスグループの社外監査役であったため、株式会社未咲の実情をご存じであり、かつ公認会計士として上場企業を含む多くの依頼者・顧問先を擁する独立した専門家であって、現在は株式会社アンビシャスグループ及び当社との間に利害関係を有しないため、独立性・公平性が担保されていると考え選定いたしました。

(略)

【訂正後】

(2) 調達する資金の具体的な使途

①本新株予約権による調達資金

第4回新株予約権による調達資金の支出予定時期は以下のとおりです。

想定している使途	想定金額	想定支出予定時期
(a) 当社の既存事業であるデジタルコンテンツ部門の構造改革として製造ラインの改修工事等の費用	30百万円	平成26年3月～平成26年4月
(b) 日本国内畜産業者向け高栄養飼料の製造業開業に伴う施設工事外注費、経営指導料、車両購入費等	210百万円	平成26年3月～平成27年4月
(c) 除染事業進出に伴う企業買収資金	55百万円	平成26年3月～平成27年1月
(d) 当社の事業活動運転資金及び借入金返済資金	159百万円	平成26年3月～平成26年12月

(略)

(c)：新規事業開発（除染事業）のために、株式会社未咲の株式取得費用として55百万円を予定しております。支出内訳は株式購入代金（20%）30百万円、追加株式購入代金（10%）15百万円、及び、その他必要経費としてデューデリジェンス費用2百万円、弁護士費用（ライブラ法律会計事務所を予定）2百万円、連結会計開始に伴う諸費用概算6百万円（監査法人費用、登記費用等）の合計10百万円であり、想定支出時期は、株式会社アンビシャスグループに対して平成26年3月に株式購入代金（20%）30百万円を支払い、平成27年1月に追加株式購入代金（10%）15百万円を支払う予定です。その他必要経費は随時支出予定です。なお、株式会社未咲の株価の算定においては、当社の上代取締役の紹介で公認会計士蕪澤事務所に依頼いたしました。蕪澤事務所の蕪澤政男会計士は、過去（平成20年7月26日から平成25年4月19日までの間）株式会社アンビシャスグループの社外監査役であったため、株式会社未咲の実情をご存じであり、かつ公認会計士として上場企業を含む多くの依頼者・顧問先を擁する独立した専門家であって、現在は株式会社アンビシャスグループとの間に利害関係を有しておりません。ただし、当社の有価証券届出書の作成の一部業務を依頼しておりますが、当社が支払っているのはデューデリジェンス費用に係る費用のみとなっております。

(略)

(11 頁)

【訂正前】

- (d) : 当社は、第3四半期時点の今期予測として年間約 221 百万円の純損失であり、大幅な営業キャッシュフロー損失となる見込であります。現状のまま推移しますとデジタルコンテンツ事業については横ばい、また金融機関からの借入について返済金額が増加する予定であることから、本年も、既存事業の構造改革で赤字幅を縮小したとしても、新規事業が軌道に乗るまでには保守的に見て 165 百万円の営業キャッシュフロー損失が発生する見込みです。よって、当社は、平成 26 年 1 月から平成 26 年 12 月の運転資金として 165 百万円を必要とすると見込んでおります。なお、平成 26 年 1 月から本新株予約権の発行及び行使までの間に不足する事業運転資金を賄うためのつなぎ融資として、平成 25 年 12 月 24 日に開示しましたとおり平成 25 年 12 月 17 日に株式会社アンビシャスグループより 10 百万円、及びホライズンパリティートサービス株式会社より平成 25 年 12 月 24 日に 10 百万円の借入を行い、次いで平成 25 年 12 月 27 日に開示しましたとおり株式会社アイランドより運転資金及び株式会社アンビシャスグループへの返済資金として平成 25 年 12 月 27 日に 50 百万円の借入を行っており、当該借入は事業運転資金に充てるものでありますため、当該借入残高 50 百万円の返済についても平成 26 年 3 月から平成 26 年 12 月の間の事業運転資金として考え、本第三者割当による手取金により返済予定であります。なお、本件事業再編による効果が当社の見込み通りに軌道に乗った際には平成 26 年 10 月からキャッシュフローが改善し、平成 27 年 1 月以降の事業運転資金は自力確保できる見込みです。

【訂正後】

- (d) : 当社は、第3四半期時点の今期予測として年間約 221 百万円の純損失であり、大幅な営業キャッシュフロー損失となる見込であります。現状のまま推移しますとデジタルコンテンツ事業については横ばい、また金融機関からの借入について返済金額が増加する予定であることから、本年も、既存事業の構造改革で赤字幅を縮小したとしても、新規事業が軌道に乗るまでには保守的に見て 159 百万円の営業キャッシュフロー損失が発生する見込みです。よって、当社は、平成 26 年 1 月から平成 26 年 12 月の運転資金として 159 百万円を必要とすると見込んでおります。なお、平成 26 年 1 月から本新株予約権の発行及び行使までの間に不足する事業運転資金を賄うためのつなぎ融資として、平成 25 年 12 月 24 日に開示しましたとおり平成 25 年 12 月 17 日に株式会社アンビシャスグループより 10 百万円、及び大村安孝より平成 25 年 12 月 24 日に 10 百万円の借入を行い、次いで平成 25 年 12 月 27 日に開示しましたとおり株式会社アイランドより運転資金及び株式会社アンビシャスグループへの返済資金として平成 25 年 12 月 27 日に 50 百万円の借入を行っており、当該借入は事業運転資金に充てるものでありますため、当該借入残高 50 百万円の返済についても平成 26 年 3 月から平成 26 年 12 月の間の事業運転資金として考え、本第三者割当による手取金により返済予定であります。なお、本件事業再編による効果が当社の見込み通りに軌道に乗った際には平成 26 年 10 月からキャッシュフローが改善し、平成 27 年 1 月以降の事業運転資金は自力確保できる見込みです。

(14 頁)

【訂正前】

- (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠
(略)

また、株式市場へ急激な影響を与えないよう、合同会社会社コンシェルジュ及びホライズンパリティートサービス株式会社との間で、新株予約権の行使によって取得した株式の売却については、割当先全体の合計で、各月毎にその時点における当社の発行済株式総数の20%までを上限とするという取決めを行うことによって、出来高の急増や株価の急激な下落といった急激な希釈化による市場及び既存の株主様に対する影響も一定程度抑えられると考えております。

なお、合同会社 会社コンシェルジュは、本新株予約権を全て行使した場合には当社発行済み株式の3分の1超を保有する筆頭株主であるその他の関係会社となることとなりますが、今回の引受目的は純投資であり、支配権獲得のためのものではありません。当社が取締役候補者を1名受け入れることとなっておりますが、現状の経営体制を尊重するとの意見をいただいております。また、投資目的も純投資であると伺っております。よって今後において会社の経営体制に変更が生じる可能性は極めて低いものと判断しております。また、ホライズンパリティートサービス株式会社も主要株主となる見込ですが、今回の引受目的は当社の企業価値向上を目的にされており、支配権獲得のためのものではありません。現状の経営体制を尊重するとの意見をいただいております。よって今後において会社の経営体制に変更が生じる可能性は極めて低いものと判断しております。

以上の理由より、当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与するものと見込まれることから、本件第三者割当の募集規模は、合理的であると考えております。

【訂正後】

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

(略)

なお、合同会社 会社コンシェルジュは、本新株予約権を全て行使した場合には当社発行済み株式の3分の1超を保有する筆頭株主であるその他の関係会社となることとなりますが、今回の引受目的は純投資であり、支配権獲得のためのものではありません。当社が取締役候補者を1名受け入れることとなっておりますが、現状の経営体制を尊重するとの意見をいただいております。また、投資目的も純投資であると伺っております。よって今後において会社の経営体制に変更が生じる可能性は極めて低いものと判断しております。また、大村安孝も主要株主となる見込ですが、今回の引受目的は当社取締役及び執行役員の利益を得ることを目的として同社の引受が実現したものであり、支配権獲得のためのものではありません。よって今後において会社の経営体制に変更が生じる可能性は極めて低いものと判断しております。

以上の理由より、当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与するものと見込まれることから、本件第三者割当の募集規模は、合理的であると考えております。

(17 頁)

【訂正前】

(1) 割当予定先の概要 (平成 26 年 2 月 27 日現在)

(略)

① 名 称	ホライズンパリティートサービス株式会社
② 所 在 地	東京都中央区築地 2-7-12 山京ビル 5 階
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 武内 秀之
④ 事 業 内 容	インターネット上のショッピングモールの開設・公告業務等
⑤ 資 本 金	95,000 千円 (平成 26 年 1 月 1 日現在)
⑥ 設 立 年 月 日	平成 17 年 2 月 28 日
⑦ 発 行 済 株 式 数	140,000 株

⑧ 決算期	3月		
⑨ 従業員数	0名		
⑩ 主要取引先	各種団体、個人		
⑪ 主要取引銀行	第一勧業信用組合、みずほ銀行、東日本銀行、三井住友銀行		
⑫ 大株主及び持株比率	武内秀之 (100%)		
⑬ 当事会社間の関係			
資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。ただし、平成25年3月28日から平成25年9月30日まで、ホライズンパリテートサービス株式会社代表取締役武内秀之氏は、当社の取締役でありました。		
取引関係	平成25年12月24日付金銭消費貸借契約に基づき、当社運転資金10百万円の借入をしております。		
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態 (非連結)	単位：千円		
決算期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
純資産	124,132	124,415	124,652
総資産	233,009	304,009	335,048
1株当たり純資産(円)	866.65	888.67	890.37
売上高	507,791	578,395	538,703
営業利益	3,756	1,460	1,440
経常利益	920	282	237
当期純利益	920	282	237
1株当たり当期純利益(円)	6.57	2.01	1.69
1株当たり配当金(円)	—	—	—
⑮ その他			

※ ホライズンパリテートサービス株式会社から、当該割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力等とは一切関係がないとの旨の確認書をいただいております。また、当社はコンプライアンスの遵守から、第三者の信用調査会社（株式会社トクチョー）に調査を依頼しました。その内容は、対象企業・対象個人に係る各関係機関への行為情報、訴訟歴確認の照会等です。その調査結果として、当該割当予定先の代表取締役又は主要株主が反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す情報に該当はありませんでした。また、ホライズンパリテートサービス株式会社の代表取締役武内秀之氏は当社の取締役でした。

なお、武内秀之氏は、イニシア・スター証券株式会社が、関東財務局から平成22年4月19日、平成22年12月1日、平成24年12月5日にの3回にわたり行政処分を受けた当時、同社の監査役でありました。当該行政処分について当社として調査・確認しましたところ、当社としては武内秀之氏に問題ないと判断致しました。また、武内秀之氏は以

前、平成 24 年 8 月 2 日に関東財務局から行政処分を受けた With Asset Management 株式会社の取締役でありましたが、With Asset Management 株式会社が行政処分を受ける 2 年前に既に役員を退任しております。当該行政処分について当社として調査・確認しましたところ、当社としては武内秀之氏に問題ないと判断致しました。また、念のため、ホライズンパリティートサービス株式会社の他の役員に関しても、第三者の信用調査会社（株式会社トクチョー）に調査を依頼しまして、現在調査中です。

当社としては、割当予定先が反社会的勢力等と関係がないと判断し、その旨の確認書を株式会社名古屋証券取引所に提出しています。

【訂正後】

(略)

① 氏 名	大村安孝
② 住 所	東京都千代田区
③ 当社との関係	
取 引 関 係	平成 25 年 12 月 24 日付金銭消費貸借契約に基づき、当社運転資金 10 百万円の借入をしております。
関連当事者への該当状況	平成 25 年 11 月より当社執行役員であります。

※ 大村安孝から確認書等は取得しておりません。ただし、平成 26 年 6 月 30 日に当社の取締役就任を前に平成 26 年 5 月ごろに第三者の信用調査会社に調査依頼をしました。その内容は、対象個人に係る各関係機関への行為情報、訴訟歴確認の照会等です。その調査結果として、反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す情報に該当はありませんでした。また、契約上の名義人であるホライズンパリティートサービス株式会社から、同社の当該割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力等とは一切関係がないとの旨の確認書をいただいております。当社はコンプライアンスの遵守から、第三者の信用調査会社（株式会社トクチョー）に調査を依頼しました。その内容は、対象企業・対象個人に係る各関係機関への行為情報、訴訟歴確認の照会等です。その調査結果として、当該割当予定先の代表取締役又は主要株主が反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す情報に該当はありませんでした。また、ホライズンパリティートサービス株式会社の代表取締役武内秀之氏は当社の取締役でした。

なお、武内秀之氏は、イニシア・スター証券株式会社が、関東財務局から平成 22 年 4 月 19 日、平成 22 年 12 月 1 日、平成 24 年 12 月 5 日にの 3 回にわたり行政処分を受けた当時、同社の監査役でありました。当該行政処分について当社として調査・確認しましたところ、当社としては武内秀之氏に問題ないと判断致しました。また、武内秀之氏は以前、平成 24 年 8 月 2 日に関東財務局から行政処分を受けた With Asset Management 株式会社の取締役でありましたが、With Asset Management 株式会社が行政処分を受ける 2 年前に既に役員を退任しております。当該行政処分について当社として調査・確認しましたところ、当社としては武内秀之氏に問題ないと判断致しました。また、念のため、ホライズンパリティートサービス株式会社の他の役員に関しても、第三者の信用調査会社（株式会社トクチョー）に調査を依頼しまして、現在調査中です。

当社としては、割当予定先が反社会的勢力等と関係がないと判断し、その旨の確認書を株式会社名古屋証券取引所に提出しています。

【訂正前】

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は過去連続して経常損失及び当期純損失を計上しており、また、平成 26 年 3 月期の第 3 四半期における業績見込において、環境事業部門の深刻な業績不振から今期末でも赤字となることから平成 26 年 3 月期末の時点において債務超過となる見込であります。よって、当社は上場を維持し、事業を継続するためにまず債務超過の解消が急務となっております。また、今後の成長基盤の確立と企業価値の向上を図るため、既存事業であるデジタルコンテンツ事業や環境事業の構造改革により営業キャッシュフローの黒字化を目指すことのみならず、新規事業開発によって成長基盤を確立する必要があります。

このような状況において、当社は当社の元取締役であった武内秀之氏からの紹介をいただき、平成 25 年 2 月 18 日に発行しました第 3 回新株予約権の引受先であった HP 環境投資事業有限責任組合第 8 号組合を組成したファーストメイク・リミテッド株式会社に対して、スポンサー選定を含む当社の本件事業再編についてアドバイザー業務を依頼しました。ファーストメイク・リミテッド株式会社は、事業再生の専門家を当社に紹介する等、経営企画室の立ち上げに多大な尽力をいただき、さらには経営企画室と連携して投資ストラクチャーの考案・検討・スポンサー候補者へ説明等の実務についても多大な協力をいただきました。しかしながら、ファーストメイク・リミテッド株式会社は、様々な人脈、ネットワークを通じて当社の事業再生を支援していただく先を長く模索していただきましたが、当社の約 16 億円もの有利子負債と慢性的な営業赤字状態に加え、当期第 2 四半期における債務超過の見込により、スポンサー候補はなかなか決まらない状態でありました。そのような状況において、ファーストメイク・リミテッド株式会社は、粘り強くスポンサー候補を多数あたっていただきました。

その結果、当社は、ファーストメイク・リミテッド株式会社より、合同会社 会社コンシェルジュという企業と、その所属している株式会社アンビシャスグループを中心とした企業グループ(以下「アンビシャス企業グループ」といいます。)をご紹介いただきました。なお、ファーストメイク・リミテッド株式会社とアンビシャス企業グループとの関係は、ファーストメイク・リミテッド株式会社の投資事業において数年前より案件の紹介等のお付き合いをされていたと伺っております。アンビシャス企業グループは、グループ内に東北で除染事業をしております株式会社未咲を擁しておりますように、東北地方を中心とした環境事業に対する投資に強い関心をお持ちであるにご紹介していただきました。そこで当社はアンビシャス企業グループに対して事業再生の支援をお願いし、新株予約権の引受けをお願いしましたところ、ご快諾いただきまして、グループ内のどの会社が直接の引受先となるかについては変更の可能性のあるものの、グループ内のファンドであるグランアンビシャス投資事業有限責任組合と合同会社会社コンシェルジュにて引受けしたい旨の意向を頂戴しました。その後、最終的には、合同会社会社コンシェルジュのみにて引き受けることとした旨の連絡をいただきました。

また、以前の当社の取締役であった武内秀之氏が代表取締役を務めるホライズンパリティートサービス株式会社から、同社も、当社の事業再生を支援するために当社株式を保有したいとの意向をいただきました。武内秀之氏は以前当社の取締役から任期途中で退任した理由は、前回の資金調達時に当社にホライズンパリティートサービス株式会社として引受先となる株式会社ネットスタジアムをご紹介いただきまして、その意向を受ける形で取締役として就任いただきました。しかし前記のとおり太陽光発電事業の縮小により株式会社ネットスタジアムとの資本提携関係が解消することとなりまして、株式会社ネットスタジアムからの要請により退任することとなりました。しかし、以後も当社に対して、株式会社ネットスタジアムとは関係なく武内秀之氏個人としての関心を持っていただき、武内氏が

代表取締役であるホライズンパリティサービス株式会社から運転資金を融資下さる等のご支援をいただいております。そこで当社は、両社と協議の上、下記の点を検討し、本新株予約権について合同会社会社コンシェルジュとホライズンパリティサービス株式会社の両社に引き受けていただくことといたしました。

① 合同会社会社コンシェルジュ

当社の事業戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、当社の現状を理解していただいたうえで、今回の本新株予約権の発行による資金調達のご提案をいただきました。

合同会社 会社コンシェルジュは、株式会社アンビシャスグループを中心としたアンビシャス企業グループを構成する一つの企業であり、事業再生、事業投資及び経営コンサルティング事業を展開されております。株式会社アンビシャスグループは、多種多様な企業の育成を目的としたインキュベーション事業ならびに小規模企業から中規模上場企業までを対象にしたプリンシパル投資事業を主体としたホールディングカンパニーであります。今回アンビシャス企業グループ内の合同会社会社コンシェルジュが当社の新株予約権を引受けた理由は、アンビシャス企業グループ内において特に事業再生と組み合わせた投資業務を、合同会社会社コンシェルジュを中心にして行っていくためと伺っております。よって、引受目的は純投資ではありますが、当社の事業再生、企業価値向上を目的にされており、短期的に全株の売却を意図するものではなく、当社の成長や市場の動向その他を見極めつつ一部を売却していく方針であることを表明されております。当社にとっては、各種の新規事業の提案をいただくことや、その事業の開業について具体的な協力・支援いただくことが期待できます。実際に、今回の新株予約権によって調達した資金によって行う新規事業（高栄養飼料の製造業及び除染事業）は合同会社会社コンシェルジュ及び株式会社アンビシャスグループからいただいた多数の提案の中から当社において慎重に検討し厳選したものであります。また、新規事業の検討期間において当社に必要となる運転資金及び開業準備資金についても、株式会社アンビシャスグループ及び合同会社会社コンシェルジュの借入れ先である株式会社アイランドから貸し付けいただくという支援をすでにいただいております。さらに、合同会社 会社コンシェルジュとは、当社が同社の指定する取締役候補者を1名受け入れることとなっておりますが、現状の経営体制を尊重するとの意見をいただいております。

なお、株式会社アンビシャスグループ及び合同会社 会社コンシェルジュはいずれも株式会社志夢の子会社（アンビシャスグループは約80%、会社コンシェルジュは100%子会社）であり、本新株予約権の資金使途である株式会社未咲の株式は、株式会社アンビシャスグループから譲り受けることとなりますが、その株式譲渡代金はホライズンパリティサービス株式会社との間でコミットメント契約を締結しており、当社の株式会社未咲株式取得のための資金需要要請を行うことによって新株予約権の行使して頂くことになっております。その払い込まれた資金を用いて株式会社アンビシャスグループから株式会社未咲の株式を取得致します。よって、当該株式取引における代金について、合同会社会社コンシェルジュが払い込んだ資金が株式会社アンビシャスグループに対して支払われるというものではありません。さらに、株式会社未咲の株式の価値算定は、前記のとおり第三者性のある専門家である蕪澤会計事務所による価値算定を行っておりますので、代金額についても相当性があるものと当社は考えております。

なお、ホライズンパリティサービス株式会社の行使により株式会社未咲株式を取得する際には、その都度開示いたします。また、二重橋法律事務所より「企業行動規範上の手続きに関する事項」に記載のとおり、株式会社未咲の株式取得については、会社コンシェルジュと同じく株式会社志夢の子会社であるアンビシャスグループからの取得になるため、本新株予約権発行により調達した資金が循環しているだけであり、本新株予約権の発行な

いし本件新株予約権の行使や株式会社未咲株式の取得の実体が存在しないのではないかと見る余地もないではないものの、本新株予約権の発行ないし行使や株式会社未咲の株式取得が実体のないものとまでは認められないとの意見を受けております。

以上のことから、同社の提案は当社のニーズを満たすものであると判断し、今回、同社を本新株予約権の割当予定先として選定いたしました。

② ホライズンパリテートサービス株式会社

ホライズンパリテートサービス株式会社は、海外銀行のサービス代行や紹介、海外の邦人向け家電のハウジングサービス等の業務を行っている会社であり、平成25年2月18日に発行いたしました第三者割当による新株発行及び第3回新株予約権の発行の際の引受先の紹介者でありました。また、代表者である武内秀之氏は過去に当社の取締役でありました。よって、当社の事業戦略、財務内容及び資金需要等については熟知しております。実際に当社の不足する運転資金について、平成25年12月24日付けにて貸し付けいただいております。このたび当社の再建のために投資家として協力していただけることを約束していただきました。よって、同社の提案は当社のニーズを満たすものであると判断し、今回、同社を本新株予約権の割当予定先として選定いたしました。

なお、本件第三者割当は、日本証券業協会の会員である証券会社の斡旋を受けて行われたものではありません。

【訂正後】

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は過去連続して経常損失及び当期純損失を計上しており、また、平成26年3月期の第3四半期における業績見込において、環境事業部門の深刻な業績不振から今期末でも赤字となることから平成26年3月期末の時点において債務超過となる見込であります。よって、当社は上場を維持し、事業を継続するためにまず債務超過の解消が急務となっております。また、今後の成長基盤の確立と企業価値の向上を図るため、既存事業であるデジタルコンテンツ事業や環境事業の構造改革により営業キャッシュフローの黒字化を目指すことのみならず、新規事業開発によって成長基盤を確立する必要があります。

このような状況において、平成25年11月上旬に当社取締役が当社の取締役に就任する以前よりの知人である公認会計士より、株式会社アンビシャスグループを中心とした企業グループ（以下「アンビシャス企業グループ」といいます。）をご紹介いただきました。なお、前述公認会計士は平成20年7月26日より平成25年4月19日まで株式会社アンビシャスグループの監査役に就任しておりました。

アンビシャス企業グループは、グループ内に東北で除染事業をしております株式会社未咲を擁しておりますように、東北地方を中心とした環境事業に対する投資に強い関心をお持ちであるにご紹介していただきました。そこで当社はアンビシャス企業グループに対して事業再生の支援をお願いし、新株予約権の引受けをお願いしましたところ、ご快諾いただきまして、グループ内のどの会社が直接の引受先となるかについては変更の可能性があるものの、グループ内のファンドであるグランアンビシャス投資事業有限責任組合（所在地：東京都港区芝浦三丁目15番5号、無限責任組合員：志夢合同会社）と合同会社社会社コンシェルジュにて引受けしたい旨の意向を頂戴しました。最終的には、合同会社社会社コンシェルジュのみにて引き受けていただくこととなりました。この、引受先候補の変更の経緯につきましては、引受先の反社会的勢力に関する調査をした際に取得した調査報告書の記載内容より、グランアンビシャス投資事業有限責任組合が引受先であった際に同報告書が問題となる可能性やそれにより証券取引所等への開示相談に時間が掛かる事を懸念した当社執行役員が、アンビシャス企業グループに対して、引受先変更を依頼した可能性が高

いと推定しております。

また、当社取締役と当社執行役員はホライズンパリティートサービス株式会社が新株予約権の引受けを行うことを検討し、同社の了承を得ました。ただし、これは、当社取締役及び執行役員が自ら引受することで利益を得ることを企図して同社を介在させたものであり、当社執行役員が、実質的な資金提供者、引受人でありました。なお、このような当社取締役と当社執行役員が自ら利益を得ようとしていた事実について、取締役会では報告や承認はされておらず、当該取締役以外の取締役は、ホライズンパリティートサービス株式会社が引き受けると認識していたことから、取締役会では、本新株予約権を合同会社社会社コンシェルジュとホライズンパリティートサービス株式会社の両社に引き受けていただくことを決議いたしました。

① 合同会社社会社コンシェルジュ

当社の事業戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、当社の現状を理解していただいたうえで、今回の本新株予約権の発行による資金調達のご提案をいただきました。

合同会社 社会社コンシェルジュは、株式会社アンビシャスグループを中心としたアンビシャス企業グループを構成する一つの企業であり、事業再生、事業投資及び経営コンサルティング事業を展開されております。株式会社アンビシャスグループは、多種多様な企業の育成を目的としたインキュベーション事業ならびに小規模企業から中規模上場企業までを対象にしたプリンシパル投資事業を主体としたホールディングカンパニーであります。当社にとっては、各種の新規事業の提案をいただくことや、その事業の開業について具体的な協力・支援いただくことが期待できます。実際に、今回の新株予約権によって調達した資金によって行う新規事業（高栄養飼料の製造業及び除染事業）は合同会社社会社コンシェルジュ及び株式会社アンビシャスグループからいただいた多数の提案の中から当社において慎重に検討し厳選したものであります。また、新規事業の検討期間において当社に必要な運転資金及び開業準備資金についても、株式会社アンビシャスグループ及び合同会社社会社コンシェルジュの借入れ先である株式会社アイランドから貸し付けいただくという支援をすでにいただいております。さらに、合同会社 社会社コンシェルジュとは、当社が同社の指定する取締役候補者を1名受け入れることとなっておりますが、現状の経営体制を尊重するとの意見をいただいております。

なお、株式会社アンビシャスグループ及び合同会社 社会社コンシェルジュはいずれも株式会社志夢の子会社（アンビシャスグループは約80%、社会社コンシェルジュは100%子会社）であり、本新株予約権の資金使途である株式会社未咲の株式は、株式会社アンビシャスグループから譲り受けることとなります。株式会社未咲の株式の価値算定は、前記のとおり第三者性のある専門家である蕪澤会計事務所による価値算定を行っておりますので、代金額についても相当性があるものと当社は考えております。

以上のことから、同社の提案は当社のニーズを満たすものであると判断し、今回、同社を本新株予約権の割当予定先として選定いたしました。

②大村安孝

大村安孝は、平成25年11月より当社執行役員に就任しております。また、当社の不足する運転資金について、平成25年12月24日付けにて貸付をしております。なお、当社執行役員による引受について、当社は正式に決議してはならず、また、正式に決議する予定もございません。

大村安孝が当社執行役員に就任する経緯は、ホライズンパリティートサービス株式会社の代表者である武内秀之氏より紹介を受け、本新株予約権に係る届出書作成作業を行う事を目的に執行役員として招聘したものであります。

なお、本件第三者割当は、日本証券業協会の会員である証券会社の斡旋を受けて行われたものではありません。

(21 頁)

【訂正前】

(3) 割当予定先の保有方針及び割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

①合同会社 会社コンシェルジュ

(略)

また、本新株予約権の発行に係る払込みについては、合同会社会社コンシェルジュより本新株予約権の権利行使のために必要となる資金の確保についても支障がない旨の確認書とコミットメントした行使分に必要となる資金 200 百万円についての残高証明を受領しております。なお、本新株予約権を全て行使するために必要となる残りの 170 百万円については、来年度の同社の売上から準備すると伺っております（ただし、この金額の証明は現時点では頂戴していません）。また、万が一ではありますが合同会社会社コンシェルジュにおいて本新株予約権行使のために必要な資金が不足した場合に備えて、不足した際には同一企業グループ内企業である株式会社アンビシャスグループから必要資金を保証する旨の確約書と残高 200 百万円分の預金通帳の写しを受領しております。以上のことから、合同会社会社コンシェルジュには払込みするのに必要な資金があると判断しております。なお、合同会社会社コンシェルジュの残高証明は、株式会社アイランドからの借入によるものであり、株式会社アンビシャスグループの残高証明は、借入によるものではないと伺っております。

②ホライズンパリテートサービス株式会社

当社とホライズンパリテートサービス株式会社との間には、本新株予約権及びその行使後の当社株式の継続保有期間に関する取り決めをしておりませんが、同社の代表取締役である武内秀之氏は当社の元取締役であり、今回の引受けも、支援を主目的とした長期保有であることを表明しております。また、株式市場への影響を一定程度抑えられるよう、ホライズンパリテートサービス株式会社との間で、新株予約権の行使によって取得した株式の売却については、各月毎にその時点における当社の発行済株式総数の 20% までを上限とするという取決めを行いました。加えて、ホライズンパリテートサービス株式会社の引受けにかかる 6,500,000 株相当の新株予約権の行使については、当社が株式会社未咲の株式取得のために必要と判断した際にホライズンパリテートサービス株式会社に対して新株予約権の行使を要請した場合には、ホライズンパリテートサービス株式会社は 55 百万円を限度としてその要請どおり行使する義務を負う旨合意しておりますので、ホライズンパリテートサービス株式会社の行使については市場や既存株主に対する影響を一定程度コントロールできる設計となっているものと考えております。

なお、本新株予約権を譲渡する場合には、事前に当社の取締役会の承認が必要である旨が発行条件書に記載されております。また、同社より本新株予約権の権利行使のために必要となる資金の確保についても支障がない旨の確認書と本新株予約権の権利行使のために必要となる資金について預金通帳の写しを受領しており、いずれも自己資金であると聞いておりますので、払込みするのに必要な資金があると判断しております。

【訂正後】

(3) 割当予定先の保有方針及び割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

①合同会社 会社コンシェルジュ

(略)

また、本新株予約権の発行に係る払込みについては、合同会社社会コンシェルジュより本新株予約権の権利行使のために必要となる資金の確保についても支障がない旨の確認書とコミットメントした行使分に必要となる資金 200 百万円についての残高証明を受領しております。なお、本新株予約権を全て行使するために必要となる残りの 170 百万円については、来年度の同社の売上から準備すると伺っております（ただし、この金額の証明は現時点では頂戴しておりません）。また、万が一ではありますが合同会社社会コンシェルジュにおいて本新株予約権行使のために必要な資金が不足した場合に備えて、不足した際には同一企業グループ内企業である株式会社アンビシャスグループから必要資金を保証する旨の確認書と残高 200 百万円分の預金通帳の写しを受領しております。なお、合同会社社会コンシェルジュの残高証明は、株式会社アイランドからの借入によるものであり、株式会社アンビシャスグループの残高証明は、借入によるものではないと伺っておりますが、本新株予約権行使に係る具体的な資金手当てまでは確認できておりません。

②大村安孝

当社と大村安孝との間には、本新株予約権及びその行使後の当社株式の継続保有期間に関する取り決めをしておりません。新株予約権の行使価格と取得した株式の売却額との差額を株式売却益として収受する事を目的とした、純投資であり保有期間に関する期間については、不明であります。大村安孝との間では、新株予約権の行使によって取得した株式の売却、その具体的な実行方法等の株式市場への影響を一定程度抑えられるような取決めや合意はありません。加えて、当社が新株予約権の行使を要請した場合に、一定の金額を限度としてその要請どおり行使する義務を負うとの合意もありません。

また、本新株予約権の発行に係る払込みについての必要となる資金の確保についても不明であります。

(22 頁)

【訂正前】

(5) その他重要な契約等

② ホライズンパリティートサービス株式会社

ホライズンパリティートサービス株式会社との間で、本新株予約権の発行についてのコミットメント条項付募集新株予約権引受契約を締結する予定です。また、額面 10 百万円の金銭消費貸借契約を締結しております。それ以外に重要な契約等の締結はありません。

【訂正後】

(5) その他重要な契約等

② 大村安孝（契約上の名義人：ホライズンパリティートサービス株式会社）

額面 10 百万円の金銭消費貸借契約を締結しております。れ以外に重要な契約等の締結はありません。

(23 頁)

【訂正前】

7. 募集後の大株主及び議決権比率

募集前 (平成 26 年 2 月 27 日現在) (注) 2	募集後 (本新株予約権の行使後) (注) 3	募集後 (全ての新株予約権が 行使された後) (注) 4
--------------------------------------	------------------------------	---------------------------------------

株式会社エフティ・ビジネス・デベロップメント	11.69%	合同会社 会社 コンシェルジュ	36.08%	合同会社 会社コ ンシェルジュ	33.45%
有限会社パルテック	2.92%	ホライズンパ リテートサー ビス株式 会社	10.02%	ホライズンパ リテートサー ビス株式 会社	9.45%
エムティホールディングス株式会社	2.92%	株式会社エフ ティ・ビジ ネス・デ ベロップ メント	6.28%	株式会社ネ ットスタ ジアム	7.20%
株式会社ネットスタジアム	2.92%	有限会社パ ルテック	1.57%	株式会社エ フティ・ ビジネス ・デベ ロップ メント	5.83%
酒巻 孝司	2.28%	エムティ ホール ディ ング ス株 式 会 社	1.57%	有限会社 パルテ ック	1.45%
長砂 博文	1.83%	株式会 社ネ ット スタ ジア ム	1.57%	エム ティ ホ ール ディ ング ス株 式 会 社	1.45%
サトシマ ヨシ アキ	1.80%	酒巻 孝 司	1.27%	酒巻 孝 司	1.13%
玉岡 正光	1.65%	長砂 博 文	0.98%	長砂 博 文	0.91%
松田 孝	1.64%	サトシ マ ヨ シ アキ	0.97%	サトシ マ ヨ シ アキ	0.90%
飯尾 忠一	1.28%	玉岡 正 光	0.89%	玉岡 正 光	0.82%
岡田 直規	1.07%	松田 孝	0.89%	松田 孝	0.82%
—		飯尾 忠 一	0.69%	飯尾 忠 一	0.64%
—		岡田 直 規	0.58%	岡田 直 規	0.54%

(注) (略)

- 平成 25 年 9 月 30 日現在の株主名簿を基準とし、直近の当社新株予約権の行使状況および直近の主要株主の当社株式の保有状況を加味して記載をしております。本日現在の議決権を有する発行済株式数は 34,250,000 株であります。
- 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成 25 年 9 月 30 日現在の発行済株式数と直近の当社新株予約権の行使状況および直近の主要株主の当社株式の保有状況を加味したものを発行済株式数として、本新株予約権の目的である株式の総数 29,500,000 株を加えて算定しております。その内訳は以下のとおりです。
 - ①合同会社 会社コンシェルジュに割当てる本新株予約権の目的である株式の総数 23,000,000 株を加えて算定しております。
 - ②ホライズンパリテートサービス株式会社に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数 6,500,000 株を加えて算定しております。

【訂正後】

7. 募集後の大株主及び議決権比率

募集前 (平成 26 年 2 月 27 日現在) (注) 2	募集後 (本新株予約権の行使後) (注) 3	募集後 (全ての新株予約権が 行使された後) (注) 4
--------------------------------------	------------------------------	---------------------------------------

株式会社エフティ・ビジネス・デベロップメント	11.36%	合同会社 会社コンシェルジュ	35.52%	合同会社 会社コンシェルジュ	33.45%
有限会社パルテック	2.84%	大村安孝	10.04%	大村安孝	9.45%
エムティホールディングス株式会社	2.84%	株式会社エフティ・ビジネス・デベロップメント	6.19%	株式会社ネットスタジアム	7.27%
株式会社ネットスタジアム	2.84%	有限会社パルテック	1.54%	株式会社エフティ・ビジネス・デベロップメント	5.83%
酒巻 孝司	2.21%	エムティホールディングス株式会社	1.54%	有限会社パルテック	1.45%
長砂 博文	1.78%	株式会社ネットスタジアム	1.54%	エムティホールディングス株式会社	1.45%
サトシマ ヨシアキ	1.75%	酒巻 孝司	1.20%	酒巻 孝司	1.13%
玉岡 正光	1.60%	長砂 博文	0.97%	長砂 博文	0.91%
松田 孝	1.59%	サトシマ ヨシアキ	0.95%	サトシマ ヨシアキ	0.90%
飯尾 忠一	1.24%	玉岡 正光	0.87%	玉岡 正光	0.82%
岡田 直規	1.04%	松田 孝	0.87%	松田 孝	0.82%
—	—	飯尾 忠一	0.67%	飯尾 忠一	0.64%
—	—	岡田 直規	0.57%	岡田 直規	0.54%

(注) (略)

2. 平成 25 年 9 月 30 日現在の株主名簿を基準とし、直近の当社新株予約権の行使状況および直近の主要株主の当社株式の保有状況を加味して記載をしております。本日現在の議決権を有する発行済株式数は 35,256,000 株であります。
3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成 25 年 9 月 30 日現在の発行済株式数と直近の当社新株予約権の行使状況および直近の主要株主の当社株式の保有状況を加味したものを発行済株式数として、本新株予約権の目的である株式の総数 29,500,000 株を加えて算定しております。その内訳は以下のとおりです。
 - ①合同会社 会社コンシェルジュに割当てる本新株予約権の目的である株式の総数 23,000,000 株を加えて算定しております。
 - ②大村安孝に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数 6,500,000 株を加えて算定しております。

(24 頁)

【訂正前】

[企業行動規範上の手続きに関する事項]

本件第三者割当による本新株予約権の発行での資金調達、希薄化率が 25%以上になることから、株式会社名古屋証券取引所の定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第 34 条、同取扱い 17 に定める、経営者から一定程度の独立したものによる当該割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見の入手を要することになります。

そこで、当社は、第三者機関である二重橋法律事務所から、本件第三者割当による本新株予約権発行の必要性及び相当性が認められる旨の意見書を入手するとともに、当該意見書を参考に、本日（当該発行取締役会決議日）、当社の社外監査役3名及び社外取締役1名から発行数量及び株式の希薄化に関し、当社の更なる事業拡大が可能となり、企業価値及び株主価値の向上が見込まれることから、株式の希薄化の規模は合理性があり、その必要性及び相当性に関して適切であるとの意見を得ております。

なお、当該意見書の概要は以下のとおりです。

(略)

【訂正後】

[企業行動規範上の手続きに関する事項]

本件第三者割当による本新株予約権の発行での資金調達は、希薄化率が25%以上になることから、株式会社名古屋証券取引所の定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第34条、同取扱い17に定める、経営者から一定程度の独立したものである当該割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見の入手を要することになります。

そこで、当社は、第三者機関である二重橋法律事務所から、本件第三者割当による本新株予約権発行の必要性及び相当性が認められる旨の意見書を入手するとともに、当該意見書を参考に、本日（当該発行取締役会決議日）、当社の社外監査役3名及び社外取締役1名から発行数量及び株式の希薄化に関し、当社の更なる事業拡大が可能となり、企業価値及び株主価値の向上が見込まれることから、株式の希薄化の規模は合理性があり、その必要性及び相当性に関して適切であるとの意見を得ております。ただし、この手続きは当社の執行役員への割当を前提として得た意見ではありません。

なお、当該意見書の概要は以下のとおりです。

(略)

(30頁)

【訂正前】

(別紙) 株式会社オプトロム第4回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社オプトロム第4回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 25,635,500 円
3. 申込期間 平成 26 年 3 月 17 日
4. 割当日及び払込期日 平成 26 年 3 月 17 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、本新株予約権 29,500 個を以下のとおり割当て、各割当先とコミットメント付募集新株予約権引受契約を締結する。

合同会社 会社コンシェルジュ	23,000 個
<u>ホライズンパリティートサービス株式会社</u>	6,500 個

【訂正後】

(別紙) 株式会社オプトロム第4回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社オプトロム第4回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 25,635,500 円
3. 申込期間 平成 26 年 3 月 17 日

4. 割当日及び払込期日	平成 26 年 3 月 17 日
5. 募集の方法	第三者割当の方法により、本新株予約権 29,500 個を以下のとおり割当て、各割当先とコミットメント付募集新株予約権引受契約を締結する。
	合同会社 会社コンシェルジュ 23,000 個
	<u>大村安孝</u> 6,500 個

訂正 4 : 平成 26 年 2 月 27 日付「新規事業の開始及び有限会社パルテックとの業務提携のお知らせ」の一部訂正

(1 頁)

【訂正前】

1. 事業開始の趣旨及び業務提携の理由

(略)

そこで当社は、既存事業の構造改革、および新規事業の検討・着手・遂行及び企業買収（以下2つを併せて「新規事業開発」といいます。また、新規事業開発と既存事業の構造改革をあわせて以下「本件事業再編」といいます。）のため、ファーストメイク・リミテッド株式会社（住所：東京都中央区岩本町 2-8-9 林慶ビル 7F、代表取締役社長 前一明）に対し投資家の紹介・選定を含む事業再編全般のアドバイザーを依頼いたしました。そして、ファーストメイク・リミテッド株式会社より事業再生の専門家である大村安孝氏の紹介を受けましたので、担当執行役員として招聘し平成 25 年 11 月 1 日に経営企画室を新設いたしました。また、同時期に、ファーストメイク・リミテッド株式会社より当社のスポンサー候補として合同会社会社コンシェルジュをご紹介いただきました。

ファーストメイク・リミテッド株式会社、合同会社会社コンシェルジュおよびその企業グループ（以下「アンビシャス企業グループ」といいます。合同会社会社コンシェルジュの詳細は、本日開示しております「第三者割当により発行される第 4 回新株予約権の募集及びコミットメント条項付募集新株予約権引受契約締結に関するお知らせ」をご覧ください。）、および当社役員らにより、新規事業開発として、LED による野菜・果実農園や、金属の加工業、金融業、介護事業等の様々な事業案が提案されまして、当社は経営企画室を中心として検討を重ねて参りました。

(略)

【訂正後】

1. 事業開始の趣旨及び業務提携の理由

(略)

そこで当社は、既存事業の構造改革、および新規事業の検討・着手・遂行及び企業買収（以下2つを併せて「新規事業開発」といいます。また、新規事業開発と既存事業の構造改革をあわせて以下「本件事業再編」といいます。）のため、元取締役より人材の紹介を受け執行役員として招聘し、経営企画室を立ち上げました。また、同じ時期に当社取締役が当社の取締役に就任する以前よりの知人である公認会計士より、株式会社アンビシャスグループを中心とした企業グループ（以下「アンビシャス企業グループ」といいます。）をご紹介いただきました。合同会社会社コンシェルジュおよびその企業グループ（以下「アンビシャス企業グループ」といいます。合同会社会社コンシェルジュの詳細は、本日開示しております「第三者割当により発行される第 4 回新株予約権の募集及びコミットメント条項付募集新株予約権引受契約締結に関するお知らせ」をご覧ください。）、および当社役員らにより、新規事業開発として、LED による

野菜・果実農園や、金属の加工業、金融業、介護事業等の様々な事業案が提案されまして、当社は経営企画室を中心として検討を重ねて参りました。

(略)

(6頁)

【訂正前】

④ 所要資金と内訳

(略)

なお、ディスカウントキャッシュフロー法の計算において、株式会社未咲の事業の成長性を見込んで前期（平成25年8月期）実績である売上高305,074千円、経常利益2,349千円と比して大幅な増収増益（平成26年8月期売上高1,119,900千円、経常利益13,868千円、平成27年8月期売上高1,255,900千円、経常利益35,188千円、平成28年8月期売上高1,328,000千円、経常利益42,398千円、平成29年8月期売上高1,352,000千円、経常利益44,798千円、平成30年8月期売上高1,352,000千円、経常利益44,798千円、各見込）となる事業計画を用いしましたが、除染事業は需要の高い公共事業であり現在も需要過多で供給が追いつかず発注量が増大を続けていることから、その成長性を見込んだ事業計画は妥当であると判断し、当該株価算定は適正であると当社取締役会にて判断しております。また、蕙澤事務所の蕙澤政男会計士は、過去（平成20年7月26日から平成25年4月19日までの間）株式会社アンビシャスグループの社外監査役であったため、株式会社未咲の実情をご存じであり、かつ公認会計士として上場企業を含む多くの依頼者・顧問先を擁する独立した専門家であって、現在は株式会社アンビシャスグループ及び当社との間に利害関係を有しないため、独立性・公平性が担保されていると考え選定しております。

【訂正後】

④ 所要資金と内訳

(略)

なお、ディスカウントキャッシュフロー法の計算において、株式会社未咲の事業の成長性を見込んで前期（平成25年8月期）実績である売上高305,074千円、経常利益2,349千円と比して大幅な増収増益（平成26年8月期売上高1,119,900千円、経常利益13,868千円、平成27年8月期売上高1,255,900千円、経常利益35,188千円、平成28年8月期売上高1,328,000千円、経常利益42,398千円、平成29年8月期売上高1,352,000千円、経常利益44,798千円、平成30年8月期売上高1,352,000千円、経常利益44,798千円、各見込）となる事業計画を用いしましたが、除染事業は需要の高い公共事業であり現在も需要過多で供給が追いつかず発注量が増大を続けていることから、その成長性を見込んだ事業計画は妥当であると判断し、当該株価算定は適正であると当社取締役会にて判断しております。また、蕙澤事務所の蕙澤政男会計士は、過去（平成20年7月26日から平成25年4月19日までの間）株式会社アンビシャスグループの社外監査役であったため、株式会社未咲の実情をご存じであり、かつ公認会計士として上場企業を含む多くの依頼者・顧問先を擁する独立した専門家であって、現在は株式会社アンビシャスグループとの間に利害関係を有しておりません。ただし、当社の有価証券届出書の作成の一部業務を依頼しておりますが、当社が支払っているのはデューデリジェンス費用に係る費用のみとなっております。

訂正 5 : 平成 26 年 3 月 11 日付「資金の借入に関するお知らせ」の一部訂正

(1 頁)

【訂正前】

1 借入金の概要

- ① 借入日 : 平成 26 年 3 月 11 日
- ② 金額 : 100 百万円
- ③ 金利 : 年 6 %
- ④ 返済期限 : 平成 26 年 3 月 31 日
- ⑤ 借入先 : 株式会社アイランド
- ⑥ 担保状況 : 無担保
- ⑦ 資金使途 : 有限会社パルテックに対する高栄養飼料（商品名：トランジットミール）に関する業務提携契約締結に先立って保証金の預託、及び運転資金のため。
(なお、詳細な経緯については、3 借入の経緯、目的、返済の目処をご覧ください)

【訂正後】

1 借入金の概要

- ① 借入日 : 平成 26 年 3 月 11 日
- ② 金額 : 100 百万円
- ③ 金利 : 年 6 %
なお当社は、株式会社アイランドの関連会社である、株式会社アイランド住宅と締結したコンサルティング業務に係る業務契約に基づき 200 万円を支払うこととなっておりますが、コンサルティングの実態は認められないため、実質的な金利となっております。
- ④ 返済期限 : 平成 26 年 3 月 31 日
- ⑤ 借入先 : 株式会社アイランド
- ⑥ 担保状況 : 無担保
- ⑦ 資金使途 : 有限会社パルテックに対する高栄養飼料（商品名：トランジットミール）に関する業務提携契約締結に先立って保証金の預託、及び運転資金のため。
(なお、詳細な経緯については、3 借入の経緯、目的、返済の目処をご覧ください)

(3 頁)

【訂正前】

(略)

以上の経緯から、当社はそのための必要資金を株式会社アイランドより借入できないか、株式会社アイランドに対して依頼致しました。株式会社アイランドより、当社の事業再編計画が立ちゆかなくなると、すでに当社に貸し付けた 50 百万円も返済を受けられなくなる危険が高いとお考えになり、事業運転資金 1,250 万円を付加した金 100 百万円の貸し付けを承

諾して頂きました。

なお、この事業運転資金 1,250 万円は、第 4 回新株予約権の行使開始までの運転資金として使用する予定です。

【訂正後】

(略)

以上の経緯から、当社はそのための必要資金を株式会社アイランドより借入できないか、株式会社アイランドに対して依頼致しました。株式会社アイランドより、当社の事業再編計画が立ちゆかなくなると、すでに当社に貸し付けた 50 百万円も返済を受けられなくなる危険が高いとお考えになり、事業運転資金 1,250 万円を付加した金 100 百万円の貸し付けを承諾して頂きました。

なお、この事業運転資金 1,250 万円は、第 4 回新株予約権の行使開始までの運転資金として使用する予定です。また当社は、株式会社アイランドの関連会社である株式会社アイランド住宅と締結したコンサルティング業務に係る業務契約に基づき 200 万を支払うこととなっております (ただし、実質的には金利としての性質のものとなります)。

【訂正前】

4 直近一連の借入の状況、および返済の目処

① (平成 25 年 12 月 24 日開示)

2. ホライズンパリテートサービス株式会社

- (1) 借入日：平成 25 年 12 月 24 日
- (2) 金額：10 百万円
- (3) 金利：年 0 %
- (4) 融資手数料：(2)記載の金額の 15% (実質金利 15%)
- (5) 返済期限：平成 26 年 12 月 23 日
- (6) 担保状況：無担保
- (7) 資金用途：運転資金
- (8) 返済目処：当社第 4 回新株予約権の発行及び行使による払込によって支払うことを予定しております。

【訂正後】

4 直近一連の借入の状況、および返済の目処

① (平成 25 年 12 月 24 日開示)

2. 大村安孝

- (1) 借入日：平成 25 年 12 月 24 日
- (2) 金額：10 百万円
- (3) 金利：年 0 %
- (4) 融資手数料：(2)記載の金額の 15% (実質金利 15%)
- (5) 返済期限：平成 26 年 12 月 23 日
- (6) 担保状況：無担保
- (7) 資金用途：運転資金
- (8) 返済目処：当社第 4 回新株予約権の発行及び行使による払込によって

支払うことを予定しております。

(9) その他：

本契約は、貸付金額全額を当社執行役員が拋出し、手数料についても全額収受することとなっているため、契約上の名義人ではなく、実体の債権者を記載しています。

訂正6：平成26年3月31日付「第三者割当による新株予約権発行の払込完了に関するお知らせ」の一部訂正

(1頁)

【訂正前】

第三者割当による第4回新株予約権の発行概要

- | | | |
|------|--------------------------|--|
| (1) | 新株予約権の名称 | 株式会社オプトロム 第4回新株予約権 |
| (2) | 新株予約権の総数 | 29,500 個 |
| (3) | 発行価額 | 新株予約権 1 個当たり 869 円 |
| (4) | 発行価額の総額 | 25,635,500 円 |
| (5) | 目的となる株式の種類および数 | 当社普通株式 29,500,000 株 |
| (6) | 募集および割当先 | 第三者割当の方法による
①合同会社社会コンシェルジュ 23,000 個
②ホライズンパリティートサービス株式会社 6,500 個 |
| (7) | 申込期日 | 平成26年3月29日 |
| (8) | 割当日 | 平成26年3月31日 |
| (9) | 払込期日 | 平成26年3月31日 |
| (10) | 新株予約権行使に際して出資される財産の価額の総額 | 477,900,000 円 |
| (11) | 行使価額 | 1 株当たり 16.2 円 |
| (12) | 行使請求期間 | 平成26年3月31日から平成28年3月30日まで |

【訂正後】

第三者割当による第4回新株予約権の発行概要

- | | | |
|------|--------------------------|---|
| (1) | 新株予約権の名称 | 株式会社オプトロム 第4回新株予約権 |
| (2) | 新株予約権の総数 | 29,500 個 |
| (3) | 発行価額 | 新株予約権 1 個当たり 869 円 |
| (4) | 発行価額の総額 | 25,635,500 円 |
| (5) | 目的となる株式の種類および数 | 当社普通株式 29,500,000 株 |
| (6) | 募集および割当先 | 第三者割当の方法による
①合同会社社会コンシェルジュ 23,000 個
②大村安孝 6,500 個 |
| (7) | 申込期日 | 平成26年3月29日 |
| (8) | 割当日 | 平成26年3月31日 |
| (9) | 払込期日 | 平成26年3月31日 |
| (10) | 新株予約権行使に際して出資される財産の価額の総額 | 477,900,000 円 |

総額	
(11) 行使価額	1株当たり 16.2円
(12) 行使請求期間	平成26年3月31日から平成28年3月30日まで

訂正7：平成26年3月31日付「第4回新株予約権の行使に関するお知らせ及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」の一部訂正

(1頁)

【訂正前】

I 第4回新株予約権の行使について

1. 行使の内容

(1) 本新株予約権の名称	株式会社オプトロム 第4回新株予約権	
(2) 行使日	平成26年3月31日	
(3) 行使を行った者	合同会社会社コンシェルジュ	
(4) 行使個数	6,000個	
(5) 交付株式数	6,000,000株(1個当たり1,000株)	
(6) 行使価額	1株当たり金16.2円	
(7) 行使価額総額	97,200,000円	
(8) 本新株予約権の発行個数	29,500個	
(9) 本新株予約権の未行使個数	23,500個	
	①合同会社会社コンシェルジュ	17,000個
	②ホライズンパリティートサービス株式会社	6,500個

【訂正後】

I 第4回新株予約権の行使について

1. 行使の内容

(1) 本新株予約権の名称	株式会社オプトロム 第4回新株予約権	
(2) 行使日	平成26年3月31日	
(3) 行使を行った者	合同会社会社コンシェルジュ	
(4) 行使個数	6,000個	
(5) 交付株式数	6,000,000株(1個当たり1,000株)	
(6) 行使価額	1株当たり金16.2円	
(7) 行使価額総額	97,200,000円	
(8) 本新株予約権の発行個数	29,500個	
(9) 本新株予約権の未行使個数	23,500個	
	①合同会社会社コンシェルジュ	17,000個
	②大村安孝	6,500個

※平成26年2月27日付「第三者割当により発行される第4回新株予約権の募集及びコミットメント条項付募集新株予約権引受契約締結に関するお知らせ」にて合同会社会社コンシェルジュの残高証明を、株式会社アイランドからの借入としておりましたが、本新株予約権の行使資金は、株式会社アイランドの顧問又は株式会社アイランドないし合同会社会社アイランドインベストメント等の同顧問が関係する会社からの借入れを原資としたものです。

訂正 8：平成 26 年 4 月 3 日付「新株予約権の譲渡に関するお知らせ」の一部訂正

(1 頁)

【訂正前】

- 1 新株予約権に関し、譲渡承認を行った経緯
(略)

そうした状況の中、平成 26 年 3 月 18 日に、ネット社より、経営戦略上の理由から本新株予約権をアンリミテッド社に譲渡したいとの意向の申し出がありました。その理由としては、ネット社が投資案件を紹介した事のあるアンリミテッド社が、当社の事業再編計画に着目し、魅力を感じたため、同社が資金的に支援することによって、当社の成長によるリターンを得るという形で投資したいという希望をネット社に対してその旨申出たことから、譲渡の合意に至ったとのことです。

【訂正後】

- 1 新株予約権に関し、譲渡承認を行った経緯
(略)

そうした状況の中、株式会社アンビシャスグループの実質経営者から紹介された当社子会社取締役からの紹介により、ネット社の本新株予約権の譲渡の依頼を受け、当社取締役関係者と話し合いの結果、アンリミテッド社への譲渡で合意に至ったとのことです。

訂正 9：平成 26 年 4 月 7 日付「第 4 回新株予約権の行使に関するお知らせ及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」の一部訂正

(1 頁)

【訂正前】

- I 第 4 回新株予約権の行使について

1. 行使の内容

(1) 本新株予約権の名称	株式会社オプトロム 第 4 回新株予約権
(2) 行使日	平成 26 年 4 月 7 日
(3) 行使を行った者	合同会社会社コンシェルジュ
(4) 行使個数	3,000 個
(5) 交付株式数	3,000,000 株 (1 個当たり 1,000 株)
(6) 行使価額	1 株当たり金 16.2 円
(7) 行使価額総額	48,600,000 円
(8) 本新株予約権の発行個数	29,500 個
(9) 本新株予約権の未行使個数	20,500 個
	①合同会社会社コンシェルジュ 14,000 個
	②ホライズンパリティートサービス株式会社 6,500 個

【訂正後】

- I 第 4 回新株予約権の行使について

1. 行使の内容

(1) 本新株予約権の名称	株式会社オプトロム 第 4 回新株予約権
(2) 行使日	平成 26 年 4 月 7 日
(3) 行使を行った者	合同会社会社コンシェルジュ

(4)	行使個数	3,000 個	
(5)	交付株式数	3,000,000 株 (1 個当たり 1,000 株)	
(6)	行使価額	1 株当たり金 16.2 円	
(7)	行使価額総額	48,600,000 円	
(8)	本新株予約権の発行個数	29,500 個	
(9)	本新株予約権の未行使個数	20,500 個	
		①合同会社社会コンシェルジュ	14,000 個
		②大村安孝	6,500 個

※平成 26 年 2 月 27 日付「第三者割当により発行される第 4 回新株予約権の募集及びコミットメント条項付募集新株予約権引受契約締結に関するお知らせ」にて合同会社社会コンシェルジュの残高証明を、株式会社アイランドからの借入としておりましたが、本新株予約権の行使資金は、株式会社アイランドの顧問ないし株式会社アイランド又は合同会社アイランドインベストメント等の同顧問が関係する会社からの借入れを原資としたものです。

訂正 10：平成 26 年 4 月 8 日付「第 4 回新株予約権の行使に関するお知らせ」の一部訂正

(1 頁)

【訂正前】

I 第 4 回新株予約権の行使について

1. 行使の内容

(1)	本新株予約権の名称	株式会社オプトロム 第 4 回新株予約権	
(2)	行使日	平成 26 年 4 月 8 日	
(3)	行使を行った者	合同会社社会コンシェルジュ	
(4)	行使個数	1,000 個	
(5)	交付株式数	1,000,000 株 (1 個当たり 1,000 株)	
(6)	行使価額	1 株当たり金 16.2 円	
(7)	行使価額総額	16,200,000 円	
(8)	本新株予約権の発行個数	29,500 個	
(9)	本新株予約権の未行使個数	19,500 個	
		①合同会社社会コンシェルジュ	13,000 個
		②ホライズンパリティートサービス株式会社	6,500 個

【訂正後】

I 第 4 回新株予約権の行使について

1. 行使の内容

(1)	本新株予約権の名称	株式会社オプトロム 第 4 回新株予約権
(2)	行使日	平成 26 年 4 月 8 日
(3)	行使を行った者	合同会社社会コンシェルジュ
(4)	行使個数	1,000 個
(5)	交付株式数	1,000,000 株 (1 個当たり 1,000 株)
(6)	行使価額	1 株当たり金 16.2 円
(7)	行使価額総額	16,200,000 円
(8)	本新株予約権の発行個数	29,500 個

- (9) 本新株予約権の未行使個 19,500 個
 数
 ①合同会社社会コンサルジュ 13,000 個
 ②大村安孝 6,500 個

※平成26年2月27日付「第三者割当により発行される第4回新株予約権の募集及びコミットメント条項付募集新株予約権引受契約締結に関するお知らせ」にて合同会社社会コンサルジュの残高証明を、株式会社アイランドからの借入としておりましたが、本新株予約権の行使資金は、株式会社アイランドの顧問又は株式会社アイランドないし合同会社アイランドインベストメント等の同顧問が関係する会社からの借入れを原資としたものです。

訂正11：平成26年4月14日付「新規事業の開始並びに株式会社みらくるグリーン及び合同産業株式会社との業務提携のお知らせ」の一部訂正

(4頁)

【訂正前】

2. 当該事業の概要

⑤ 所要資金と内訳

初期投資額合計 123,900 千円

【設備投資額】

1. 契約金		8,000 千円
2. 用地取得費		0 円
3. 設備建設費		<u>103,900 千円</u>
(主な内容及び金額)		
(1) MGS型栽培装置	88,000 千円	
(2) 制御盤2列型	<u>6,000 千円</u>	
(3) 自動EC調合・溶液補給装置	<u>2,000 千円</u>	
その他	<u>7,900 千円</u>	
4. 運送費		<u>1,500 千円</u>
5. 諸経費(現場管理費・設置費等※)		<u>10,500 千円</u>

【訂正後】

2. 当該事業の概要

⑤ 所要資金と内訳

初期投資額合計 148,500 千円

【設備投資額】

(内訳)

1. 用地取得費		0 円
2. 設備建設費		<u>134,932 千円</u>
(主な内容及び金額)		
(1) MGS型栽培装置	<u>105,050 千円</u>	
(2) 制御盤2列型	<u>8,400 千円</u>	
(3) 自動EC調合・溶液補給装置	<u>2,000 千円</u>	
その他	<u>19,482 千円</u>	
3. 運送費		<u>2,000 千円</u>
4. 諸経費(現場管理費・設置費等※)		<u>11,568 千円</u>

(6頁)

【訂正前】

3. 今後の見通し

本新規事業における無農薬野菜の販売を平成27年9月より見込んでおりますので、当社の当期業績への影響はない見込みです。

なお、本新規事業に必要な資金である123,900千円に関しましては、まず、契約金8,000千円に関しては手元資金より合同産業株式会社に対して支出予定であります。

残金115,900千円については、まず半金60,000千円を平成26年6月末に支出予定であり、残金を工事完成の翌月末日である平成26年8月末に合同産業株式会社に対して支払うことを予定しております。

その必要資金につきましては、平成26年4月10日に別途開示しております「第3回新株予約権の行使に関するお知らせ」に記載しましたとおり、株式会社アンリミテッドが行使しました金48,000千円について、運転資金として使用する予定でありましたが、その48,000千円に、同様に株式会社ネットスタジアムが第3回新株予約権を行使した金12,000千円を加算した60,000千円を半金の支払に充当致します。

残金55,900千円の資金調達方法については、当社の運転資金及び経営改善計画全般を鑑み検討中であり、決まり次第別途開示して参ります。

【訂正後】

3. 今後の見通し

本新規事業における無農薬野菜の販売を平成27年9月より見込んでおりますので、当社の当期業績への影響はない見込みです。

なお、本新規事業に必要な資金である148,500千円に関しましては、まず、契約金8,000千円に関しては手元資金より合同産業株式会社に対して支出予定であります。

残金140,500千円の資金調達方法については、当社の運転資金及び経営改善計画全般を鑑み検討中であり、決まり次第別途開示して参ります。

訂正12：平成26年4月18日付「第4回新株予約権の行使に関するお知らせ」の一部訂正

(1頁)

【訂正前】

I 第4回新株予約権の行使について

1. 行使の内容

(1) 本新株予約権の名称	株式会社オプトロム 第4回新株予約権
(2) 行使日	平成26年4月18日
(3) 行使を行った者	合同会社社会コンシェルジュ
(4) 行使個数	1,000個
(5) 交付株式数	1,000,000株(1個当たり1,000株)
(6) 行使価額	1株当たり金16.2円
(7) 行使価額総額	16,200,000円
(8) 本新株予約権の発行個数	29,500個
(9) 本新株予約権の未行使個数	18,500個
	①合同会社社会コンシェルジュ 12,000個
	②ホライズンパリティートサービス株式会社 6,500個

【訂正後】

I 第4回新株予約権の行使について

1. 行使の内容

(1) 本新株予約権の名称	株式会社オプトロム 第4回新株予約権
(2) 行使日	平成26年4月18日
(3) 行使を行った者	合同会社社会コンシェルジュ
(4) 行使個数	1,000個
(5) 交付株式数	1,000,000株(1個当たり1,000株)
(6) 行使価額	1株当たり金16.2円
(7) 行使価額総額	16,200,000円
(8) 本新株予約権の発行個数	29,500個
(9) 本新株予約権の未行使個数	18,500個
	①合同会社社会コンシェルジュ 12,000個
	②大村安孝 6,500個

※平成26年2月27日付「第三者割当により発行される第4回新株予約権の募集及びコミットメント条項付募集新株予約権引受契約締結に関するお知らせ」にて合同会社社会コンシェルジュの残高証明を、株式会社アイランドからの借入としておりましたが、本新株予約権の行使資金は、株式会社アイランドの顧問ないし株式会社アイランド又は合同会社アイランドインベストメント等の同顧問が関係する会社からの借入れを原資としたものです。

訂正13:平成26年5月20日付「第三者割当により発行された第4回新株予約権の権利行使による株式の譲渡並びにその他の関係会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」の一部訂正

(2頁)

【訂正前】

3. 譲渡の内容

(1) 譲渡日、譲渡株式数および譲渡価額	
譲渡日	:平成26年5月8日
譲渡株式数	:8,000,000株
譲渡方法	:市場外売買
譲渡価額	:120百万円(一株あたり15円)

【訂正後】

3. 譲渡の内容

(1) 譲渡日、譲渡株式数および譲渡価額	
譲渡日	:平成26年5月8日
譲渡株式数	:8,000,000株
譲渡方法	:市場外売買
譲渡価額	:120百万円(一株あたり20円)

【訂正前】

5. 譲渡の経緯

当社は、平成26年2月27日付「第三者割当により発行される第4回新株予約権の募集及

びコミットメント条項付募集新株予約権引受契約締結に関するお知らせ」で開示しましたとおり、割当先である合同会社社会社コンシェルジュより、純投資目的であり、当社の事業再生、企業価値向上を目的にされており、短期的に全株の売却を意図するものではなく、当社の成長や市場の動向その他を見極めつつ一部を売却していく方針であることを表明されておりますが、合同会社社会社コンシェルジュの会社戦略上の理由により、資金の必要が生じたことにより、やむを得ず譲渡したとのことです。

【訂正後】

5. 譲渡の経緯

合同会社社会社コンシェルジュは、同社が、当社の第4回新株予約権の行使にあたり借入れた資金の返済に窮したため、当社子会社取締役で紹介された投資家等に、やむを得ず譲渡したとのことです。

訂正 14：平成 26 年 5 月 20 日付「第 4 回新株予約権の行使に関するお知らせ」の一部訂正

(1 ページ)

【訂正前】

1. 行使の内容

(1) 本新株予約権の名称	株式会社オプトロム 第4回新株予約権
(2) 行使日	平成 26 年 5 月 20 日
(3) 行使を行った者	合同会社社会社コンシェルジュ
(4) 行使個数	2,000 個
(5) 交付株式数	2,000,000 株 (1 個当たり 1,000 株)
(6) 行使価額	1 株当たり金 16.2 円
(7) 行使価額総額	32,400,000 円
(8) 本新株予約権の発行個数	29,500 個
(9) 本新株予約権の未行使個数	16,500 個
	①合同会社社会社コンシェルジュ 10,000 個
	②ホライズンパリティートサービス株式会社 6,500 個

【訂正後】

1. 行使の内容

(1) 本新株予約権の名称	株式会社オプトロム 第4回新株予約権
(2) 行使日	平成 26 年 5 月 20 日
(3) 行使を行った者	合同会社社会社コンシェルジュ
(4) 行使個数	2,000 個
(5) 交付株式数	2,000,000 株 (1 個当たり 1,000 株)
(6) 行使価額	1 株当たり金 16.2 円
(7) 行使価額総額	32,400,000 円
(8) 本新株予約権の発行個数	29,500 個
(9) 本新株予約権の未行使個数	16,500 個
	①合同会社社会社コンシェルジュ 10,000 個
	②大村安孝 6,500 個

訂正

(1 ページ)

【訂正前】

I. 第 4 回新株予約権の移動について

1. 移動の経緯

(略)

株式会社ホライズンインベストメントは、株式、債券、その他の金融商品に対する投資等事業内容とする会社であり、ホライズンパリティートサービス株式会社から投資事業部分の収支および資金繰り等を他業務と区別するために、会社分割により新設したとのことです。

(略)

また、当該移動は会社分割という包括承継手続であるため、ホライズンパリティートサービス株式会社と当社の間で締結しておりますコミットメント条項付新株予約権引受契約はそのまま引き継がれますので、予約権の譲渡制限、行使のコミットメント、および行使後の株式売却制限についても全て同内容にて引き継がれます。

株式会社ホライズンインベストメントより、株式の保有方針については、長期保有であり、平成 26 年 2 月 27 日付「第三者割当により発行される第 4 回新株予約権の募集及びコミットメント条項付募集新株予約権引受契約締結に関するお知らせ」でお知らせした保有方針から変更ない旨の申し出を頂戴しております。

【訂正後】

I. 第 4 回新株予約権の移動について

1. 移動の経緯

(略)

株式会社ホライズンインベストメントは、ホライズンパリティートサービス株式会社名義の当社新株予約権を新設分割会社ごと譲渡することを当社執行役員が企図して策定されたスキームにより、ホライズンパリティートサービス株式会社から会社分割により新設されています。

(略)

また、当該移動は会社分割という包括承継手続であるため、ホライズンパリティートサービス株式会社（実体的には大村安孝）と当社の間で締結しておりますコミットメント条項付新株予約権引受契約はそのまま引き継がれますので、予約権の譲渡制限、行使のコミットメント、および行使後の株式売却制限についても全て同内容にて引き継がれます。

(削除)

(2 ページ)

【訂正前】

3. 移動の経緯

(2)ホライズンパリティートサービス株式会社

	議決権の数 (潜在株式数)	総株主の議決権の数に対する割合
移動前	6,500 個 (6,500,000 株)※1	11.06%
移動後	—	—

【訂正後】

3. 移動の経緯

(2) 大村安孝

	議決権の数 (潜在株式数)	総株主の議決権の数に対する割合
移動前	6,500 個 (6,500,000 株) ※ 1	11.06%
移動後	—	—

(3 ページ)

【訂正前】

II. 第4回新株予約権の行使について

1. 行使の内容

- | | | |
|------------------|------------------------------|----------|
| (1) 本新株予約権の名称 | 株式会社オプトロム 第4回新株予約権 | |
| (2) 行使日 | 平成26年6月2日 | 1,300 個 |
| | 平成26年6月3日 | 200 個 |
| (3) 行使を行った者 | 株式会社ホライズンインベストメント | |
| (4) 行使個数 | 1,500 個 | |
| (5) 交付株式数 | 1,500,000 株 (1 個当たり 1,000 株) | |
| (6) 行使価額 | 1 株当たり金 16.2 円 | |
| (7) 行使価額総額 | 24,300,000 円 | |
| (8) 本新株予約権の発行個数 | 29,500 個 | |
| (9) 本新株予約権の未行使個数 | 15,000 個 | |
| | ①合同会社社会コンシェルジュ | 10,000 個 |
| | ② <u>ホライズンパリティートサービス株式会社</u> | 5,000 個 |

※なお、当社は、平成26年2月27日付「第三者割当により発行される第4回新株予約権の募集及びコミットメント条項付募集新株予約権引受契約締結に関するお知らせ」にて、ホライズンパリティートサービス株式会社の行使による調達資金の一部を株式会社美咲の購入資金に充当する旨及びその際には開示することをお知らせしておりますが、今回の新株予約権行使による調達資金については、株式会社未咲の購入資金のコミットメントに基づく行使依頼によるものではないため、第4回新株予約権の資金使途として定めたうちの、当社の運転資金として使用致します。

【訂正後】

II. 第4回新株予約権の行使について

1. 行使の内容

- | | | |
|------------------|------------------------------|----------|
| (1) 本新株予約権の名称 | 株式会社オプトロム 第4回新株予約権 | |
| (2) 行使日 | 平成26年6月2日 | 1,300 個 |
| | 平成26年6月3日 | 200 個 |
| (3) 行使を行った者 | 株式会社ホライズンインベストメント | |
| (4) 行使個数 | 1,500 個 | |
| (5) 交付株式数 | 1,500,000 株 (1 個当たり 1,000 株) | |
| (6) 行使価額 | 1 株当たり金 16.2 円 | |
| (7) 行使価額総額 | 24,300,000 円 | |
| (8) 本新株予約権の発行個数 | 29,500 個 | |
| (9) 本新株予約権の未行使個数 | 15,000 個 | |
| | ①合同会社社会コンシェルジュ | 10,000 個 |
| | ② <u>株式会社ホライズンインベストメント</u> | 5,000 個 |

※なお、当社は、平成26年2月27日付「第三者割当により発行される第4回新株予約権の募集及びコミットメント条項付募集新株予約権引受契約締結に関するお知らせ」にて、大村安孝の行使による調達資金の一部を株式会社美咲の購入資金に充当する旨及びその際には開示することをお知らせしておりますが、今回の新株予約権行使による調達資金については、株式会社美咲の購入資金のコミットメントに基づく行使依頼によるものではないため、第4回新株予約権の資金使途として定めたうちの、当社の運転資金として使用致しません。

※株式会社ホライズンインベストメントの株式については、平成26年5月20日ごろ売却されており、当社新株予約権については、大村安孝より株式会社ホライズンインベストメントに移転されております。

訂正16：平成26年7月17日付「新規事業の開始のお知らせ」の一部訂正

(1ページ)

【訂正前】

当社及び当社100%連結子会社である株式会社オプトガイア（以下「オプトガイア」といいます。）は、本日開催の両社の取締役会において、オプトガイアにてインターネット広告事業の開始を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

【訂正後】

当社100%連結子会社である株式会社オプトガイア（以下「オプトガイア」といいます。）は、インターネット広告事業を開始いたしました。なお、当該新規事業の開始につきましては本日オプトガイアでの取締役決議がなされましたが、当社では正式に取締役会で決議されておりません。

(2ページ)

【訂正前】

(2) 事業の検討および選択の経緯

前記のとおり、当社は、今期より二つの農業関連の新規事業（高栄養飼料製造事業および閉鎖型野菜工場事業）について開始しており、これら新規事業とシナジーを発揮する事業について当社内にて協議・検討を進めてまいりました。

一方、株式会社緑と大地の農援隊（所在地 東京都新宿区四谷3丁目13番7号、代表取締役 前田享一）は、前掲の目的のため、農業に近接する様々な団体と協議し、専用のホームページやゲーム等の様々な事業の開始を準備しておりました。

そこで、平成26年3月頃、株式会社ヴォロンテ（所在地 東京都中央区勝どき2-18-1、代表取締役 高橋洋一）より株式会社緑と大地の農援隊をご紹介頂きました。当社は当社の業務と株式会社緑と大地の農援隊の準備していた事業は強いシナジーがあるものと考え、提携して事業を行うことを提案させて頂きましたところ、株式会社緑と大地の農援隊より、準備していた「緑と大地の農援隊」としての事業を当社にて行ってはどうかというご提案を頂きました。

そこで、当社は、当社および子会社であるオプトガイアにて「緑と大地の農援隊」としての各種事業の準備を進めていく事と致しました。

(略)

②所要資金と内訳

合計 30 百万円 (消費税別)

(内訳)

ホームページ作成費用・管理、動画サーバ運営・配信管理

ドメイン管理、記事内容作成その他 ……30 百万円

【訂正後】

(2) 事業の検討および選択の経緯

前記のとおり、当社は、今期より二つの農業関連の新規事業（高栄養飼料製造事業および閉鎖型野菜工場事業）について開始しており、これら新規事業とシナジーを発揮する事業について当社内にて協議・検討を進めてまいりました。

一方、株式会社緑と大地の農援隊（所在地 東京都新宿区四谷3丁目13番7号、代表取締役 前田享一）は、前掲の目的のため、農業に近接する様々な団体と協議し、専用のホームページやゲーム等の様々な事業の開始を準備しておりました。

そこで、平成26年3月頃、株式会社アンビシャスグループ（東京都港区芝浦三丁目14番5号、代表 福田徹）の実質経営者より株式会社緑と大地の農援隊をご紹介頂きました。当社は、株式会社緑と大地の農援隊から、同社が準備していた「緑と大地の農援隊」の事業を当社と提携して行うという提案を頂きました。当社は当社の業務と、株式会社緑と大地の農援隊の準備していた事業には強いシナジーがあるものと考え、当社および子会社であるオプトガイアにて「緑と大地の農援隊」としての各種事業の準備を進めていく事と致しました。

(略)

②所要資金と内訳

合計 30 百万円 (消費税別)

(内訳)

ホームページ作成費用・管理、動画サーバ運営・配信管理

ドメイン管理、記事内容作成その他 ……30 百万円

※当該費用は取締役会決議等の社内手続きが踏まれておりませんが、平成26年4月に既に支払い済みであります。

訂正17：平成26年7月30日付「第4回新株予約権の行使に関するお知らせ」の一部訂正

(1頁)

【訂正前】

I 第4回新株予約権の行使について

1. 行使の内容

(略)

※なお、当社は、平成26年2月27日付「第三者割当により発行される第4回新株予約権の募集及びコミットメント条項付募集新株予約権引受契約締結に関するお知らせ」にて、合同会社社会社コンシェルジュとの間で、行使に関するコミットメント契約を締結したことを開示しております。合同会社社会社コンシェルジュとの間のコミットメント契約とは、①200百万円に満つるまで各月20百万円相当の行使をする義務を負う旨の契約、②新

規事業（高栄養飼料の製造業）についての経営計画に対する承認時に①に追加で150百万円相当の行使をする旨の契約、の2つの契約であります。前回の行使で既に行使額は200百万円に達したものの、今回の新株予約権行使による調達資金については、前掲②の契約に基づくものではなく（すなわち、当社がトランジットミール事業の計画を策定した上でコミットメントに基づく行使依頼したものではありません）、引受先である合同会社社会社コンシェルジュの自発的な行使によるものであります。

【訂正後】

I 第4回新株予約権の行使について

1. 行使の内容

(略)

※なお、当社は、平成26年2月27日付「第三者割当により発行される第4回新株予約権の募集及びコミットメント条項付募集新株予約権引受契約締結に関するお知らせ」にて、合同会社社会社コンシェルジュとの間で、行使に関するコミットメント契約を締結したことを開示しております。合同会社社会社コンシェルジュとの間のコミットメント契約とは、①200百万円に満つるまで各月20百万円相当の行使をする義務を負う旨の契約、②新規事業（高栄養飼料の製造業）についての経営計画に対する承認時に①に追加で150百万円相当の行使をする旨の契約、の2つの契約であります。前回の行使で既に行使額は200百万円に達したものの、今回の新株予約権行使による調達資金については、前掲②の契約に基づくものではなく（すなわち、当社がトランジットミール事業の計画を策定した上でコミットメントに基づく行使依頼したものではありません）、当社取締役の新株予約権行使の依頼に応じて当社取締役の関係者が未行使の新株予約権につき、合同会社社会社コンシェルジュごと譲受けた結果、行使いただいたものであります。

訂正18：平成26年8月6日付「第4回新株予約権の行使に関するお知らせ」の一部訂正

(1頁)

【訂正前】

I 第4回新株予約権の行使について

1. 行使の内容

(略)

※なお、当社は、平成26年2月27日付「第三者割当により発行される第4回新株予約権の募集及びコミットメント条項付募集新株予約権引受契約締結に関するお知らせ」にて、合同会社社会社コンシェルジュとの間で、行使に関するコミットメント契約を締結したことを開示しております。合同会社社会社コンシェルジュとの間のコミットメント契約とは、①200百万円に満つるまで各月20百万円相当の行使をする義務を負う旨の契約、②新規事業（高栄養飼料の製造業）についての経営計画に対する承認時に①に追加で150百万円相当の行使をする旨の契約、の2つの契約であります。これまでの行使で既に行使額は200百万円に達したものの、今回の新株予約権行使による調達資金については、前掲②の契約に基づくものではなく（すなわち、当社がトランジットミール事業の計画を策定した上でコミットメントに基づく行使依頼したものではありません）、引受先である合同会社社会社コンシェルジュの自発的な行使によるものであります。

【訂正後】

I 第4回新株予約権の行使について

1. 行使の内容

(略)

※なお、当社は、平成 26 年 2 月 27 日付「第三者割当により発行される第 4 回新株予約権の募集及びコミットメント条項付募集新株予約権引受契約締結に関するお知らせ」にて、合同会社社会社コンシェルジュとの間で、行使に関するコミットメント契約を締結したことを開示しております。合同会社社会社コンシェルジュとの間のコミットメント契約とは、①200 百万円に満つるまで毎月 20 百万円相当の行使をする義務を負う旨の契約、②新規事業（高栄養飼料の製造業）についての経営計画に対する承認時に①に追加で 150 百万円相当の行使をする旨の契約、の 2 つの契約であります。これまでの行使で既に行使額は 200 百万円に達したものの、今回の新株予約権行使による調達資金については、前掲②の契約に基づくものではなく（すなわち、当社がトランジットミール事業の計画を策定した上でコミットメントに基づく行使依頼したものではありません）、当社取締役の新株予約権行使の依頼に応じて当社取締役の関係者が未行使の新株予約権につき、合同会社社会社コンシェルジュごと譲受けた結果、行使いただいたものであります。

訂正 19：平成 26 年 8 月 8 日付「第 4 回新株予約権の行使に関するお知らせ」の一部訂正

(1 頁)

【訂正前】

I 第 4 回新株予約権の行使について

1. 行使の内容

(略)

※なお、当社は、平成 26 年 2 月 27 日付「第三者割当により発行される第 4 回新株予約権の募集及びコミットメント条項付募集新株予約権引受契約締結に関するお知らせ」にて、合同会社社会社コンシェルジュとの間で、行使に関するコミットメント契約を締結したことを開示しております。合同会社社会社コンシェルジュとの間のコミットメント契約とは、①200 百万円に満つるまで毎月 20 百万円相当の行使をする義務を負う旨の契約、②新規事業（高栄養飼料の製造業）についての経営計画に対する承認時に①に追加で 150 百万円相当の行使をする旨の契約、の 2 つの契約であります。これまでの行使で既に行使額は 200 百万円に達したものの、今回の新株予約権行使による調達資金については、前掲②の契約に基づくものではなく（すなわち、当社がトランジットミール事業の計画を策定した上でコミットメントに基づく行使依頼したものではありません）、引受先である合同会社社会社コンシェルジュの自発的な行使によるものであります。

【訂正後】

I 第 4 回新株予約権の行使について

1. 行使の内容

(略)

※なお、当社は、平成 26 年 2 月 27 日付「第三者割当により発行される第 4 回新株予約権の募集及びコミットメント条項付募集新株予約権引受契約締結に関するお知らせ」にて、合同会社社会社コンシェルジュとの間で、行使に関するコミットメント契約を締結したことを開示しております。合同会社社会社コンシェルジュとの間のコミットメント契約とは、①200 百万円に満つるまで毎月 20 百万円相当の行使をする義務を負う旨の契約、②新規事業（高栄養飼料の製造業）についての経営計画に対する承認時に①に追加で 150 百万円相当の行使をする旨の契約、の 2 つの契約であります。これまでの行使で既に行使

額は200百万円に達したものの、今回の新株予約権行使による調達資金については、前掲②の契約に基づくものではなく（すなわち、当社がトランジットミール事業の計画を策定した上でコミットメントに基づく行使依頼したものではございません）、当社取締役の新株予約権行使の依頼に応じて当社取締役の関係者が未行使の新株予約権につき、合同会社社会社コンシェルジュごと譲受けた結果、行使いただいたものであります。

訂正 21：平成 26 年 8 月 22 日付「第 4 回新株予約権の行使に関するお知らせ」の一部訂正

(1 頁)

【訂正前】

I 第 4 回新株予約権の行使について

1. 行使の内容

(略)

※なお、当社は、平成 26 年 2 月 27 日付「第三者割当により発行される第 4 回新株予約権の募集及びコミットメント条項付募集新株予約権引受契約締結に関するお知らせ」にて、合同会社社会社コンシェルジュとの間で、行使に関するコミットメント契約を締結したことを開示しております。合同会社社会社コンシェルジュとの間のコミットメント契約とは、①200 百万円に満つるまで各月 20 百万円相当の行使をする義務を負う旨の契約、②新規事業（高栄養飼料の製造業）についての経営計画に対する承認時に①に追加で 150 百万円相当の行使をする旨の契約、の 2 つの契約であります。これまでの行使で既に行使額は 200 百万円に達したものの、今回の新株予約権行使による調達資金については、前掲②の契約に基づくものではなく（すなわち、当社がトランジットミール事業の計画を策定した上でコミットメントに基づく行使依頼したものではございません）、引受先である合同会社社会社コンシェルジュの自発的な行使によるものであります。

【訂正後】

I 第 4 回新株予約権の行使について

1. 行使の内容

(略)

※なお、当社は、平成 26 年 2 月 27 日付「第三者割当により発行される第 4 回新株予約権の募集及びコミットメント条項付募集新株予約権引受契約締結に関するお知らせ」にて、合同会社社会社コンシェルジュとの間で、行使に関するコミットメント契約を締結したことを開示しております。合同会社社会社コンシェルジュとの間のコミットメント契約とは、①200 百万円に満つるまで各月 20 百万円相当の行使をする義務を負う旨の契約、②新規事業（高栄養飼料の製造業）についての経営計画に対する承認時に①に追加で 150 百万円相当の行使をする旨の契約、の 2 つの契約であります。これまでの行使で既に行使額は 200 百万円に達したものの、今回の新株予約権行使による調達資金については、前掲②の契約に基づくものではなく（すなわち、当社がトランジットミール事業の計画を策定した上でコミットメントに基づく行使依頼したものではございません）、当社取締役の新株予約権行使の依頼に応じて当社取締役の関係者が未行使の新株予約権につき、合同会社社会社コンシェルジュごと譲受けた結果、行使いただいたものであります。

訂正 22：平成 26 年 8 月 26 日付「第 4 回新株予約権の行使に関するお知らせ」の一部訂正

(1 頁)

【訂正前】

I 第 4 回新株予約権の行使について

1. 行使の内容

(略)

※なお、当社は、平成 26 年 2 月 27 日付「第三者割当により発行される第 4 回新株予約権の募集及びコミットメント条項付募集新株予約権引受契約締結に関するお知らせ」にて、合同会社社会社コンシェルジュとの間で、行使に関するコミットメント契約を締結したことを開示しております。合同会社社会社コンシェルジュとの間のコミットメント契約とは、①200 百万円に満つるまで各月 20 百万円相当の行使をする義務を負う旨の契約、②新規事業（高栄養飼料の製造業）についての経営計画に対する承認時に①に追加で 150 百万円相当の行使をする旨の契約、の 2 つの契約であります。これまでの行使で既に行使額は 200 百万円に達したものの、今回の新株予約権行使による調達資金については、前掲②の契約に基づくものではなく（すなわち、当社がトランジットミール事業の計画を策定した上でコミットメントに基づく行使依頼したものではありません）、引受先である合同会社社会社コンシェルジュの自発的な行使によるものであります。

【訂正後】

I 第 4 回新株予約権の行使について

1. 行使の内容

(略)

※なお、当社は、平成 26 年 2 月 27 日付「第三者割当により発行される第 4 回新株予約権の募集及びコミットメント条項付募集新株予約権引受契約締結に関するお知らせ」にて、合同会社社会社コンシェルジュとの間で、行使に関するコミットメント契約を締結したことを開示しております。合同会社社会社コンシェルジュとの間のコミットメント契約とは、①200 百万円に満つるまで各月 20 百万円相当の行使をする義務を負う旨の契約、②新規事業（高栄養飼料の製造業）についての経営計画に対する承認時に①に追加で 150 百万円相当の行使をする旨の契約、の 2 つの契約であります。これまでの行使で既に行使額は 200 百万円に達したものの、今回の新株予約権行使による調達資金については、前掲②の契約に基づくものではなく（すなわち、当社がトランジットミール事業の計画を策定した上でコミットメントに基づく行使依頼したものではありません）、当社取締役の新株予約権行使の依頼に応じて当社取締役の関係者が未行使の新株予約権につき、合同会社社会社コンシェルジュごと譲受けた結果、行使いただいたものであります。

訂正 23：平成 26 年 8 月 27 日付「新規事業開始の中止および第 4 回新株予約権に係る資金使途の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正

(2 ページ)

【訂正前】

(略)

変更後	調達予定額（手取概算）：460 百万円 現時点での未調達額：110 百万円
-----	--

	<p>(内訳)</p> <p>1. 当社の既存事業であるデジタルコンテンツ部門の構造改革として製造ラインの改修工事等の費用 (30 百万円) : 平成 26 年 6 月より平成 26 年 7 月に 30 百万円充当済み</p> <p>2. 日本国内畜産業者向け高栄養飼料の製造業開業に伴う施設工事外注費、経営指導料、車両購入費等 (210 百万円) : 平成 26 年 3 月より平成 26 年 8 月に 140 百万円充当済み</p> <p>3. 連結決算開始費用その他 (10 百万円) : 変更前の 3 に伴う費用として平成 26 年 3 月より 8 月に 10 百万円充当済み</p> <p>4. 当社の事業活動運転資金及び借入金返済 (165 百万円) : 平成 26 年 3 月より 8 月に 125 百万円充当済み</p> <p>5. 当社の事業活動運転資金及び借入金返済 (45 百万円) : 今回、変更した 45 百万円は本日以降に充当予定</p>
--	---

【訂正後】

(略)

変更後	<p>調達予定額 (手取概算) : 460 百万円 現時点での未調達額 : 110 百万円 (内訳)</p> <p>1. 当社の既存事業であるデジタルコンテンツ部門の構造改革として製造ラインの改修工事等の費用 (30 百万円) : 平成 26 年 6 月より平成 26 年 7 月に 30 百万円充当済み</p> <p>2. 日本国内畜産業者向け高栄養飼料の製造業開業に伴う施設工事外注費、経営指導料、車両購入費等 (210 百万円) : 平成 26 年 3 月より平成 26 年 8 月に 140 百万円充当済み</p> <p>3. 連結決算開始費用その他 (10 百万円) : 変更前の 3 に伴う費用として平成 26 年 3 月より 8 月に 10 百万円充当済み</p> <p>4. 当社の事業活動運転資金及び借入金返済 (159 百万円) : 平成 26 年 3 月より 8 月に 159 百万円充当済み</p> <p><u>※平成 26 年 4 月に未開示の新規事業の獲得を目的に預託金として実質的に第 4 回新株予約権の行使資金から、第 4 回新株予約権の割当先グループ企業へ 40 百万円を支出しており、この支出の実態は、貸付けの性質のものでありますが、回収可能性が認められるものではありませんでした。</u> <u>また、平成 26 年 8 月 26 日上記金額と同額である 40 百万円が当社へ返金されましたが、これらは回収を仮装する入金でありました。</u> <u>同年 8 月 27 日及び 28 日に当社は第 4 回新株予約権の割当先グループ企業へ同予約権に関するコミットメントフィーの支払約 31 百万円をし、同年 9 月 1 日には、同新株予約権のファイナンシャル・アドバイザーへのフィー約 8 百万円を支払いましたが、これらの支払は上記の仮装され</u></p>
-----	---

	<p><u>た入金の原資となった資金元へ支払われた可能性が高いものと思われ ます。</u></p> <p>5. 当社の事業活動運転資金及び借入金返済（45 百万円）： 今回、変更した 45 百万円は本日以降に充当予定</p>
--	--

訂正 24：平成 26 年 9 月 2 日付「第 4 回新株予約権の行使に関するお知らせ」の一部訂正

(1 頁)

【訂正前】

I 第 4 回新株予約権の行使について

1. 行使の内容

(略)

※なお、当社は、平成 26 年 2 月 27 日付「第三者割当により発行される第 4 回新株予約権の募集及びコミットメント条項付募集新株予約権引受契約締結に関するお知らせ」にて、合同会社社コンシェルジュとの間で、行使に関するコミットメント契約を締結したことを開示しております。合同会社社コンシェルジュとの間のコミットメント契約とは、①200 百万円に満つるまで各月 20 百万円相当の行使をする義務を負う旨の契約、②新規事業（高栄養飼料の製造業）についての経営計画に対する承認時に①に追加で 150 百万円相当の行使をする旨の契約、の 2 つの契約であります。これまでの行使で既に行使額は 200 百万円に達したものの、今回の新株予約権行使による調達資金については、前掲②の契約に基づくものではなく（すなわち、当社がトランジットミール事業の計画を策定した上でコミットメントに基づく行使依頼したものではありません）、引受先である合同会社社コンシェルジュの自発的な行使によるものであります。

【訂正後】

I 第 4 回新株予約権の行使について

1. 行使の内容

(略)

※なお、当社は、平成 26 年 2 月 27 日付「第三者割当により発行される第 4 回新株予約権の募集及びコミットメント条項付募集新株予約権引受契約締結に関するお知らせ」にて、合同会社社コンシェルジュとの間で、行使に関するコミットメント契約を締結したことを開示しております。合同会社社コンシェルジュとの間のコミットメント契約とは、①200 百万円に満つるまで各月 20 百万円相当の行使をする義務を負う旨の契約、②新規事業（高栄養飼料の製造業）についての経営計画に対する承認時に①に追加で 150 百万円相当の行使をする旨の契約、の 2 つの契約であります。これまでの行使で既に行使額は 200 百万円に達したものの、今回の新株予約権行使による調達資金については、前掲②の契約に基づくものではなく（すなわち、当社がトランジットミール事業の計画を策定した上でコミットメントに基づく行使依頼したものではありません）、当社取締役の新株予約権行使の依頼に応じて当社取締役の関係者が未行使の新株予約権につき、合同会社社コンシェルジュごと譲受けた結果、行使いただいたものであります。

訂正 25：平成 26 年 9 月 2 日付「主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ」の一部訂正

(3 頁)

【訂正前】

5. 今後の見通し

(略)

なお、株式会社ホライズンインベストメントは、平成 26 年 6 月 3 日付「第 4 回新株予約権の移動及び行使に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、当社株式について長期保有方針としておりますため、電話にてお問い合わせしましたところ、「株式会社ホライズンインベストメントとしては、株式会社アンリミテッドより譲受希望をいただいた際に、同じく長期保有目的であると伺ったため、当社に資金需要もあり譲渡に応じたものである」旨の回答を得ました。株式会社ホライズンインベストメントの今後の保有方針については、「基本において長期保有であることについて変更はない」とのことです。

【訂正後】

5. 今後の見通し

(略)

なお、株式会社ホライズンインベストメントの今後の保有方針については確認できておりません。

訂正 26：平成 26 年 9 月 10 日付「資金の借入に関するお知らせ」の一部訂正

(1 頁)

【訂正前】

3 借入の経緯等

(略)

そこで、合同会社社会社コンシェルジュより当社の株主である池田清志氏をご紹介頂き、池田清志氏に運転資金の借入をお願いしましたところ、ご承諾頂きました。

【訂正後】

3 借入の経緯等

(略)

そこで、合同会社社会社コンシェルジュ元顧問の個人ファイナンシャル・アドバイザーより紹介された民間金融会社の所属している会社員より当社の株主である池田清志氏をご紹介頂き、池田清志氏に運転資金の借入をお願いしましたところ、ご承諾頂きました。

(2 頁)

【訂正前】

【現時点での第 4 回新株予約権の調達資金の充当状況】

現在の充当状況	調達予定額（手取概算）：460 百万円 現時点での未調達額：106 百万円 （内訳） 1. 当社の既存事業であるデジタルコンテンツ部門の構造改革として製造ラインの改修工事等の費用（30 百万円）：
---------	---

	<p>平成 26 年 6 月より平成 26 年 7 月に 30 百万円充当済み</p> <p>2. 日本国内畜産業者向け高栄養飼料の製造業開業に伴う施設工事外注費、経営指導料、車両購入費等 (210 百万円) : 平成 26 年 3 月より平成 26 年 8 月に 140 百万円充当済み</p> <p>3. 連結決算開始費用その他 (10 百万円) : 変更前の 3 に伴う費用として平成 26 年 3 月より 8 月に 10 百万円充当済み</p> <p>4. 当社の事業活動運転資金及び借入金返済 (165 百万円) : 平成 26 年 3 月より 8 月に 129 百万円充当済み</p> <p>5. 当社の事業活動運転資金及び借入金返済 (45 百万円) : 平成 26 年 8 月 27 日に変更した 45 百万円は同日より充当済み</p>
--	--

【訂正後】

【現時点での第 4 回新株予約権の調達資金の充当状況】

現在の充当状況	<p>調達予定額 (手取概算) : 460 百万円 現時点での未調達額 : 106 百万円 (内訳)</p> <p>1. 当社の既存事業であるデジタルコンテンツ部門の構造改革として製造ラインの改修工事等の費用 (30 百万円) : 平成 26 年 6 月より平成 26 年 7 月に 30 百万円充当済み</p> <p>2. 日本国内畜産業者向け高栄養飼料の製造業開業に伴う施設工事外注費、経営指導料、車両購入費等 (210 百万円) : 平成 26 年 3 月より平成 26 年 8 月に 140 百万円充当済み</p> <p>3. 連結決算開始費用その他 (10 百万円) : 変更前の 3 に伴う費用として平成 26 年 3 月より 8 月に 10 百万円充当済み</p> <p>4. 当社の事業活動運転資金及び借入金返済 (159 百万円) : 平成 26 年 3 月より 8 月に 159 百万円充当済み <u>※平成 26 年 4 月に未開示の新規事業の獲得を目的に預託金として実質的に第 4 回新株予約権の行使資金から、第 4 回新株予約権の割当先グループ企業へ 40 百万円を支出しており、この支出の実態は、貸付けの性質のものでありますが、回収可能性が認められるものではありませんでした。</u> <u>また、平成 26 年 8 月 26 日上記金額と同額である 40 百万円が当社へ返金されましたが、これらは回収を仮装する入金でありました。</u> <u>同年 8 月 27 日及び 28 日に当社は第 4 回新株予約権の割当先グループ企業へ同予約権に関するコミットメントフィーの支払約 31 百万円をし、同年 9 月 1 日には、同新株予約権のファイナンシャル・</u></p>
---------	---

	<p><u>アドバイザーへのフィー約8百万円を支払いましたが、これらの支払は上記の仮装された入金の原因となった資金元へ支払われた可能性が高いものと思われます。</u></p> <p>5. 当社の事業活動運転資金及び借入金返済（45百万円）： 平成26年8月27日に変更した45百万円は同日より充当済み</p>
--	--

(3頁)

【訂正前】

4 直近一連の借入の状況、および返済の目処

①（平成25年12月24日開示）

2. ホライズンパリティートサービス株式会社

- (1) 借入日： 平成25年12月24日
- (2) 金額： 10百万円
- (3) 金利： 年0%
- (4) 融資手数料： (2)記載の金額の15%（実質金利15%）
- (5) 返済期限： 平成26年12月23日
- (6) 担保状況： 無担保
- (7) 資金用途： 運転資金
- (8) 返済目処： 当社第4回新株予約権の発行及び行使による払込によって支払うことを予定しております。

【訂正後】

4 直近一連の借入の状況、および返済の目処

①（平成25年12月24日開示）

2. 大村安孝

- (1) 借入日： 平成25年12月24日
- (2) 金額： 10百万円
- (3) 金利： 年0%
- (4) 融資手数料： (2)記載の金額の15%（実質金利15%）
- (5) 返済期限： 平成26年12月23日
- (6) 担保状況： 無担保
- (7) 資金用途： 運転資金
- (8) 返済目処： 当社第4回新株予約権の発行及び行使による払込によって支払うことを予定しております。
- (9) その他：
本契約は、貸付金額全額を当社執行役員が拠出し、手数料についても全額収受することとなっているため、契約上の名義人ではなく、実体の債権者を記載しています。

訂正 27：平成 26 年 9 月 12 日付「資金の借入に関するお知らせ」の一部訂正

(2 頁)

【訂正前】

4 直近一連の借入の状況、および返済の目処

① (平成 25 年 12 月 24 日開示)

2. ホライズンパリティートサービス株式会社

- (1) 借入日：平成 25 年 12 月 24 日
- (2) 金額：10 百万円
- (3) 金利：年 0 %
- (4) 融資手数料：(2)記載の金額の 15% (実質金利 15%)
- (5) 返済期限：平成 26 年 12 月 23 日
- (6) 担保状況：無担保
- (7) 資金用途：運転資金
- (8) 返済目処：当社第 4 回新株予約権の発行及び行使による払込によって支払うことを予定しております。

【訂正後】

4 直近一連の借入の状況、および返済の目処

① (平成 25 年 12 月 24 日開示)

2. 大村安孝

- (1) 借入日：平成 25 年 12 月 24 日
- (2) 金額：10 百万円
- (3) 金利：年 0 %
- (4) 融資手数料：(2)記載の金額の 15% (実質金利 15%)
- (5) 返済期限：平成 26 年 12 月 23 日
- (6) 担保状況：無担保
- (7) 資金用途：運転資金
- (8) 返済目処：当社第 4 回新株予約権の発行及び行使による払込によって支払うことを予定しております。
- (9) その他：本契約は、貸付金額全額を当社執行役員が拠出し、手数料についても全額収受することとなっているため、契約上の名義人ではなく、実体の債権者を記載しています。

訂正 28：平成 26 年 9 月 25 日付「資金の借入に関するお知らせ」の一部訂正

(1 頁)

【訂正前】

2 借入先の概要

- ① 会社名 プラスワン株式会社
- ② 代表取締役 尾端 友成

- ③ 所在地 東京都港区芝二丁目5番21号
- ④ 業務内容 Eコマース等のサービス業その他
- ⑤ 設立 平成25年3月11日
- ⑥ 資本金 35百万円
- ⑦ 当社との関係：資本関係、人的関係、取引関係について、該当事項はありません。

【訂正後】

2 借入先の概要

- ① 会社名 プラスワン株式会社
- ② 代表取締役 尾端 友成
- ③ 所在地 東京都港区芝二丁目5番21号
- ④ 業務内容 Eコマース等のサービス業その他
- ⑤ 設立 平成25年3月11日
- ⑥ 資本金 35百万円
- ⑦ 当社との関係：代表取締役である尾端氏には、当社の新規事業の推進にご協力いただく予定であります。

(2頁)

【訂正前】

4 直近一連の借入の状況、および返済の目処

① (平成25年12月24日開示)

2. ホライズンパリテートサービス株式会社

- (1) 借入日： 平成25年12月24日
- (2) 金額： 10百万円
- (3) 金利： 年0%
- (4) 融資手数料： (2)記載の金額の15% (実質金利15%)
- (5) 返済期限： 平成26年12月23日
- (6) 担保状況： 無担保
- (7) 資金用途： 運転資金
- (8) 返済目処： 当社第4回新株予約権の発行及び行使による払込によって支払うことを予定しております。

【訂正後】

4 直近一連の借入の状況、および返済の目処

① (平成25年12月24日開示)

2. 大村安孝

- (1) 借入日： 平成25年12月24日
- (2) 金額： 10百万円
- (3) 金利： 年0%

- (4) 融資手数料： (2)記載の金額の15% (実質金利15%)
- (5) 返済期限： 平成26年12月23日
- (6) 担保状況： 無担保
- (7) 資金用途： 運転資金
- (8) 返済目処： 当社第4回新株予約権の発行及び行使による払込によって支払うことを予定しております。
- (9) その他： 本契約は、貸付金額全額を当社執行役員が拋出し、手数料についても全額収受することとなっているため、契約上の名義人ではなく、実体の債権者を記載しています。

訂正29：平成26年9月29日付「資金の借入に関するお知らせ」の一部訂正

(2頁)

【訂正前】

3 借入の経緯等

(略)

そこで、合同会社コンシェルジュと同じく当社の第4回新株予約権の引受先であるホライズンパリテートサービス株式会社へ運転資金の借入をお願いし、ホライズンパリテートサービス株式会社より分割された投資業を営む株式会社ホライズンインベストメントより、ご承諾頂きました。

株式会社ホライズンインベストメントは平成26年9月2日「主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ」にありますように、第4回の新株予約権の行使により保有しておりました当社株式を一時的な資金需要により譲渡しておりますが当該資金需要は解消しており今回の貸付資金については、自己資金によるものとのこととあります。

【訂正後】

3 借入の経緯等

(略)

そこで、合同会社コンシェルジュと同じく当社の第4回新株予約権の引受先である大村安孝の契約上の名義人であるホライズンパリテートサービス株式会社より、新設会社分割の方法で分割された投資業を営む株式会社ホライズンインベストメントへ運転資金の借入をお願いし、ご承諾頂きました。

株式会社ホライズンインベストメントの今回の貸付資金については、自己資金によるものとのこととあります。なお、同社の株式は平成26年5月20日ごろ売却され、大村安孝ではない個人投資家が株主となっております。

(2頁)

【訂正前】

4 直近一連の借入の状況、および返済の目処

① (平成25年12月24日開示)

2. ホライズンパリテートサービス株式会社

(1) 借入日： 平成25年12月24日

(2) 金額： 10百万円

- (3) 金 利 : 年 0 %
- (4) 融資手数料 : (2)記載の金額の 15% (実質金利 15%)
- (5) 返済期限 : 平成 26 年 12 月 23 日
- (6) 担保状況 : 無担保
- (7) 資金使途 : 運転資金
- (8) 返済目処 : 当社第 4 回新株予約権の発行及び行使による払込によって支払うことを予定しております。

【訂正後】

4 直近一連の借入の状況、および返済の目処

① (平成 25 年 12 月 24 日開示)

2. 大村安孝

- (1) 借 入 日 : 平成 25 年 12 月 24 日
- (2) 金 額 : 10 百万円
- (3) 金 利 : 年 0 %
- (4) 融資手数料 : (2)記載の金額の 15% (実質金利 15%)
- (5) 返済期限 : 平成 26 年 12 月 23 日
- (6) 担保状況 : 無担保
- (7) 資金使途 : 運転資金
- (8) 返済目処 : 当社第 4 回新株予約権の発行及び行使による払込によって支払うことを予定しております。
本契約は、貸付金額全額を当社執行役員が拋出し、手数料についても全額収受することとなっているため、契約上の名義人ではなく、実体の債権者を記載しています。
- (9) そ の 他 :

訂正 30 : 平成 26 年 10 月 1 日付「資金の借入に関するお知らせ」の一部訂正

(3 頁)

【訂正前】

2 借入先の概要

(3) プラスワン株式会社

- ① 氏名 プラスワン株式会社
- ③ 住所 東京都港区芝二丁目 5 番 21 号
- ② 代表取締役 尾端 友成
- ④ 業務内容 E コマース等のサービス業その他
- ⑤ 設立 平成 25 年 3 月 11 日
- ⑥ 資本金 35 百万円
- ⑦ 当社との関係 平成 26 年 9 月 25 日に金銭消費貸借契約書を締結し、20 百万円を借入しております。
当社との間で資本関係、人的関係はありません。

【訂正後】

(3) プラスワン株式会社

- | | |
|-----------|---|
| ① 会社名 | プラスワン株式会社 |
| ② 代表取締役 | 尾端 友成 |
| ③ 所在地 | 東京都港区芝二丁目 5 番 21 号 |
| ④ 業務内容 | E コマース等のサービス業その他 |
| ⑤ 設立 | 平成 25 年 3 月 11 日 |
| ⑥ 資本金 | 35 百万円 |
| ⑦ 当社との関係 | 無担保 |
| ⑧ | 平成 26 年 9 月 25 日に金銭消費貸借契約書を締結し、20 百万円を借入しております。 |
| ⑨ 当社との関係： | <u>代表取締役である尾端氏には、当社の新規事業の推進にご協力いただく予定であります。</u> |

【訂正前】

前回（平成 27 年 3 月 2 日）の訂正を____下線、今回の追加訂正を____二重下線で示します。

3 借入の経緯等
(略)

そこで、合同会社社会社コンシェルジュを通じて、当社の株主であるオークワン株式会社に今般の資金需要について説明し、経営の安定化を図るためには現在一部の買掛金及び未払い金を留保している取引先について正常化することが最優先課題である事を説明し、運転資金の借入をお願いいたしました。その結果、オークワン株式会社より金 20 百万円のご承諾を頂きました。なお、オークワン株式会社は、合同会社社会社コンシェルジュにも投資し、間接的に当社の支援を頂いておりましたところ、当社に対して直接的な支援を希望され、26 年 5 月 8 日に合同会社社会社コンシェルジュより当社の株式を譲り受けたと伺っております。

また、高村健司氏より新たな借入先として、ステディ合同会社を紹介頂きました。ステディ合同会社は、FX 取引を主たる投資先とした投資顧問業及び助言業務を行っている(株) I I R (旧(株)総合投資経済研究所)と代表者が共通であり、(株) I I R が提案する投資先に投資をするために設立された会社とのことであります。しかし、これまで具体的な投資活動をおこなっておりませんでした。が、今般、上場会社への投資をご検討していたところ、当社へ投資をしている合同会社社会社コンシェルジュより当社への貸付を打診されたことにより検討したとのことです。そして、今後当社への増資の引受も検討したいと考えているため、まずは支援のために 9 百万円の貸付についてご承諾頂きました。

さらに、当社の株主である株式会社アンリミテッドに対し、今般の資金需要について説明し、経営の安定化を図るためには現在一部の買掛金及び未払い金を留保している取引先について正常化することが最優先課題である事を説明し、運転資金の借入をお願いいたしました。その結果、株式会社アンリミテッドより金 10 百万円のご承諾を頂きました。株式会社アンリミテッドは、当社の第 3 回新株予約権を持っていた株式会社ネットスタジアムより以前投資案件を紹介した事のある関係であり、当社に着目し投資したいという希望から同社より新株予約権を譲受けましてその後実行したことにより当社の株主となりました。また、株式会社アンリミテッドは、さらに当社の第 4 回新株予約権の引受先である株式会社ホライズンインベストメント（ホライズンパリテートサービス株式会社から新設分割）に対して、当社の株式の譲受を希望し、譲渡を受けたとのことであります。

【訂正後】

前回（平成 27 年 3 月 2 日）の訂正を____下線、今回の追加訂正を____二重下線で示します。

3 借入の経緯等

（略）

そこで、当社子会社取締役を通じて、当社の株主であるオークワン株式会社に今般の資金需要について説明し、経営の安定化を図るためには現在一部の買掛金及び未払い金を留保している取引先について正常化することが最優先課題である事を説明し、運転資金の借入をお願いいたしました。その結果、オークワン株式会社より金 20 百万円のご承諾を頂きました。なお、オークワン株式会社は、合同会社社会社コンシェルジュにも投資し、間接的に当社の支援を頂いておりましたところ、当社に対して直接的な支援を希望され、26 年 5 月 8 日に合同会社社会社コンシェルジュより当社の株式を譲り受けたと伺っております。

また、株式会社ゲットモアコンサルティングより新たな借入先として、ステディ合同会社を紹介頂きました。ステディ合同会社は、FX取引を主たる投資先とした投資顧問業及び助言業務を行っている㈱IIR（旧㈱総合投資経済研究所）と代表者が共通であり、㈱IIRが提案する投資先に投資をするために設立された会社とのことであります。しかし、これまで具体的な投資活動をおこなっておりませんでした。今後当社への増資の引受も検討したいと考えているため、まずは支援のために9百万円の貸付についてご承諾頂きました。

さらに、当社の株主である株式会社アンリミテッドに対し、今般の資金需要について説明し、経営の安定化を図るためには現在一部の買掛金及び未払い金を留保している取引先について正常化することが最優先課題である事を説明し、運転資金の借入をお願いいたしました。その結果、株式会社アンリミテッドより金 10 百万円のご承諾を頂きました。株式会社アンリミテッドは、株式会社アンビシャスグループの実質経営者から紹介された、当社子会社取締役からの紹介により、ネット社の本新株予約権の譲渡の依頼を受け、当社子会社取締役関係者と話し合いの結果、アンリミテッド社への譲渡で合意に至った後、同新株予約権を実行したことにより当社の株主となりました。また、株式会社アンリミテッドは、さらに当社の第4回新株予約権の引受先である株式会社ホライズンインベストメント（ホライズンパリテートサービス株式会社から新設分割）に対して、当社の株式の譲受を希望し、譲渡を受けたとのことであります。

（4 頁）

【訂正前】

4 直近一連の借入の状況、および返済の目処

①（平成 25 年 12 月 24 日開示）

2. ホライズンパリテートサービス株式会社

- | | |
|------------|---|
| (1) 借入日： | 平成 25 年 12 月 24 日 |
| (2) 金額： | 10 百万円 |
| (3) 金利： | 年 0 % |
| (4) 融資手数料： | (2) 記載の金額の 15%（実質金利 15%） |
| (5) 返済期限： | 平成 26 年 12 月 23 日 |
| (6) 担保状況： | 無担保 |
| (7) 資金用途： | 運転資金 |
| (8) 返済目処： | 当社第 4 回新株予約権の発行及び行使による払込によって支払うことを予定しております。 |

【訂正後】

4 直近一連の借入の状況、および返済の目処

① (平成25年12月24日開示)

2. 大村安孝

- (1) 借入日： 平成25年12月24日
- (2) 金額： 10百万円
- (3) 金利： 年0%
- (4) 融資手数料： (2)記載の金額の15% (実質金利15%)
- (5) 返済期限： 平成26年12月23日
- (6) 担保状況： 無担保
- (7) 資金用途： 運転資金
- (8) 返済目処： 当社第4回新株予約権の発行及び行使による払込によって支払うことを予定しております。
- (9) その他： 本契約は、貸付金額全額を当社執行役員が拠出し、手数料についても全額収受することとなっているため、契約上の名義人ではなく、実体の債権者を記載しています。

訂正31：平成26年10月10日付「資金の借入に関するお知らせ」の一部訂正

(1頁)

【訂正前】

1 借入金の概要

(1) ステディ合同会社

- ① 借入日： 平成26年10月9日
- ② 金額： 10百万円
- ③ 金利： 年2.0%
- ④ 返済期限： 平成27年1月31日
- ⑤ 借入先： ステディ合同会社
- ⑥ 担保状況： 無担保
- ⑦ 資金用途： 運転資金のため

【訂正後】

1 借入金の概要

(1) ステディ合同会社

- ① 借入日： 平成26年10月9日
- ② 金額： 10百万円
- ③ 金利： 年2.0%
- ④ 返済期限： 平成27年1月31日
- ⑤ 借入先： ステディ合同会社
- ⑥ 担保状況： 無担保

- ⑦ 資金使途： 運転資金のため
- ⑧ そ の 他： 本貸付けの資金は、当社執行役員が当社取締役に貸付けた 10 百万円をステディ合同会社に貸付けたものであり、実質的な拠出者は当社執行役員となっております。

(1頁)

【訂正前】

3 借入の経緯等

(略)

そこで、平成 26 年 9 月 30 日付の借入先であるステディ合同会社に対して今回新たな貸付をお願いし、10 百万円の貸付についてご承諾頂きました。

本貸付けの資金は、個人投資家より投資のために預託を受けている資金の一部であるとのことです。

また、平成 25 年 11 月 7 日に開示しております、株式会社エフティ・ビジネス・デベロップメントから第 3 回新株予約権の譲渡をうけましたエムティホールディング株式会社(以下、「エムティ社」といいます。)に対して貸付けのお願いをしましたところ、エムティ社からはご承諾は頂けませんでした。

しかしながら、エムティ社より、エムティ社の業務提携先であり、当社の株主でもある有限会社ワイズ・プランニング (以下、「ワイズ社」といいます。) をご紹介いただきました。

(略)

なお、本貸付けの資金について、ワイズ社からは、自己資金であると伺っております。

【訂正後】

3 借入の経緯等

(略)

そこで、平成 26 年 9 月 30 日付の借入先であるステディ合同会社に対して今回新たな貸付をお願いし、10 百万円の貸付についてご承諾頂きました。

本貸付けの資金は、当社執行役員が当社取締役に貸付けた 10 百万円をステディ合同会社に貸付けたものであり、実質的な拠出者は当社執行役員となっております。

また、平成 25 年 11 月 7 日に開示しております、株式会社エフティ・ビジネス・デベロップメントから第 3 回新株予約権の譲渡をうけましたエムティホールディング株式会社(以下、「エムティ社」といいます。)に対して貸付けのお願いをしましたところ、エムティ社からはご承諾は頂けませんでした。

そこで、当社取締役が、エムティ社の業務提携先であり、当社の株主でもある有限会社ワイズ・プランニング (以下、「ワイズ社」といいます。) に借入れを依頼致しました。

(略)

なお、本貸付けの資金について、ワイズ社からは、証券口座及び代表の窪寺氏からの借入金であると伺っております。

(3頁)

【訂正前】

4 直近一連の借入の状況、および返済の目処

① (平成 25 年 12 月 24 日開示)

2. ホライズンパリティートサービス株式会社

(1) 借入日： 平成 25 年 12 月 24 日

- (2) 金 額： 10 百万円
- (3) 金 利： 年 0 %
- (4) 融資手数料： (2)記載の金額の 15% (実質金利 15%)
- (5) 返済期限： 平成 26 年 12 月 23 日
- (6) 担保状況： 無担保
- (7) 資金用途： 運転資金
- (8) 返済目処： 当社第 4 回新株予約権の発行及び行使による払込によって支払うことを予定しております。

【訂正後】

4 直近一連の借入の状況、および返済の目処

① (平成 25 年 12 月 24 日開示)

2. 大村安孝

- (1) 借 入 日： 平成 25 年 12 月 24 日
- (2) 金 額： 10 百万円
- (3) 金 利： 年 0 %
- (4) 融資手数料： (2)記載の金額の 15% (実質金利 15%)
- (5) 返済期限： 平成 26 年 12 月 23 日
- (6) 担保状況： 無担保
- (7) 資金用途： 運転資金
- (8) 返済目処： 当社第 4 回新株予約権の発行及び行使による払込によって支払うことを予定しております。
本契約は、貸付金額全額を当社執行役員が拠出し、手数料についても全額収受することとなっているため、契約上の名義人ではなく、実体の債権者を記載しています。
- (9) そ の 他：

訂正 32：平成 26 年 10 月 10 日付「第 4 回新株予約権の行使に関するお知らせ」の一部訂正

(1 頁)

【訂正前】

I 第 4 回新株予約権の行使について

1. 行使の内容

(略)

※なお、当社は、平成 26 年 2 月 27 日付「第三者割当により発行される第 4 回新株予約権の募集及びコミットメント条項付募集新株予約権引受契約締結に関するお知らせ」にて、合同会社社会社コンシェルジュとの間で、行使に関するコミットメント契約を締結したことを開示しております。合同会社社会社コンシェルジュとの間のコミットメント契約とは、①200 百万円に満つるまで毎月 20 百万円相当の行使をする義務を負う旨の契約、②新規事業（高栄養飼料の製造業）についての経営計画に対する承認時に①に追加で 150 百万円相当の行使をする旨の契約、の 2 つの契約であります。これまでの行使で既に行使額は 200 百万円に達したものの、今回の新株予約権行使による調達資金については、前掲②の契約に基づくものではなく（すなわち、当社がトランジットミール事業の計画を策

定した上でコミットメントに基づく行使依頼したものではございません)、引受先である合同会社社会社コンシェルジュの自発的な行使によるものであります。

【訂正後】

I 第4回新株予約権の行使について

1. 行使の内容

(略)

※なお、当社は、平成26年2月27日付「第三者割当により発行される第4回新株予約権の募集及びコミットメント条項付募集新株予約権引受契約締結に関するお知らせ」にて、合同会社社会社コンシェルジュとの間で、行使に関するコミットメント契約を締結したことを開示しております。合同会社社会社コンシェルジュとの間のコミットメント契約とは、①200百万円に満つるまで毎月20百万円相当の行使をする義務を負う旨の契約、②新規事業（高栄養飼料の製造業）についての経営計画に対する承認時に①に追加で150百万円相当の行使をする旨の契約、の2つの契約であります。これまでの行使で既に行使額は200百万円に達したものの、今回の新株予約権行使による調達資金については、前掲②の契約に基づくものではなく（すなわち、当社がトランジットミール事業の計画を策定した上でコミットメントに基づく行使依頼したものではございません）、当社取締役の新株予約権行使の依頼に応じて当社取締役の関係者が未行使の新株予約権につき、合同会社社会社コンシェルジュごと譲受けた結果、行使いただいたものであります。

訂正33：平成26年10月21日付「第4回新株予約権の行使に関するお知らせ」の一部訂正

(1頁)

【訂正前】

I 第4回新株予約権の行使について

1. 行使の内容

(略)

※なお、当社は、平成26年2月27日付「第三者割当により発行される第4回新株予約権の募集及びコミットメント条項付募集新株予約権引受契約締結に関するお知らせ」にて、合同会社社会社コンシェルジュとの間で、行使に関するコミットメント契約を締結したことを開示しております。合同会社社会社コンシェルジュとの間のコミットメント契約とは、①200百万円に満つるまで毎月20百万円相当の行使をする義務を負う旨の契約、②新規事業（高栄養飼料の製造業）についての経営計画に対する承認時に①に追加で150百万円相当の行使をする旨の契約、の2つの契約であります。これまでの行使で既に行使額は200百万円に達したものの、今回の新株予約権行使による調達資金については、前掲②の契約に基づくものではなく（すなわち、当社がトランジットミール事業の計画を策定した上でコミットメントに基づく行使依頼したものではございません）、引受先である合同会社社会社コンシェルジュの自発的な行使によるものであります。

【訂正後】

I 第4回新株予約権の行使について

1. 行使の内容

(略)

※なお、当社は、平成26年2月27日付「第三者割当により発行される第4回新株予約権の募集及びコミットメント条項付募集新株予約権引受契約締結に関するお知らせ」にて、

合同会社社会コンシェルジュとの間で、行使に関するコミットメント契約を締結したことを開示しております。合同会社社会コンシェルジュとの間のコミットメント契約とは、①200百万円に満つるまで毎月20百万円相当の行使をする義務を負う旨の契約、②新規事業（高栄養飼料の製造業）についての経営計画に対する承認時に①に追加で150百万円相当の行使をする旨の契約、の2つの契約であります。これまでの行使で既に行使額は200百万円に達したものの、今回の新株予約権行使による調達資金については、前掲②の契約に基づくものではなく（すなわち、当社がトランジットミール事業の計画を策定した上でコミットメントに基づく行使依頼したものではありません）、当社取締役の新株予約権行使の依頼に応じて当社取締役の関係者が未行使の新株予約権につき、合同会社社会コンシェルジュごと譲受けた結果、行使いただいたものであります。

訂正 34：平成 26 年 10 月 24 日付「資金の借入に関するお知らせ」の一部訂正

(2 頁)

【訂正前】

4 直近一連の借入の状況、および返済の目処

① (平成 25 年 12 月 24 日開示)

2. ホライズンパリティートサービス株式会社

- | | |
|------------|---|
| (1) 借入日： | 平成 25 年 12 月 24 日 |
| (2) 金額： | 10 百万円 |
| (3) 金利： | 年 0 % |
| (4) 融資手数料： | (2)記載の金額の 15% (実質金利 15%) |
| (5) 返済期限： | 平成 26 年 12 月 23 日 |
| (6) 担保状況： | 無担保 |
| (7) 資金使途： | 運転資金 |
| (8) 返済目処： | 当社第 4 回新株予約権の発行及び行使による払込によって支払うことを予定しております。 |

(略)

⑧ (平成 26 年 10 月 10 日開示)

1. ステディ合同会社

- | | |
|-----------|------------------------|
| (1) 借入日： | 平成 26 年 10 月 9 日 |
| (2) 金額： | 10 百万円 |
| (3) 金利： | 年 2.0% |
| (4) 返済期限： | 平成 27 年 1 月 31 日 |
| (5) 担保状況： | 無担保 |
| (6) 資金使途： | 運転資金 |
| (7) 返済目処： | 新たな資本政策により返済を検討しております。 |

【訂正後】

4 直近一連の借入の状況、および返済の目処

① (平成 25 年 12 月 24 日開示)

2. 大村安孝

- (1) 借入日： 平成 25 年 12 月 24 日
- (2) 金額： 10 百万円
- (3) 金利： 年 0 %
- (4) 融資手数料： (2)記載の金額の 15% (実質金利 15%)
- (5) 返済期限： 平成 26 年 12 月 23 日
- (6) 担保状況： 無担保
- (7) 資金用途： 運転資金
- (8) 返済目処： 当社第 4 回新株予約権の発行及び行使による払込によって支払うことを予定しております。
- (9) その他： 本契約は、貸付金額全額を当社執行役員が拠出し、手数料についても全額収受することとなっているため、契約上の名義人ではなく、実体の債権者を記載しています。

(略)

⑨ (平成 26 年 10 月 10 日開示)

1. ステディ合同会社

- (1) 借入日： 平成 26 年 10 月 9 日
- (2) 金額： 10 百万円
- (3) 金利： 年 2.0%
- (4) 返済期限： 平成 27 年 1 月 31 日
- (5) 担保状況： 無担保
- (6) 資金用途： 運転資金
- (7) 返済目処： 新たな資本政策により返済を検討しております。
- (8) その他： 本貸付けの資金は、当社執行役員が当社取締役へ貸付けた 10 百万円をステディ合同会社に貸付けたものであり、実質的な拠出者は当社執行役員となっております。

訂正 35：平成 26 年 10 月 29 日付「資金の借入に関するお知らせ」の一部訂正

(2 頁)

【訂正前】

4 直近一連の借入の状況、および返済の目処

① (平成 25 年 12 月 24 日開示)

2. ホライズンパリティートサービス株式会社

- (1) 借入日： 平成 25 年 12 月 24 日
- (2) 金額： 10 百万円

- (3) 金 利： 年0%
- (4) 融資手数料： (2)記載の金額の15% (実質金利15%)
- (5) 返済期限： 平成26年12月23日
- (6) 担保状況： 無担保
- (7) 資金使途： 運転資金
- (8) 返済目処： 新たな資本政策により返済を検討しておりますが、当社が希望し、当社において必要な手続きを行うことが可能であるならば、債権の株式化についても検討しております。

(略)

⑨ (平成26年10月10日開示)

1. ステディ合同会社

- (1) 借入日： 平成26年10月9日
- (2) 金額： 10百万円
- (3) 金利： 年2.0%
- (4) 返済期限： 平成27年1月31日
- (5) 担保状況： 無担保
- (6) 資金使途： 運転資金
- (7) 返済目処： 新たな資本政策により返済を検討しております。

【訂正後】

4 直近一連の借入の状況、および返済の目処

① (平成25年12月24日開示)

2. 大村安孝

- (1) 借入日： 平成25年12月24日
- (2) 金額： 10百万円
- (3) 金利： 年0%
- (4) 融資手数料： (2)記載の金額の15% (実質金利15%)
- (5) 返済期限： 平成26年12月23日
- (6) 担保状況： 無担保
- (7) 資金使途： 運転資金
- (8) 返済目処： 当社第4回新株予約権の発行及び行使による払込によって支払うことを予定しております。
本契約は、貸付金額全額を当社執行役員が拋出し、手数料についても全額収受することとなっているため、契約上の名義人ではなく、実体の債権者を記載しています。
- (9) その他：

(略)

⑨ (平成 26 年 10 月 10 日開示)

1. ステディ合同会社

- (1) 借入日：平成 26 年 10 月 9 日
- (2) 金額：10 百万円
- (3) 金利：年 2.0%
- (4) 返済期限：平成 27 年 1 月 31 日
- (5) 担保状況：無担保
- (6) 資金用途：運転資金
- (7) 返済目処：新たな資本政策により返済を検討しておりますが、当社が希望し、当社において必要な手続きを行うことが可能であるならば、債権の株式化についても検討しております。
- (8) その他：本貸付けの資金は、当社執行役員が当社取締役へ貸付けた 10 百万円をステディ合同会社に貸付けたものであり、実質的な拠出者は当社執行役員となっております。

訂正 36：平成 26 年 10 月 31 日付「執行役員人事に関するお知らせ」の一部訂正

(1 頁)

【訂正前】

当社は、本日開催の臨時取締役会において、下記のとおり執行役員人事を決議いたしましたので、お知らせいたします。

【訂正後】

当社は下記のとおり執行役員人事をお知らせいたします。なお、当社は、当執行役人事を取締役会において決議しておりませんので、後日取締役会を開催いたします。

訂正 37：平成 26 年 11 月 4 日付「第 4 回新株予約権の行使に関するお知らせ」の一部訂正

(1 頁)

【訂正前】

I 第 4 回新株予約権の行使について

1. 行使の内容

(略)

※なお、当社は、平成 26 年 2 月 27 日付「第三者割当により発行される第 4 回新株予約権の募集及びコミットメント条項付募集新株予約権引受契約締結に関するお知らせ」にて、合同会社社会社コンシェルジュとの間で、行使に関するコミットメント契約を締結したことを開示しております。合同会社社会社コンシェルジュとの間のコミットメント契約とは、①200 百万円に満つるまで毎月 20 百万円相当の行使をする義務を負う旨の契約、②新規事業（高栄養飼料の製造業）についての経営計画に対する承認時に①に追加で 150 百万円相当の行使をする旨の契約、の 2 つの契約であります。これまでの行使で既に行使額は 200 百万円に達したものの、今回の新株予約権行使による調達資金については、前掲②の契約に基づくものではなく（すなわち、当社がトランジットミール事業の計画を策定した上でコミットメントに基づく行使依頼したものではありません）、引受先である

合同会社社会コンシェルジュの自発的な行使によるものであります。

【訂正後】

I 第4回新株予約権の行使について

1. 行使の内容

(略)

※なお、当社は、平成26年2月27日付「第三者割当により発行される第4回新株予約権の募集及びコミットメント条項付募集新株予約権引受契約締結に関するお知らせ」にて、合同会社社会コンシェルジュとの間で、行使に関するコミットメント契約を締結したことを開示しております。合同会社社会コンシェルジュとの間のコミットメント契約とは、①200百万円に満つるまで毎月20百万円相当の行使をする義務を負う旨の契約、②新規事業（高栄養飼料の製造業）についての経営計画に対する承認時に①に追加で150百万円相当の行使をする旨の契約、の2つの契約であります。これまでの行使で既に行使額は200百万円に達したものの、今回の新株予約権行使による調達資金については、前掲②の契約に基づくものではなく（すなわち、当社がトランジットミール事業の計画を策定した上でコミットメントに基づく行使依頼したものではありません）、当社取締役の新株予約権行使の依頼に応じて当社取締役の関係者が未行使の新株予約権につき、合同会社社会コンシェルジュごと譲受けた結果、行使いただいたものであります。

訂正38：平成26年11月7日付「第4回新株予約権の行使及び資金使途の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正

(4頁)

平成26年11月7日までの修正を__下線、今回の追加訂正を__二重下線で示します。

【訂正前】

3. 第4回新株予約権に係る資金使途の一部変更について

(略)

変更後	調達予定額（手取概算）： <u>460</u> 百万円 現時点での未調達額：32百万円 （内訳） 1. 当社の既存事業であるデジタルコンテンツ部門の構造改革として製造ラインの改修工事等の費用（30百万円）： 平成26年6月より平成26年7月に30百万円充当済み 2. 日本国内畜産業者向け高栄養飼料の製造業開業に伴う施設工事外注費、経営指導料、車両購入費等（ <u>140</u> 百万円）： 平成26年3月より平成26年8月に140百万円充当済み 3. <u>連結決算開始費用その他</u> （10百万円）： 変更前の3に伴う費用として平成26年3月より8月に10百万円充当済み 4. 当社の事業活動運転資金及び借入金返済（ <u>165</u> 百万円）： 平成26年3月より8月に <u>165</u> 百万円充当済み 5. <u>当社の事業活動運転資金及び借入金返済</u> （45百万円）：
-----	---

	平成 26 年 8 月から 9 月上旬に、 <u>運転資金及び株アイランドからの借入金の一部返済に充当済み</u>
	6. <u>当社の事業活動運転資金 (70 百万円)</u> 今回変更した 38 百万円、および今後行使される 32 百万円も充当予定

【訂正後】

3. 第 4 回新株予約権に係る資金使途の一部変更について
(略)

変更後	<p>調達予定額 (手取概算) : <u>454</u> 百万円 現時点での未調達額 : 32 百万円 (内訳)</p> <p>1. 当社の既存事業であるデジタルコンテンツ部門の構造改革として製造ラインの改修工事等の費用 (30 百万円) : 平成 26 年 6 月より平成 26 年 7 月に 30 百万円充当済み</p> <p>2. 日本国内畜産業者向け高栄養飼料の製造業開業に伴う施設工事外注費、経営指導料、車両購入費等 (<u>140 百万円</u>) : 平成 26 年 3 月より平成 26 年 8 月に 140 百万円充当済み</p> <p>3. <u>連結決算開始費用その他 (10 百万円)</u> : 変更前の 3 に伴う費用として平成 26 年 3 月より 8 月に 10 百万円充当済み</p> <p>4. 当社の事業活動運転資金及び借入金返済 (<u>159</u> 百万円) : 平成 26 年 3 月より 8 月に <u>159</u> 百万円充当済み</p> <p>5. <u>当社の事業活動運転資金及び借入金返済 (45 百万円)</u> : <u>平成 26 年 8 月から 9 月上旬に、運転資金及び株アイランドからの借入金の一部返済に充当済み</u></p> <p>6. <u>当社の事業活動運転資金 (70 百万円)</u> 今回変更した 38 百万円、および今後行使される 32 百万円も充当予定</p>
-----	--

訂正 39:平成 26 年 11 月 14 日付「平成 27 年 3 月期 第 2 四半期決算短短信[日本基準](連結)」
の一部訂正

(11 頁)

【訂正前】

(重要な後発事象)

(多額な資金の借入)

(略)

(1) ステディ合同会社

① 借入れ金額 : 10 百万円

- ② 利率： 年利 2.0%
- ③ 借入実施時期： 平成 26 年 10 月 9 日
- ④ 返済期日： 平成 27 年 1 月 31 日
- ⑤ 返済条件： 返済期日一括払い
- ⑥ 担保提供資産または保証内容： 該当事項なし

【訂正後】

(重要な後発事象)

(多額な資金の借入)

(略)

(1) ステディ合同会社

- ① 借入れ金額： 10 百万円
- ② 利率： 年利 2.0%
- ③ 借入実施時期： 平成 26 年 10 月 9 日
- ④ 返済期日： 平成 27 年 1 月 31 日
- ⑤ 返済条件： 返済期日一括払い
- ⑥ 担保提供資産または保証内容： 該当事項なし

⑦ その他：
本貸付けの資金は、当社執行役員が当社取締役に貸付けた 10 百万円をステディ合同会社に貸付けたものであり、実質的な拠出者は当社執行役員となっております。

訂正 40：平成 26 年 11 月 14 日付「第 4 回新株予約権の行使及び資金使途の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正

(2 頁)

【訂正前】

4 直近一連の借入の状況、および返済の目処

① (平成 25 年 12 月 24 日開示)

2. ホライズンパリテートサービス株式会社

- (1) 借入日： 平成 25 年 12 月 24 日
- (2) 金額： 10 百万円
- (3) 金利： 年 0%
- (4) 融資手数料： (2)記載の金額の 15% (実質金利 15%)
- (5) 返済期限： 平成 26 年 12 月 23 日
- (6) 担保状況： 無担保
- (7) 資金使途： 運転資金

(8) 返済目処： 当社第 4 回新株予約権の発行及び行使による払込によって支払うことを予定しております。

(略)

⑨ (平成 26 年 10 月 10 日開示)

1. ステディ合同会社

- (1) 借入日：平成 26 年 10 月 9 日
- (2) 金額：10 百万円
- (3) 金利：年 2.0%
- (4) 返済期限：平成 27 年 1 月 31 日
- (5) 担保状況：無担保
- (6) 資金使途：運転資金
- (7) 返済目処：新たな資本政策により返済を検討しておりますが、当社が希望し、当社において必要な手続きを行うことが可能であるならば、債権の株式化についても検討しております。

【訂正後】

4 直近一連の借入の状況、および返済の目処

① (平成 25 年 12 月 24 日開示)

2. 大村安孝

- (1) 借入日：平成 25 年 12 月 24 日
- (2) 金額：10 百万円
- (3) 金利：年 0%
- (4) 融資手数料：(2)記載の金額の 15% (実質金利 15%)
- (5) 返済期限：平成 26 年 12 月 23 日
- (6) 担保状況：無担保
- (7) 資金使途：運転資金
- (8) 返済目処：当社第 4 回新株予約権の発行及び行使による払込によって支払うことを予定しております。
本契約は、貸付金額全額を当社執行役員が拠出し、手数料についても全額収受することとなっているため、契約上の名義人ではなく、実体の債権者を記載しています。
- (9) その他：

(略)

⑨ (平成 26 年 10 月 10 日開示)

1. ステディ合同会社

- (1) 借入日：平成 26 年 10 月 9 日
- (2) 金額：10 百万円
- (3) 金利：年 2.0%
- (4) 返済期限：平成 27 年 1 月 31 日
- (5) 担保状況：無担保
- (6) 資金使途：運転資金
- (7) 返済目処：新たな資本政策により返済を検討しておりますが、当社が希望し、当社において必要な手続きを行うことが可能であるな

らば、債権の株式化についても検討しております。

(8) そ の 他 :

本貸付けの資金は、当社執行役員が当社取締役へ貸付けた10百万円をステディ合同会社に貸付けたものであり、実質的な拠出者は当社執行役員となっております。

訂正 41：平成 26 年 12 月 15 日付「資金の借入に関するお知らせ」の一部訂正

(2 頁)

【訂正前】

4 直近一連の借入の状況、および返済の目処

① (平成 25 年 12 月 24 日開示)

2. ホライズンパリティートサービス株式会社

- (1) 借 入 日： 平成 25 年 12 月 24 日
- (2) 金 額： 10 百万円
- (3) 金 利： 年 0 %
- (4) 融資手数料： (2)記載の金額の 15% (実質金利 15%)
- (5) 返済期限： 平成 26 年 12 月 23 日
- (6) 担保状況： 無担保
- (7) 資金用途： 運転資金

(8) 返済目処： 当社第 4 回新株予約権の行使によって調達した資金により、期限までに支払う予定であったところ、平成 26 年 11 月 13 日に第 4 回新株予約権の行使は全て終了しておりますが、返済期限に猶予がありますので、返済期限である平成 26 年 12 月 23 日までに返済する予定であります。

(略)

⑨ (平成 26 年 10 月 10 日開示)

1. ステディ合同会社

- (1) 借 入 日： 平成 26 年 10 月 9 日
- (2) 金 額： 10 百万円
- (3) 金 利： 年 2.0 %
- (4) 返済期限： 平成 27 年 1 月 31 日
- (5) 担保状況： 無担保
- (6) 資金用途： 運転資金

(7) 返済目処： 新たな資本政策により返済を検討しておりますが、当社が希望し、当社において必要な手続きを行うことが可能であるならば、債権の株式化についても検討しております。

【訂正後】

4 直近一連の借入の状況、および返済の目処

① (平成 25 年 12 月 24 日開示)

2. 大村安孝

- (1) 借入日： 平成 25 年 12 月 24 日
- (2) 金額： 10 百万円
- (3) 金利： 年 0 %
- (4) 融資手数料： (2)記載の金額の 15% (実質金利 15%)
- (5) 返済期限： 平成 26 年 12 月 23 日
- (6) 担保状況： 無担保
- (7) 資金使途： 運転資金

- (8) 返済目処： 当社第 4 回新株予約権の行使によって調達した資金により、期限までに支払う予定であったところ、平成 26 年 11 月 13 日に第 4 回新株予約権の行使は全て終了しておりますが、返済期限に猶予がありますので、返済期限である平成 26 年 12 月 23 日までに返済する予定であります。

- (9) その他：本契約は、貸付金額全額を当社執行役員が拠出し、手数料についても全額収受することとなっているため、契約上の名義人ではなく、実体の債権者を記載しています。

(略)

⑨ (平成 26 年 10 月 10 日開示)

1. ステディ合同会社

- (1) 借入日： 平成 26 年 10 月 9 日
- (2) 金額： 10 百万円
- (3) 金利： 年 2.0 %
- (4) 返済期限： 平成 27 年 1 月 31 日
- (5) 担保状況： 無担保
- (6) 資金使途： 運転資金

- (7) 返済目処： 新たな資本政策により返済を検討しておりますが、当社が希望し、当社において必要な手続きを行うことが可能であるならば、債権の株式化についても検討しております。

- (8) その他：本貸付けの資金は、当社執行役員が当社取締役に貸付けた 10 百万円をステディ合同会社に貸付けたものであり、実質的な拠出者は当社執行役員となっております。

訂正 42：平成 26 年 12 月 17 日付「資金の借入に関するお知らせ」の一部訂正

(2 頁)

【訂正前】

4 直近一連の借入の状況、および返済の目処

① (平成 25 年 12 月 24 日開示)

2. ホライズンパリティートサービス株式会社

- (1) 借入日： 平成 25 年 12 月 24 日
- (2) 金額： 10 百万円
- (3) 金利： 年 0 %
- (4) 融資手数料： (2)記載の金額の 15% (実質金利 15%)
- (5) 返済期限： 平成 26 年 12 月 23 日
- (6) 担保状況： 無担保
- (7) 資金用途： 運転資金

- (8) 返済目処： 当社第 4 回新株予約権の行使によって調達した資金により、期限までに支払う予定であったところ、平成 26 年 11 月 13 日に第 4 回新株予約権の行使は全て終了しておりますが、返済期限に猶予がありますので、返済期限である平成 26 年 12 月 23 日までに返済する予定であります。

(略)

⑨ (平成 26 年 10 月 10 日開示)

1. ステディ合同会社

- (1) 借入日： 平成 26 年 10 月 9 日
- (2) 金額： 10 百万円
- (3) 金利： 年 2.0%
- (4) 返済期限： 平成 27 年 1 月 31 日
- (5) 担保状況： 無担保
- (6) 資金用途： 運転資金

- (7) 返済目処： 新たな資本政策により返済を検討しておりますが、当社が希望し、当社において必要な手続きを行うことが可能であるならば、債権の株式化についても検討しております。

【訂正後】

4 直近一連の借入の状況、および返済の目処

① (平成 25 年 12 月 24 日開示)

2. 大村安孝

- (1) 借入日： 平成 25 年 12 月 24 日
- (2) 金額： 10 百万円
- (3) 金利： 年 0 %
- (4) 融資手数料： (2)記載の金額の 15% (実質金利 15%)
- (5) 返済期限： 平成 26 年 12 月 23 日
- (6) 担保状況： 無担保
- (7) 資金用途： 運転資金

- 当社第4回新株予約権の行使によって調達した資金により、期限までに支払う予定であったところ、平成26年11月13日に第4回新株予約権の行使は全て終了しておりますが、返済期限に猶予がありますので、返済期限である平成26年12月23日までに返済する予定であります。
- (8) 返済目処：本契約は、貸付金額全額を当社執行役員が拠出し、手数料についても全額収受することとなっているため、契約上の名義人ではなく、実体の債権者を記載しています。
- (9) その他：

(略)

⑨ (平成26年10月10日開示)

1. ステディ合同会社

- (1) 借入日：平成26年10月9日
- (2) 金額：10百万円
- (3) 金利：年2.0%
- (4) 返済期限：平成27年1月31日
- (5) 担保状況：無担保
- (6) 資金用途：運転資金
- (7) 返済目処：新たな資本政策により返済を検討しておりますが、当社が希望し、当社において必要な手続きを行うことが可能であるならば、債権の株式化についても検討しております。
本貸付けの資金は、当社執行役員が当社取締役へ貸付けた10百万円をステディ合同会社に貸付けたものであり、実質的な拠出者は当社執行役員となっております。
- (8) その他：

訂正43：平成26年12月26日付「資金の借入に関するお知らせ」の一部訂正

(2頁)

【訂正前】

4 直近一連の借入の状況、および返済の目処

① (平成25年12月24日開示)

2. ホライズンパリティートサービス株式会社

- (1) 借入日：平成25年12月24日
- (2) 金額：10百万円
- (3) 金利：年0%
- (4) 融資手数料：(2)記載の金額の15% (実質金利15%)
- (5) 返済期限：平成26年12月23日
- (6) 担保状況：無担保
- (7) 資金用途：運転資金
- (8) 返済目処：平成25年12月26日返済済み

(略)

⑨ (平成 26 年 10 月 10 日開示)

1. ステディ合同会社

- (1) 借入日：平成 26 年 10 月 9 日
- (2) 金額：10 百万円
- (3) 金利：年 2.0%
- (4) 返済期限：平成 27 年 1 月 31 日
- (5) 担保状況：無担保
- (6) 資金用途：運転資金
- (7) 返済目処：新たな資本政策により返済を検討しておりますが、当社が希望し、当社において必要な手続きを行うことが可能であるならば、債権の株式化についても検討しております。

【訂正後】

4 直近一連の借入の状況、および返済の目処

① (平成 25 年 12 月 24 日開示)

2. 大村安孝

- (1) 借入日：平成 25 年 12 月 24 日
- (2) 金額：10 百万円
- (3) 金利：年 0%
- (4) 融資手数料：(2)記載の金額の 15% (実質金利 15%)
- (5) 返済期限：平成 26 年 12 月 23 日
- (6) 担保状況：無担保
- (7) 資金用途：運転資金
- (8) 返済目処：平成 25 年 12 月 26 日返済済み
- (9) その他：本契約は、貸付金額全額を当社執行役員が拋出し、手数料についても全額収受することとなっているため、契約上の名義人ではなく、実体の債権者を記載しています。

(略)

⑨ (平成 26 年 10 月 10 日開示)

1. ステディ合同会社

- (1) 借入日：平成 26 年 10 月 9 日
- (2) 金額：10 百万円
- (3) 金利：年 2.0%
- (4) 返済期限：平成 27 年 1 月 31 日
- (5) 担保状況：無担保
- (6) 資金用途：運転資金
- (7) 返済目処：新たな資本政策により返済を検討しておりますが、当社が希望し、当社において必要な手続きを行うことが可能であるならば、債権の株式化についても検討しております。

- (8) その他：本貸付けの資金は、当社執行役員が当社取締役へ貸付けた10百万円をステディ合同会社に貸付けたものであり、実質的な拠出者は当社執行役員となっております。

訂正 44：平成 26 年 12 月 26 日付「(訂正) 平成 26 年 7 月 11 日付『第 4 回新株予約権の行使に関するお知らせ及び主要株主の異動に関するお知らせ』及び平成 26 年 9 月 2 日付『主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ』」の一部訂正

(1 頁)

【訂正前】

1. 訂正の概要及び理由

①平成 26 年 7 月 11 日付公表資料の内容及び開示経緯

当社は、平成 26 年 3 月 31 日付で、第三者割当により第 4 回新株予約権 6,500 個 (6,500 千株) を ホライズンパリティートサービス株式会社 (平成 26 年 5 月 15 日付で株式会社ホライズンインベストメントに承継) を発行しており、当該新株予約権が平成 26 年 6 月 2 日から 7 月 18 日までの間に全て行使されたことを公表しております。

【訂正後】

1. 訂正の概要及び理由

①平成 26 年 7 月 11 日付公表資料の内容及び開示経緯

当社は、平成 26 年 3 月 31 日付で、第三者割当により第 4 回新株予約権 6,500 個 (6,500 千株) を 大村安孝 (契約上の名義人：ホライズンパリティートサービス株式会社 (平成 26 年 5 月 15 日付で株式会社ホライズンインベストメントに承継)) を発行しており、当該新株予約権が平成 26 年 6 月 2 日から 7 月 18 日までの間に全て行使されたことを公表しております。

(3 頁)

【訂正前】

1. 訂正の概要及び理由

③ 前①及び②の公表資料に訂正が必要であると判明した経緯

(略)

なお、平成 26 年 2 月 27 日付「第三者割当により発行される第 4 回新株予約権の募集及びコミットメント条項付募集新株予約権引受契約締結に関するお知らせ」及び平成 26 年 6 月 3 日付「第 4 回新株予約権の移動及び行使に関するお知らせ」にて、株式会社ホライズンインベストメントの当社株式の保有方針が当社の支援を目的とした長期保有であること及び第 4 回新株予約権の行使資金は自己資金であることをお伝えしておりますが、株式会社ホライズンインベストメント株式は、6 月初旬頃、前の代表取締役である武内秀之氏より現在の代表取締役である日下賢一郎氏に譲渡されており、日下氏の自己資金及び投資家からの預かり資金により行使が行われた上、平成 26 年 9 月 10 日時点で当該行使分を全て譲渡・売却し、株式会社ホライズンインベストメントは現在当社株式を保有しておりません。また、日下氏自身も、株式会社ホライズンインベストメント、合同会社社会社コンシェルジュから当社株式を譲受けたことは既に公表しておりますが平成 26 年 10 月 20 日までに市場売却され当社株式は保有されておりません。

【訂正後】

1. 訂正の概要及び理由

- ③ 前①及び②の公表資料に訂正が必要であると判明した経緯
(略)

なお、平成 26 年 6 月 3 日付「第 4 回新株予約権の移動及び行使に関するお知らせ」にて、株式会社ホライズンインベストメントの第 4 回新株予約権の行使資金は自己資金であることをお伝えしておりますが、株式会社ホライズンインベストメント株式は、5 月 20 日頃、前の代表取締役である武内秀之氏より現在の代表取締役である日下賢一郎氏に譲渡されており、日下氏の自己資金及び投資家からの預かり資金により行使が行われた上、平成 26 年 9 月 10 日時点で当該行使分を全て譲渡・売却し、株式会社ホライズンインベストメントは現在当社株式を保有しておりません。また、日下氏自身も、株式会社ホライズンインベストメント、合同会社社会社コンシェルジュから当社株式を譲受けたことは既に公表しておりますが平成 26 年 10 月 20 日までに市場売却され当社株式は保有されておりません。

(5 頁)

前回の訂正を___下線、今回の追加訂正を___二重下線で示します。

【訂正前】

2. 訂正内容

【5. 今後の見通し】

(訂正後)

(略)

なお、株式会社ホライズンインベストメントは、平成 26 年 6 月 3 日付「第 4 回新株予約権の移動及び行使に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、当社株式について長期保有方針としておりますため、電話にてお問い合わせしましたところ、「株式会社ホライズンインベストメントとしては、株式会社アンリミテッドより譲受希望をいただいた際に、同じく長期保有目的であると伺ったため、当社に資金需要もあり譲渡に応じたものである」旨の回答を得ました。また、株式会社ホライズンインベストメントの今後の保有方針については、「基本において長期保有であることについて変更はない」との回答を得ましたが、実際には、両社ともに市場外譲渡と市場内売却が頻繁に行われており、回答及び既に開示した株式会社ホライズンインベストメントの保有方針や使途資金とは相違していることが判明いたしました。当社としては、今後、第三者割当を行う際には、割当後短期間で開示した内容と相違が発生することのないよう、割当予定先の資力及び保有方針につき十分に確認してまいります。

【訂正後】

2. 訂正内容

【5. 今後の見通し】

(訂正後)

(略)

なお、株式会社ホライズンインベストメントは、当社執行役員がホライズンパリテートサービス株式会社名義の当社新株予約権を新設会社分割会社ごと譲渡することを企図して策定されたスキームにより、ホライズンパリテートサービス株式会社から会社分割により新設されたものです。株式会社ホライズンインベストメント及び譲渡先の株式会社アンリミテッドとともに市場外譲渡と市場内売却を頻繁に行っており、当社としては、今後、第三者割当を行う際には、割当後短期間で開示した内容と相違が発生することの

ないよう、割当予定先の資力及び保有方針につき十分に確認してまいります。

訂正 45：平成 27 年 1 月 13 日付「資金の借入に関するお知らせ」の一部訂正

(2 頁)

【訂正前】

4 直近一連の借入の状況、および返済の目処

① (平成 25 年 12 月 24 日開示)

2. ホライズンパリティートサービス株式会社

- (1) 借入日：平成 25 年 12 月 24 日
- (2) 金額：10 百万円
- (3) 金利：年 0 %
- (4) 融資手数料：(2)記載の金額の 15% (実質金利 15%)
- (5) 返済期限：平成 26 年 12 月 23 日
- (6) 担保状況：無担保
- (7) 資金用途：運転資金
- (8) 返済目処：平成 25 年 12 月 24 日返済済み

(略)

⑨ (平成 26 年 10 月 10 日開示)

1. ステディ合同会社

- (1) 借入日：平成 26 年 10 月 9 日
- (2) 金額：10 百万円
- (3) 金利：年 2.0 %
- (4) 返済期限：平成 27 年 1 月 31 日
- (5) 担保状況：無担保
- (6) 資金用途：運転資金
- (7) 返済目処：新たな資本政策により返済を検討しておりますが、当社が希望し、当社において必要な手続きを行うことが可能であるならば、債権の株式化についても検討しております。

【訂正後】

4 直近一連の借入の状況、および返済の目処

① (平成 25 年 12 月 24 日開示)

2. 大村安孝

- (1) 借入日：平成 25 年 12 月 24 日
- (2) 金額：10 百万円
- (3) 金利：年 0 %
- (4) 融資手数料：(2)記載の金額の 15% (実質金利 15%)

- (5) 返済期限：平成26年12月23日
- (6) 担保状況：無担保
- (7) 資金使途：運転資金
- (8) 返済目処：平成25年12月24日返済済み
- (9) その他：本契約は、貸付金額全額を当社執行役員が拠出し、手数料についても全額収受することとなっているため、契約上の名義人ではなく、実体の債権者を記載しています。

(略)

⑨ (平成26年10月10日開示)

1. ステディ合同会社

- (1) 借入日：平成26年10月9日
- (2) 金額：10百万円
- (3) 金利：年2.0%
- (4) 返済期限：平成27年1月31日
- (5) 担保状況：無担保
- (6) 資金使途：運転資金
- (7) 返済目処：新たな資本政策により返済を検討しておりますが、当社が希望し、当社において必要な手続きを行うことが可能であるならば、債権の株式化についても検討しております。
本貸付けの資金は、当社執行役員が当社取締役へ貸付けた10百万円をステディ合同会社に貸付けたものであり、実質的な拠出者は当社執行役員となっております。
- (8) その他：10百万円をステディ合同会社に貸付けたものであり、実質的な拠出者は当社執行役員となっております。

訂正46：平成27年1月29日付「資金の借入に関するお知らせ」の一部訂正

(2頁)

【訂正前】

4 直近一連の借入の状況、および返済の目処

① (平成25年12月24日開示)

2. ホライズンパリティートサービス株式会社

- (1) 借入日：平成25年12月24日
- (2) 金額：10百万円
- (3) 金利：年0%
- (4) 融資手数料：(2)記載の金額の15% (実質金利15%)
- (5) 返済期限：平成26年12月23日
- (6) 担保状況：無担保
- (7) 資金使途：運転資金
- (8) 返済目処：平成25年12月24日返済済み

(略)

⑨ (平成 26 年 10 月 10 日開示)

1. ステディ合同会社

- (1) 借入日：平成 26 年 10 月 9 日
- (2) 金額：10 百万円
- (3) 金利：年 2.0%
- (4) 返済期限：平成 27 年 1 月 31 日
- (5) 担保状況：無担保
- (6) 資金用途：運転資金

- (7) 返済目処：
返済期日がせまっておりますが、期限通りの返済のめどがた
っておらず、借入先と支払期限については、現在協議中であ
ります。なお、新たな資本政策により返済を検討しておりま
すが、当社が希望し、当社において必要な手続きを行うこと
が可能であるならば、債権の株式化についても検討しており
ます。

【訂正後】

4 直近一連の借入の状況、および返済の目処

① (平成 25 年 12 月 24 日開示)

2. 大村安孝

- (1) 借入日：平成 25 年 12 月 24 日
- (2) 金額：10 百万円
- (3) 金利：年 0%
- (4) 融資手数料：(2)記載の金額の 15% (実質金利 15%)
- (5) 返済期限：平成 26 年 12 月 23 日
- (6) 担保状況：無担保
- (7) 資金用途：運転資金
- (8) 返済目処：平成 25 年 12 月 24 日返済済み

- (9) その他：
本契約は、貸付金額全額を当社執行役員が拠出し、手数料に
についても全額収受することとなっているため、契約上の名義
人ではなく、実体の債権者を記載しています。

(略)

⑨ (平成 26 年 10 月 10 日開示)

1. ステディ合同会社

- (1) 借入日：平成 26 年 10 月 9 日
- (2) 金額：10 百万円
- (3) 金利：年 2.0%
- (4) 返済期限：平成 27 年 1 月 31 日
- (5) 担保状況：無担保
- (6) 資金用途：運転資金

(7) 返済目処：

返済期日がせまっておりますが、期限通りの返済のめどがたつておらず、借入先と支払期限については、現在協議中であります。なお、新たな資本政策により返済を検討しておりますが、当社が希望し、当社において必要な手続きを行うことが可能であるならば、債権の株式化についても検討しております。

(8) その他：

本貸付けの資金は、当社執行役員が当社取締役に貸付けた10百万円をステディ合同会社に貸付けたものであり、実質的な拠出者は当社執行役員となっております。

訂正 47：平成 27 年 2 月 3 日付「資金の借入に関するお知らせ」の一部訂正

(2 頁)

【訂正前】

3 借入の経緯等

(略)

そこで、ファーストメイク・リミテッド株式会社（代表取締役 前一明）に小松周平氏をご紹介いただき、運転資金の借入をお願いいたしましたところ、ご承諾いただきました。

【訂正後】

3 借入の経緯等

(略)

そこで、東京都江東区にて飲食店を営んでいる会社経営者に小松周平氏をご紹介いただき、運転資金の借入をお願いいたしましたところ、ご承諾いただきました。

【訂正前】

4 直近一連の借入の状況、および返済の目処

①（平成 25 年 12 月 24 日開示）

2. ホライズンパリテートサービス株式会社

- | | |
|------------|--------------------------|
| (1) 借入日： | 平成 25 年 12 月 24 日 |
| (2) 金額： | 10 百万円 |
| (3) 金利： | 年 0 % |
| (4) 融資手数料： | (2) 記載の金額の 15%（実質金利 15%） |
| (5) 返済期限： | 平成 26 年 12 月 23 日 |
| (6) 担保状況： | 無担保 |
| (7) 資金使途： | 運転資金 |
| (8) 返済目処： | 平成 25 年 12 月 24 日返済済み |

(略)

⑨（平成 26 年 10 月 10 日開示）

1. ステディ合同会社

- | | |
|----------|------------------|
| (1) 借入日： | 平成 26 年 10 月 9 日 |
|----------|------------------|

- (2) 金 額： 10 百万円
- (3) 金 利： 年 2.0%
- (4) 返済期限： 平成 27 年 1 月 31 日
- (5) 担保状況： 無担保
- (6) 資金使途： 運転資金

(7) 返済目処： 本借入について、返済期限について、すでに到来しており弁済期日等については現在協議中であります。なお、新たな資本政策により返済を検討しておりますが、当社が希望し、当社において必要な手続きを行うことが可能であるならば、債権の株式化についても検討しております。

【訂正後】

4 直近一連の借入の状況、および返済の目処

① (平成 25 年 12 月 24 日開示)

2. 大村安孝

- (1) 借 入 日： 平成 25 年 12 月 24 日
- (2) 金 額： 10 百万円
- (3) 金 利： 年 0 %
- (4) 融資手数料： (2)記載の金額の 15% (実質金利 15%)
- (5) 返済期限： 平成 26 年 12 月 23 日
- (6) 担保状況： 無担保
- (7) 資金使途： 運転資金
- (8) 返済目処： 平成 25 年 12 月 24 日返済済み

(9) そ の 他：本契約は、貸付金額全額を当社執行役員が拋出し、手数料についても全額収受することとなっているため、契約上の名義人ではなく、実体の債権者を記載しています。

(略)

⑨ (平成 26 年 10 月 10 日開示)

1. ステディ合同会社

- (1) 借 入 日： 平成 26 年 10 月 9 日
- (2) 金 額： 10 百万円
- (3) 金 利： 年 2.0%
- (4) 返済期限： 平成 27 年 1 月 31 日
- (5) 担保状況： 無担保
- (6) 資金使途： 運転資金

(7) 返済目処： 本借入について、返済期限について、すでに到来しており弁済期日等については現在協議中であります。なお、新たな資本政策により返済を検討しておりますが、当社が希望し、当社において必要な手続きを行うことが可能であるならば、債

権の株式化についても検討しております。

(8) そ の 他 :

本貸付けの資金は、当社執行役員が当社取締役へ貸付けた10百万円をステディ合同会社に貸付けたものであり、実質的な拠出者は当社執行役員となっております。

訂正 48 : 平成 27 年 2 月 6 日付「資金の借入に関するお知らせ」の一部訂正

(2 頁)

【訂正前】(平成 27 年 2 月 9 日付の訂正を反映しております。)

3 借入の経緯等

(略)

そこで、ファーストメイク・リミテッド株式会社(代表取締役 前一明)に横森光平氏をご紹介いただき、運転資金の借入をお願いいたしましたところ、ご承諾いただきました。

【訂正後】

3 借入の経緯等

(略)

そこで、東京都江東区にて飲食店を営んでいる会社経営者に横森光平氏をご紹介いただき、運転資金の借入をお願いいたしましたところ、ご承諾いただきました。

【訂正前】

4 直近一連の借入の状況、および返済の目処

① (平成 25 年 12 月 24 日開示)

2. ホライズンパリテートサービス株式会社

- (1) 借 入 日 : 平成 25 年 12 月 24 日
- (2) 金 額 : 10 百万円
- (3) 金 利 : 年 0 %
- (4) 融資手数料 : (2)記載の金額の 15% (実質金利 15%)
- (5) 返済期限 : 平成 26 年 12 月 23 日
- (6) 担保状況 : 無担保
- (7) 資金用途 : 運転資金
- (8) 返済目処 : 平成 25 年 12 月 24 日返済済み

(略)

⑨ (平成 26 年 10 月 10 日開示)

1. ステディ合同会社

- (1) 借 入 日 : 平成 26 年 10 月 9 日
- (2) 金 額 : 10 百万円
- (3) 金 利 : 年 2.0 %
- (4) 返済期限 : 平成 27 年 1 月 31 日

- (5) 担保状況： 無担保
- (6) 資金使途： 運転資金
- (7) 返済目処： 本借入について、返済期限について、すでに到来しており弁済期日等については現在協議中であります。なお、新たな資本政策により返済を検討しておりますが、当社が希望し、当社において必要な手続きを行うことが可能であるならば、債権の株式化についても検討しております。

【訂正後】

4 直近一連の借入の状況、および返済の目処

① (平成 25 年 12 月 24 日開示)

2. 大村安孝

- (1) 借入日： 平成 25 年 12 月 24 日
- (2) 金額： 10 百万円
- (3) 金利： 年 0 %
- (4) 融資手数料： (2)記載の金額の 15% (実質金利 15%)
- (5) 返済期限： 平成 26 年 12 月 23 日
- (6) 担保状況： 無担保
- (7) 資金使途： 運転資金
- (8) 返済目処： 平成 25 年 12 月 24 日返済済み
- (9) その他：本契約は、貸付金額全額を当社執行役員が拋出し、手数料についても全額収受することとなっているため、契約上の名義人ではなく、実体の債権者を記載しています。

(略)

⑨ (平成 26 年 10 月 10 日開示)

1. ステディ合同会社

- (1) 借入日： 平成 26 年 10 月 9 日
- (2) 金額： 10 百万円
- (3) 金利： 年 2.0%
- (4) 返済期限： 平成 27 年 1 月 31 日
- (5) 担保状況： 無担保
- (6) 資金使途： 運転資金
- (7) 返済目処： 本借入について、返済期限について、すでに到来しており弁済期日等については現在協議中であります。なお、新たな資本政策により返済を検討しておりますが、当社が希望し、当社において必要な手続きを行うことが可能であるならば、債権の株式化についても検討しております。
- (8) その他：本貸付けの資金は、当社執行役員が当社取締役へ貸付けた 10 百万円をステディ合同会社に貸付けたものであり、実質的な拋出者は当社執行役員となっております。

訂正 50：平成 27 年 3 月 2 日付「平成 26 年 9 月 25 日付から平成 27 年 2 月 6 日付までの『資金の借入に関するお知らせ』の一部訂正について」の一部訂正

(1 頁)

【訂正前】

(ii) 当社は、平成 26 年 9 月 25 日から 11 月 14 日までの間に、合同会社社会コンシェルジュの紹介された貸主から計 5 回、合計 174 百万円の借入を行った旨の開示を行っておりました。しかしながら、実際には、合同会社社会コンシェルジュではなく、高村健司氏個人の紹介であったので、一部訂正を致します。

【訂正後】

(ii) 当社は、平成 26 年 9 月 25 日から 11 月 14 日までの間に、合同会社社会コンシェルジュの紹介された貸主から計 5 回、合計 174 百万円の借入を行った旨の開示を行っておりました。しかしながら、実際には、合同会社社会コンシェルジュではなく、高村健司氏個人、当社子会社取締役又は株式会社ゲットモアコンサルティングの紹介であったので、一部訂正を致します。

【訂正前】

I 資金の借入に関するお知らせの一部訂正(1) (訂正事項(i) について)

1. 訂正の概要及び理由

(略)

ステディ合同会社の一部出資者より、出資金の期中解約の申し出があり、当社に対して貸付を行った資金の一部をいったん預けて欲しい旨、当社に対し要望がありました。ステディ合同会社からは、追加募集の投資家から入金があり次第、すぐに戻すというお話がありましたので、また一方で返済するとしても、ステディ合同会社からの借入を断続的に(計 4 回、合計 99 百万円)行っていた為、どの契約分に充当するか、元本利息の区分を如何にするか等の協議がすぐにできない状態でありましたので、その協議あるいは戻し入れをするまでの間の一時的措置として預け金として仮払い処理を行っておりました。また、仮払いした金員に相当する額の借入についての利息は免除頂く約束を頂きました。よって、当社が当該開示において記載していたステディ合同会社の借入の返済方法について「新たな資本政策により返済を検討しておりますが、当社が希望し、当社において必要な手続を行うことが可能であるならば、債権の株式化についても検討しております」という部分が全額である 99 百万円のうち、54 百万円でしたので、これを修正致します。このような誤りが生じてしまった理由は、当社の認識としましては一時的なお預けにすぎないと思っていたため、不十分な情報の開示になってしまいました。

【訂正後】

I 資金の借入に関するお知らせの一部訂正(1) (訂正事項(i) について)

1. 訂正の概要及び理由

(略)

ステディ合同会社の一部出資者より、出資金の期中解約の申し出があり、当社に対して貸付を行った資金の一部をいったん預けて欲しい旨、当社に対し要望がありました。ステディ合同会社からは、追加募集の投資家から入金があり次第、すぐに戻すというお話がありましたので、また一方で返済するとしても、ステディ合同会社からの借入を断続的に(計 4 回、合計 99 百万円)行っていた為、どの契約分に充当するか、元本利息の区分を如何にするか等の協議がすぐにできない状態でありましたので、その協議あるいは戻し入れをす

るまでの間の一時的措置として預け金として仮払い処理を行っておりました。また、仮払いした金員に相当する額の借入についての利息は免除頂く約束を頂きました。よって、当社が当該開示において記載していたステディ合同会社の借入の返済方法について「新たな資本政策により返済を検討しておりますが、当社が希望し、当社において必要な手続を行うことが可能であるならば、債権の株式化についても検討しております」という部分が全額である 99 百万円のうち、59 百万円でしたので、これを修正致します。このような誤りが生じてしまった理由は、当社の認識としましては一時的なお預けにすぎないと思っていたため、不十分な情報の開示になってしまいました。なお、戻し入れた資金の一部は新たな出資者であったため、新たにファイナンシャル・アドバイザーと契約をし、ファイナンシャル・アドバイザーの費用を支払っております。

(3頁)

前回の訂正を____下線、今回の追加訂正を____二重下線で示します。

【訂正前】

(略)

【訂正前】

④ (平成 26 年 10 月 1 日開示)

(中略)

ステディ合同会社

- (1) 借入日：平成 26 年 9 月 30 日
- (2) 金額：9 百万円
- (3) 金利：年 2.0%
- (4) 返済期限：平成 27 年 1 月 31 日
- (5) 担保状況：無担保
- (6) 資金用途：運転資金

- (7) 返済目処：新たな資本政策により返済を検討しておりますが、当社が希望し、当社において必要な手続を行うことが可能であるならば、債権の株式化についても検討しております。ただし、借入総額 99 百万円のうち 40 百万円につきましては、借入先であるステディ合同会社に預け金として仮払いを行っておりますので、新たな資本政策による返済または債権の株式化の対象は 54 百万円となる見込みです。

(中略)

⑤ (平成 26 年 10 月 10 日開示)

ステディ合同会社

- (1) 借入日：平成 26 年 10 月 9 日
- (2) 金額：10 百万円
- (3) 金利：年 2.0%
- (4) 返済期限：平成 27 年 1 月 31 日
- (5) 担保状況：無担保
- (6) 資金用途：運転資金

- 新たな資本政策により返済を検討しておりますが、当社が希望し、当社において必要な手続を行うことが可能であるならば、債権の株式化についても検討しております。ただし、借入総額 99 百万円のうち 40 百万円につきましては、借入先であるステディ合同会社に預け金として仮払いを行っておりますので、新たな資本政策による返済または債権の株式化の対象は 54 百万円となる見込みです。
- (7) 返済目処：

【訂正後】

(略)

【訂正前】

④ (平成 26 年 10 月 1 日開示)

(中略)

ステディ合同会社

- (1) 借入日：平成 26 年 9 月 30 日
(2) 金額：9 百万円
(3) 金利：年 2.0%
(4) 返済期限：平成 27 年 1 月 31 日
(5) 担保状況：無担保
(6) 資金使途：運転資金

- (7) 返済目処：新たな資本政策により返済を検討しておりますが、当社が希望し、当社において必要な手続を行うことが可能であるならば、債権の株式化についても検討しております。ただし、借入総額 99 百万円のうち 40 百万円につきましては、借入先であるステディ合同会社に預け金として仮払いを行っておりますので、新たな資本政策による返済または債権の株式化の対象は 59 百万円となる見込みです。

(中略)

⑤ (平成 26 年 10 月 10 日開示)

ステディ合同会社

- (1) 借入日：平成 26 年 10 月 9 日
(2) 金額：10 百万円
(3) 金利：年 2.0%
(4) 返済期限：平成 27 年 1 月 31 日
(5) 担保状況：無担保
(6) 資金使途：運転資金

- (7) 返済目処：新たな資本政策により返済を検討しておりますが、当社が希望し、当社において必要な手続を行うことが可能であるならば、債権の株式化についても検討しております。ただし、借入総額 99 百万円のうち 40 百万円につきましては、借入先であるステディ合同会社に預け金として仮払いを行っておりますので、新たな資本政策による返済または債権の株式化の

対象は59百万円となる見込みです。

(8) その他：

本貸付けの資金は、当社執行役員が当社取締役に貸付けた10百万円をステディ合同会社に貸付けたものであり、実質的な拠出者は当社執行役員となっております。

(4頁)

前回の訂正を____下線、今回の追加訂正を____二重下線で示します。

【訂正前】

⑩ (平成26年10月24日開示)

1. ステディ合同会社

- (1) 借入日： 平成26年10月24日
- (2) 金額： 30百万円
- (3) 金利： 年2.0%
- (4) 返済期限： 平成27年1月31日
- (5) 担保状況： 無担保
- (6) 資金用途： 運転資金

- (7) 返済目処：新たな資本政策により返済を検討しておりますが、当社が希望し、当社において必要な手続を行うことが可能であるならば、債権の株式化についても検討しております。ただし、借入総額99百万円のうち40百万円につきましては、借入先であるステディ合同会社に預け金として仮払いを行っておりますので、新たな資本政策による返済または債権の株式化の対象は54百万円となる見込みです。

⑪ (平成26年10月29日開示)

ステディ合同会社

- (1) 借入日： 平成26年10月29日
- (2) 金額： 50百万円
- (3) 金利： 年2.0%
- (4) 返済期限： 平成27年1月31日
- (5) 担保状況： 無担保
- (6) 資金用途： 運転資金

- (7) 返済目処：新たな資本政策により返済を検討しておりますが、当社が希望し、当社において必要な手続を行うことが可能であるならば、債権の株式化についても検討しております。ただし、借入総額99百万円のうち40百万円につきましては、借入先であるステディ合同会社に預け金として仮払いを行っておりますので、新たな資本政策による返済または債権の株式化の対象は54百万円となる見込みです。

(後略)

II 資金の借入に関するお知らせの一部訂正(2) (訂正事項(ii)について)

1. 訂正の概要

平成26年9月25日、10月1日、及び11月14日「資金の借入に関するお知らせ」について、内容の一部に誤りがございましたので、修正致します。このような誤りが生じてしまった理由は以下のとおりです。実際の紹介者（ファイナンシャルアドバイザー）であった高村健司の所属につきまして、当社としましては、高村健司氏は合同会社社会社コンシェルジュの顧問として紹介され、合同会社社会社コンシェルジュの所属だと認識しておりました。しかしながら、実際には顧問として活動していた時期は短期間であり、報酬も受領していなかったため、高村健司氏としては合同会社社会社コンシェルジュに所属していなかったという認識だったとのことです。また、当社は、借入につきましては合同会社社会社コンシェルジュからも高村健司氏からもファイナンシャルアドバイザーへの請求を受けておらず、どちらにも支払っていないため、高村健司氏の所属が不明確なままであります。以上により、紹介者である高村健司氏について、不十分な情報の開示になってしまいました。

【訂正後】

⑩（平成26年10月24日開示）

1. ステディ合同会社

- (1) 借入日：平成26年10月24日
- (2) 金額：30百万円
- (3) 金利：年2.0%
- (4) 返済期限：平成27年1月31日
- (5) 担保状況：無担保
- (6) 資金使途：運転資金

- (7) 返済目処：新たな資本政策により返済を検討しておりますが、当社が希望し、当社において必要な手続を行うことが可能であるならば、債権の株式化についても検討しております。ただし、借入総額99百万円のうち40百万円につきましては、借入先であるステディ合同会社に預け金として仮払いを行っておりますので、新たな資本政策による返済または債権の株式化の対象は59百万円となる見込みです。

⑪（平成26年10月29日開示）

ステディ合同会社

- (1) 借入日：平成26年10月29日
- (2) 金額：50百万円
- (3) 金利：年2.0%
- (4) 返済期限：平成27年1月31日
- (5) 担保状況：無担保
- (6) 資金使途：運転資金

- 新たな資本政策により返済を検討しておりますが、当社が希望し、当社において必要な手続を行うことが可能であるならば、債権の株式化についても検討しております。ただし、借入総額 99 百万円のうち 40 百万円につきましては、借入先であるステディ合同会社に預け金として仮払いを行っておりますので、新たな資本政策による返済または債権の株式化の対象は 59 百万円となる見込みです。
- (7) 返済目処：

(後略)

II 資金の借入に関するお知らせの一部訂正(2) (訂正事項(ii)について)

1. 訂正の概要

平成 26 年 9 月 25 日 (貸主プラスワン株式会社)、10 月 1 日 (貸主オークワン株式会社)、及び 11 月 14 日 (貸主三木哲郎氏)「資金の借入に関するお知らせ」について、内容の一部に誤りがございましたので、修正致します。このような誤りが生じてしまった理由は以下のとおりです。平成 26 年 9 月 25 日 (貸主プラスワン株式会社) 及び 11 月 14 日 (貸主三木哲郎氏) の借入れの実際の紹介者 (ファイナンシャルアドバイザー) であった高村健司氏の所属につきまして、当社としましては、高村健司氏は合同会社社会コンシェルジュの顧問として紹介され、合同会社社会コンシェルジュの所属だと認識しておりました。しかしながら、実際には顧問として活動していた時期は短期間であり、報酬も受領していなかったため、高村健司氏としては合同会社社会コンシェルジュに所属していなかったという認識だったとのことです。また、当社は、借入につきましては合同会社社会コンシェルジュからも高村健司氏からもファイナンシャルアドバイザーの請求を受けておらず、どちらにも支払っていなかったため、高村健司氏の所属が不明確なままでありました。以上により、紹介者である高村健司氏について、不十分な情報の開示になってしまいました。現在当社は、高村氏に、当社の顧問として当社の新規事業推進にご協力いただいております。

また、10 月 1 日 (貸主オークワン株式会社) 開示の借入に際しては、当社が借入先の紹介を依頼した高村健司氏経由で、当社子会社取締役からご紹介いただいたものです。当社が高村健司氏の所属を合同会社社会コンシェルジュだと認識していた点は上述のとおりです。

さらに、10 月 1 日 (貸主ステディ合同会社) 開示の借入に際しては、高村健司氏よりステディ合同株式会社を紹介されましたが、ステディ合同会社の資金調達や投資先紹介等を行っている株式会社ゲットモアコンサルティングに対して、今回の借入に関する紹介手数料を当社が支払っているため、紹介者の訂正を行うものです。なお、ステディ合同会社が今回当社に貸付けた資金は、株式会社ゲットモアコンサルティングが投資家より調達したものです。

(5 頁)

前回の訂正を 下線、今回の追加訂正を 二重下線で示します。

【訂正前】

3 借入れの経緯等

(2～3 ページ)

【訂正前】

(前略)

合同会社社会コンシェルジュより、(中略) をご紹介頂き、運転資金の借入をお願いしましたところ、

(後略)

【訂正後】

(前略)

高村健司氏より、(中略) をご紹介頂き、運転資金の借入をお願いしましたところ、
(後略)

【訂正後】

① 平成 26 年 9 月 25 日付「資金の借入れに関するお知らせ」に係る訂正

3 借入れの経緯等

(2 ページ)

【訂正前】

(前略)

合同会社社会コンシェルジュより、プラスワン株式会社をご紹介頂き、運転資金の借入をお願いしましたところ、ご承諾頂きました。

(後略)

【訂正後】

(前略)

高村健司氏よりプラスワン株式会社をご紹介頂き、運転資金の借入をお願いしましたところ、ご承諾いただきました。

(後略)

② 平成 26 年 10 月 1 日付「資金の借入れに関するお知らせ」に係る訂正

3 借入れの経緯等

(3 ページ)

【訂正前】

(前略)

合同会社社会コンシェルジュを通じて、当社の株主であるオークワン株式会社に(中略) 運転資金の借入をお願いいたしました。

(後略)

【訂正後】

(前略)

当社子会社取締役を通じて、当社の株主であるオークワン株式会社に(中略) 運転資金の借入をお願いいたしました。

(後略)

【訂正前】

(前略)

合同会社社会コンシェルジュより新たな借入先としてステディ合同会社を紹介頂きました。

(後略)

【訂正後】

(前略)

株式会社ゲットモアコンサルティングより新たな借入先としてステディ合同会社を

紹介頂きました。
(後略)

③ 平成 26 年 11 月 14 日付「資金の借入れに関するお知らせ」に係る訂正

3 借入れの経緯等
(1 ページ)

【訂正前】

(前略)

合同会社社会コンサルジュより三木哲郎氏をご紹介頂き、三木哲郎氏から運転資金の借入れをお願いしましたところ、ご承諾いただきました。

(後略)

【訂正後】

(前略)

高村健司氏より三木哲郎氏をご紹介頂き、三木哲郎氏から運転資金の借入れをお願いしましたところ、ご承諾いただきました。

(後略)

訂正 51：平成 27 年 3 月 9 日付「第三者割当による新株式発行、第 7 回新株予約権の発行及び
コミットメント条項付募集新株予約権引受契約の締結並びに主要株主である筆頭株
主の異動に関するお知らせ」の一部訂正

(4 頁)

【訂正前】

1. 第三者割当による新株式の発行及び第 7 回新株予約権の発行
2. 募集の目的及び理由

(1) 当該資金調達背景、目的及び理由

① 当社のこれまでの経営状態

(略)

さらに、当該事業の必要設備代金その他(初期投資費用 55 百万円)について平成 26 年 4 月 14 日付「新規事業の開始並びに株式会社みらくるグリーン及び合同産業株式会社との業務提携のお知らせ」により適時開示いたしましたとおり、当社の運転資金及び経営改善計画全般を鑑み検討しておりましたが、上記のような状況から合同産業株式会社(代表取締役 網野公奉 広島県広島市中区大手町 2 丁目 7-10)に対して未払のままであり、現在、本件第三者割当との資金使途とは別に当該設備の所有権、支払時期、支払条件等を合同産業株式会社と調整中であります。

【訂正後】

1. 第三者割当による新株式の発行及び第 7 回新株予約権の発行
2. 募集の目的及び理由

(1) 当該資金調達背景、目的及び理由

① 当社のこれまでの経営状態

(略)

さらに、当該事業の必要設備代金その他(初期投資費用 140 百万円)について平成 26 年 4 月 14 日付「新規事業の開始並びに株式会社みらくるグリーン及び合同産業株式会社との業務提携のお知らせ」により適時開示いたしましたとおり、当社の運転資

金及び経営改善計画全般を鑑み検討しておりましたが、上記のような状況から合同産業株式会社（代表取締役 網野公奉 広島県広島市中区大手町2丁目7-10）に対して未払のままであり、現在、本件第三者割当との資金使途とは別に当該設備の所有権、支払時期、支払条件等を合同産業株式会社と調整中であります。

(5頁)

【訂正前】

<当社の当初想定実際の資金使途、金額>

想定していた使途	想定金額
(a) 当社の既存事業であるデジタルコンテンツ部門の構造改革として製造ラインの改修工事等の費用	30 百万円
(b) 日本国内畜産業者向け高栄養飼料の製造業開業に伴う施設工事外注費、経営指導料、車両購入費等	210 百万円
(c) 除染事業進出に伴う企業買収資金	55 百万円
(d) 当社の事業活動運転資金及び借入金返済資金	<u>165</u> 百万円

<実際の資金使途、金額>

実際の資金使途	使用金額
(a) 当社の既存事業であるデジタルコンテンツ部門の構造改革として製造ラインの改修工事等の費用	30 百万円
(b) 日本国内畜産業者向け高栄養飼料の製造業開業に伴う施設工事外注費、経営指導料、車両購入費等	140 百万円
(c) 企業買収資金の一部として計上していた連結決算開始費用	10 百万円
(d) 当社の事業活動運転資金及び借入金返済資金	<u>280</u> 百万円

【訂正後】

<当社の当初想定実際の資金使途、金額>

想定していた使途	想定金額
(a) 当社の既存事業であるデジタルコンテンツ部門の構造改革として製造ラインの改修工事等の費用	30 百万円
(b) 日本国内畜産業者向け高栄養飼料の製造業開業に伴う施設工事外注費、経営指導料、車両購入費等	210 百万円
(c) 除染事業進出に伴う企業買収資金	55 百万円
(d) 当社の事業活動運転資金及び借入金返済資金	<u>159</u> 百万円

<実際の資金使途、金額>

実際の資金使途	使用金額
(a) 当社の既存事業であるデジタルコンテンツ部門の構造改革として製造ラインの改修工事等の費用	30 百万円
(b) 日本国内畜産業者向け高栄養飼料の製造業開業に伴う施設工事外注費、経営指導料、車両購入費等	140 百万円
(c) 企業買収資金の一部として計上していた連結決算開始費用	10 百万円
(d) 当社の事業活動運転資金及び借入金返済資金	<u>274</u> 百万円

(12頁)

【訂正前】

(2) 当該資金調達の方法を選択した理由

(略)

ただし、本件第三者割当にあたり、当社は前々期及び前期に実施した第三者割当が当初の計画通りに進まなかった等株主の皆様にご留意いただく事項・リスクが、次の通りでございます。

(略)

- ③ 第4回新株予約権の割当先に対して、長期保有方針を確認したにもかかわらず、短期で譲渡ないし市場での売却が進み既に保有がないこと。そのため、割当時に割当先に対し市場に配慮して当社株式を売却するよう約したコミットメントに効果がなかったこと。
- ④ 第4回新株予約権の割当先に資金手当てを確認したがすぐに資金不足で第三者へ譲渡されたこと。

(略)

- ⑥ 当社は、本日（平成27年3月9日）付「(訂正)「第三者割当により発行される第4回新株予約権の募集及びコミットメント条項付募集新株予約権引受契約締結に関するお知らせ」の一部訂正について」のとおり、平成26年2月27日付「第三者割当により発行される第4回新株予約権の募集及びコミットメント条項付募集新株予約権引受契約締結に関するお知らせ」の内容を一部訂正しております。その訂正の概要は、割当予定先の反社会的勢力等に関する信用調査会社の調査結果について、「反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す情報に該当がない」と記載しておりましたが、当時、当該信用調査会社から情報に該当ありとの報告があったものの、該当有りという記載事実を、自社の判断で、平成27年2月27日付開示資料や有価証券届出書に記載しておりませんでしたので、訂正の開示をしたものであります。当社は今後このような事態を発生させない旨の誓約書を名古屋証券取引所に対して平成27年3月6日に提出しており、本件第三者割当において、このような問題はございません。

【訂正後】

(2) 当該資金調達の方法を選択した理由

(略)

ただし、本件第三者割当にあたり、当社は前々期及び前期に実施した第三者割当が当初の計画通りに進まなかった等株主の皆様にご留意いただく事項・リスクが、次の通りでございます。

(略)

- ③ 第4回新株予約権の割当先に対して、長期保有方針を確認しておらず、短期で譲渡ないし市場での売却が進み既に保有がないこと。そのため、割当時に割当先に対し市場に配慮して当社株式を売却するよう約したコミットメントに効果がなかったこと。
- ④ 第4回新株予約権の割当先の払込みの資金手当てについて一部しか確認しておらず、すぐに資金不足で第三者へ譲渡されたこと。

(略)

- ⑥ 当社は、本日（平成27年3月9日）付「(訂正)「第三者割当により発行される第4回新株予約権の募集及びコミットメント条項付募集新株予約権引受契約締結に関するお知らせ」の一部訂正について」のとおり、平成26年2月27日付「第三者割当により発行される第4回新株予約権の募集及びコミットメント条項付募集新株予約権引受契約締結に関するお知らせ」の内容を一部訂正しております。その訂正の概要は、割当予定先の反社会的勢力等に関する信用調査会社の調査結果

について、「反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す情報に該当がない」と記載しておりましたが、当時、当該信用調査会社から情報に該当ありとの報告があったものの、該当有りという記載事実を、自社の判断で、平成27年2月27日付開示資料や有価証券届出書に記載しておりませんでしたとして、訂正の開示を行い、当社は今後このような事態を発生させない旨の誓約書を名古屋証券取引所に対して平成27年3月6日に提出しておりましたが、実際にはこれらの訂正内容も虚偽であり、当社の情報開示体制に問題が生じていること。

(略)

(17頁)

【訂正前】

	債権者	借入日	借入額 (百万円)	年利 (%)	返済期限	紹介者
1	池田清志	平成26年9月10日	10	15.0	平成26年11月30日	合同会社社会コン シェルジュ
2	池田清志	平成26年9月12日	10	15.0	平成26年11月30日	合同会社社会コン シェルジュ
3	プラスワン株式会社	平成26年9月25日	20	3.0	平成26年11月30日	高村健司氏
4	株式会社ホライズン インベストメント	平成26年9月29日	10	2.0	平成26年12月28日	—
5	オークワン株式会社	平成26年9月30日	20	2.0	平成26年11月30日	高村健司氏
6	株式会社アンリミテ ッド	平成26年9月30日	10	2.0	平成27年8月31日	株式会社ネットス タジアム
7	プラスワン株式会社	平成26年9月30日	25	3.0	平成26年11月30日	高村健司氏
8	ステディ合同会社	平成26年9月30日	9	2.0	平成27年1月31日	高村健司氏
9	ステディ合同会社	平成26年10月9日	10	2.0	平成27年1月31日	高村健司氏
10	有限会社ワイズブラ ンニング	平成26年10月9日	10	2.0	平成27年1月31日	エムティホールデ ィングス株式会社
11	ステディ合同会社	平成26年10月24日	30	2.0	平成27年1月31日	高村健司氏
12	ステディ合同会社	平成26年10月29日	50	2.0	平成27年1月31日	高村健司氏
13	三木哲郎	平成26年11月14日	100	7.0	平成27年3月31日	高村健司氏
14	高林良男	平成26年12月15日	15	7.0	平成27年10月31日	竹森郁氏
15	高林良男	平成26年12月17日	10	7.0	平成27年10月31日	竹森郁氏
16	高林良男	平成26年12月26日	30	7.0	平成27年10月31日	竹森郁氏
17	高林良男	平成27年1月13日	20	7.0	平成27年10月31日	竹森郁氏
18	高林良男	平成27年1月28日	7	7.0	平成27年10月31日	竹森郁氏
19	小松周平	平成27年2月3日	30	7.0	平成27年10月31日	ファーストメイ ク・リミテッド株 式会社
20	横森光平	平成27年2月6日	15	7.0	平成27年3月31日	ファーストメイ ク・リミテッド株 式会社

返済予定額合計 429 百万円 (内訳：借入れ残高合計 421 百万円、未払利息 8 百万円)

※1、2については、既に返済済みであります。

※8、9、11、12のステディ合同会社からの借入総額99百万円のうち40百万円につきま
しては、借入先であるステディ合同会社に預け金として仮払いを行いました。しかし、

その後平成 27 年 2 月 27 日に仮払いの一部である 28 百万円、平成 27 年 3 月 6 日に 12 百万円が戻し入れされましたため、現在の実質的な借入残高は上記表に記載のとおり 99 百万円であります。

【訂正後】

	債権者	借入日	借入額 (百万円)	年利 (%)	返済期限	紹介者
1	池田清志	平成 26 年 9 月 10 日	10	15.0	平成 26 年 11 月 30 日	個人投資家
2	池田清志	平成 26 年 9 月 12 日	10	15.0	平成 26 年 11 月 30 日	個人投資家
3	プラスワン株式会社	平成 26 年 9 月 25 日	20	3.0	平成 26 年 11 月 30 日	高村健司氏
4	株式会社ホライズン インベストメント	平成 26 年 9 月 29 日	10	2.0	平成 26 年 12 月 28 日	二
5	オークワン株式会社	平成 26 年 9 月 30 日	20	2.0	平成 26 年 11 月 30 日	当社子会社取締役
6	株式会社アンリミテッド	平成 26 年 9 月 30 日	10	2.0	平成 27 年 8 月 31 日	当社子会社取締役
7	プラスワン株式会社	平成 26 年 9 月 30 日	25	3.0	平成 26 年 11 月 30 日	高村健司氏
8	ステディ合同会社	平成 26 年 9 月 30 日	9	2.0	平成 27 年 1 月 31 日	株式会社ゲットモ アコンサルティング グ
9	ステディ合同会社	平成 26 年 10 月 9 日	10	2.0	平成 27 年 1 月 31 日	二
10	有限会社ワイズブ ランニング	平成 26 年 10 月 9 日	10	2.0	平成 27 年 1 月 31 日	当社元取締役
11	ステディ合同会社	平成 26 年 10 月 24 日	30	2.0	平成 27 年 1 月 31 日	株式会社ゲットモ アコンサルティング グ
12	ステディ合同会社	平成 26 年 10 月 29 日	50	2.0	平成 27 年 1 月 31 日	竹森郁氏
13	三木哲郎	平成 26 年 11 月 14 日	100	7.0	平成 27 年 3 月 31 日	高村健司氏
14	高林良男	平成 26 年 12 月 15 日	15	7.0	平成 27 年 10 月 31 日	竹森郁氏
15	高林良男	平成 26 年 12 月 17 日	10	7.0	平成 27 年 10 月 31 日	竹森郁氏
16	高林良男	平成 26 年 12 月 26 日	30	7.0	平成 27 年 10 月 31 日	竹森郁氏
17	高林良男	平成 27 年 1 月 13 日	20	7.0	平成 27 年 10 月 31 日	竹森郁氏
18	高林良男	平成 27 年 1 月 28 日	7	7.0	平成 27 年 10 月 31 日	竹森郁氏
19	小松周平	平成 27 年 2 月 3 日	30	7.0	平成 27 年 10 月 31 日	会社経営者
20	横森光平	平成 27 年 2 月 6 日	15	7.0	平成 27 年 3 月 31 日	会社経営者
21	ステディ合同会社	平成 27 年 2 月 27 日	28	二	二	株式会社鎌倉商事
22	ステディ合同会社	平成 27 年 3 月 6 日	12	二	二	株式会社鎌倉商事
返済予定額合計 429 百万円 (内訳：借入れ残高合計 421 百万円、未払利息 8 百万円)						

※ 1、2 については、既に返済済みであります。

※ 8、9、11、12 のステディ合同会社からの借入総額 99 百万円のうち 40 百万円につきましては、借入先であるステディ合同会社に預け金として仮払いを行いました。しかし、その後平成 27 年 2 月 27 日に仮払いの一部である 28 百万円、平成 27 年 3 月 6 日に 12

百万円が戻し入れされましたため (21、22)、現在の実質的な借入残高は上記表に記載のとおり 99 百万円であります。

(29 頁)

【訂正前】

(2) 割当予定先を選定した理由

(略)

高村健司氏は、平成 16 年に Arrow Capital 株式会社というベンチャーキャピタルに勤務し、株式会社マルチフォーチュンジャパンにて投融資の経験を積まれ、ファイナンシャルアドバイザーとしての経歴を積まれた方です。高村健司氏と当社の関係は、合同会社社会社コンシェルジュより、合同会社社会社コンシェルジュの顧問としてファイナンシャルアドバイザー業務を行っている担当者であると紹介され、当社はそのように認識して相談を行っておりました。しかし、実際には顧問として活動していた時期は短期間であり、報酬も受領していなかったため、高村健司氏としては合同会社社会社コンシェルジュに所属しておらず、フリーランスとして活動しているという認識だったとのこと。そのため、当社は、平成 27 年 3 月 2 日付「平成 26 年 9 月 25 日付から平成 27 年 2 月 6 日付までの「資金の借入に関するお知らせ」の一部訂正について」に記載のとおり当社の借入れの紹介者を「合同会社社会社コンシェルジュ」から「高村健司氏」個人に訂正開示致しました。

【訂正後】

(2) 割当予定先を選定した理由

(略)

高村健司氏は、平成 16 年に Arrow Capital 株式会社というベンチャーキャピタルに勤務し、株式会社マルチフォーチュンジャパンにて投融資の経験を積まれ、ファイナンシャルアドバイザーとしての経歴を積まれた方です。高村健司氏と当社の関係は、当社顧問として、当社の新規事業の推進にご協力いただいております。

(44 頁)

【訂正前】

・第三者割当による第 4 回新株予約権の発行

払 込 期 日	平成 26 年 3 月 31 日
新株予約権の総数	29,500 個 (新株予約権 1 個につき 1,000 株)
発 行 価 額	総額 25,635,500 円 (新株予約権 1 個につき金 869 円)
調 達 資 金 の 額	460,000,000 円 (差引手取概算)
行 使 価 額	1 株当たり 16.2 円
募集時における発行済株式数	35,256,000 株
割 当 先	合同会社社会社コンシェルジュ ホライズンパリテートサービス株式会社 ※なお、平成 26 年 5 月 15 日にホライズンパリテートサービス株式会社の組織再編において当社の新株予約権は新設分割会社である株式会社ホライズンインベストに移動しております。
当該募集による潜在株式数	29,500,000 株
現時点における行使状況	29,500,000 株
発行時における当初の資金使途	(a) 当社の既存事業であるデジタルコンテンツ部部門の構造改革

	として製造ラインの改修工事等の費用 30 百万円 (b) 日本国内畜産業者向け高栄養飼料の製造業開業に伴う 施設工事外注費、経営指導料、車両購入費等 210 百万円 (c) 除染事業進出に伴う企業買収資金 55 百万円 (d) 当社の事業活動運転資金及び借入金返済 <u>165</u> 百万円
発行時における支出予定時期	(a) 平成 26 年 3 月～平成 26 年 4 月 (b) 平成 26 年 3 月～平成 27 年 4 月 (c) 平成 26 年 3 月～平成 27 年 1 月 (d) 平成 26 年 3 月～平成 26 年 12 月
現時点における充 当 状 況	(a) 当社の既存事業であるデジタルコンテンツ部門の構造改革として製造ラインの改修工事等の費用 30 百万円 (b) 日本国内畜産業者向け高栄養飼料の製造業開業に伴う 施設工事外注費、経営指導料、車両購入費等 140 百万円 (c) 企業買収資金の一部として計上していた連結決算開始費用 10 百万円 (d) 当社の事業活動運転資金及び借入金返済 <u>280</u> 百万円

【訂正後】

・第三者割当による第 4 回新株予約権の発行

払 込 期 日	平成 26 年 3 月 31 日
新株予約権の総数	29,500 個 (新株予約権 1 個につき 1,000 株)
発 行 価 額	総額 25,635,500 円 (新株予約権 1 個につき金 869 円)
調 達 資 金 の 額	460,000,000 円 (差引手取概算)
行 使 価 額	1 株当たり 16.2 円
募集時における発行済株式数	35,256,000 株
割 当 先	合同会社社会コンシェルジュ 大村安孝 ※なお、平成26年5月15日にホライズンパリティートサービス株式会社の組織再編において当社の新株予約権は新設分割会社である株式会社ホライズンインベストに移動しております。
当該募集による潜在株式数	29,500,000 株
現時点における行使状況	29,500,000 株
発行時における当初の資金使途	(a) 当社の既存事業であるデジタルコンテンツ部部門の構造改革として製造ラインの改修工事等の費用 30 百万円 (b) 日本国内畜産業者向け高栄養飼料の製造業開業に伴う 施設工事外注費、経営指導料、車両購入費等 210 百万円 (c) 除染事業進出に伴う企業買収資金 55 百万円 (d) 当社の事業活動運転資金及び借入金返済 <u>159</u> 百万円
発行時における支出予定時期	(a) 平成 26 年 3 月～平成 26 年 4 月 (b) 平成 26 年 3 月～平成 27 年 4 月 (c) 平成 26 年 3 月～平成 27 年 1 月 (d) 平成 26 年 3 月～平成 26 年 12 月
現時点における充 当 状 況	(a) 当社の既存事業であるデジタルコンテンツ部門の構造改革として製造ラインの改修工事等の費用 30 百万円 (b) 日本国内畜産業者向け高栄養飼料の製造業開業に伴う

	施設工事外注費、経営指導料、車両購入費等	140 百万円
	(c) 企業買収資金の一部として計上していた連結決算開始費用	10 百万円
	(d) 当社の事業活動運転資金及び借入金返済	274 百万円

訂正 52：平成 27 年 6 月 12 日付「(開示事項の経過) 第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の経緯に関するお知らせ」の一部訂正

(2 頁)

【訂正前】

3. 譲渡先の決定経緯

(略)

当社の役員及び執行役員、本件増資等のウインドラクション投資事業有限責任組合以外の割当先及び当社が平成 27 年 3 月期に借り入れた金融機関以外の借入先と、当社の借入先であった小松周平氏が代表を務めるブリゲイドプロパティーズ株式会社及び伏見正子氏を除く各譲渡先との間には面識がないことを確認しております。

【訂正後】

3. 譲渡先の決定経緯 (略)

当社の役員及び執行役員、本件増資等のウインドラクション投資事業有限責任組合以外の割当先及び当社が平成 27 年 3 月期に借り入れた金融機関以外の借入先と、当社の借入先であった小松周平氏が代表を務めるブリゲイドプロパティーズ株式会社及び伏見正子氏、株式会社ダブリュー・ビーエスの代表者と当社取締役(当時)について、面識がありました。また、株式会社 I n f i L i n k の代表者と当社子会社取締役(当時)、青木氏についても当社取締役(当時)が面識ありました。

4. 今後の見通し

今回の「2. 訂正する適時開示資料等の一覧及び各資料の訂正事由」に記載の一連の訂正を踏まえた平成 28 年 3 月期の連結業績予想は、平成 27 年 8 月 7 日に公表いたしました「平成 27 年 3 月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載の「3. 平成 28 年 3 月期の連結業績予想(平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日)」をご参照ください。

当社は、今後可能な限り速やかに再発防止策の具体化と確定を進めてまいります。

以 上